

E-19

秘

昭和36年度

予算説明資料



Nagase

財団法人 日本海外協会連合会



国際協力事業団

受入 月日 '84. 8. 22	000
	39
登録No. 13088	EA

目次

昭和 36 年度予算要求の重点

本部関係説明資料 1 頁

支部関係説明資料 127

JICA LIBRARY



1013097[9]

昭和36年度予算要求の重点

1. 本部関係

- (1) 海協連と地方海外協会の業務態勢の強化と末端機構（市町村）の確立
- (2) 一般啓発宣伝の強化
- (3) 海外移住研修所の拡充
- (4) 商工関係移住の促進

2. 支部関係

- (1) 駐在理事制度の新設
- (2) 営農指導の強化
- (3) 移住者の資金援助と受入準備のための整地住宅費補助の計上
- (4) 開拓移住地造成費の計上
- (5) 移住者子弟教育の拡充
- (6) 移住者医療、衛生面の援助強化

本部關係說明資料

本部関係説明資料目次

	頁
§ 1. 昭和36年度本部要求予算の概要	1
1. 本部要求予算中の主なる事項	1
2. 本部要求予算一覧表	6
§ 2. 業務運営費説明資料	23
1. 人件費	23
(1) 現員現給表	23
(2) 現員職務分担表	28
(3) 人員増加の必要な理由	37
(4) 要求予算による人員配置表	41
(5) 職員増員数及びその内訳	43
(6) 35年度派遣員手当支給該当者	44
(7) 36年度本部より在外支部派遣予定員数	46
(8) 業務分掌規則	48
2. 誌謝金	52
(1) 参与謝金	52
(2) 調査謝金	52
(3) 資料入手謝金	53
(4) 翻訳謝金	54
3. 旅費	55
(1) 国内旅費	55
(2) 外国旅費	58
4. 庁費	61
(1) 備品費	61
(2) 自動車購入費	62
(3) 消耗品費	63

	頁
(4) 賃 金	63
(5) 印刷製本費	64
(6) 通 信 費	64
(7) 事務所借料	65
(8) 会 議 費	65
(9) 雑 役 務 費	67
5. 神戸支部費	68
§ 3. 事業費説明資料	71
1. 諸 謝 金	71
2. 啓発宣伝費	74
(1) 印刷製本費	74
(2) 広報関係費	83
(3) 映画製作費	85
(4) 放 送 費	88
(5) 自動車購入費及び維持管理費	89
3. 講習会費	90
(1) 商工移住者講習会費	90
(2) 地方海外協会移住事務担当講習会費	91
(3) 職員研修費	92
(4) 海外実習生講習会費	92
4. 商工移住者等募集送考費	93
5. 日本学生移住奨励費	97
6. 国際移住調査費	100
7. 海外移住研修所費	105
8. 移住者支度費補助金事務取扱費	121
9. 地方海外協会補助金	122

§ 1. 昭和36年度本部要求予算の概要

1. 本部要求予算中の主たる事項

(業務運営費)

(1) 取員の増員について

本部取員	18名 (53名)	
神戸支部員	3名 (0名)	支部設置のため
支度費事務係	3名 (0名)	移住者支度費補助金交付事務処理のため
海外移住研修所員	3名 (3名)	語学 2名 機械技術 1名

(注)1 ()内は前年度定員数

- 本部取員 18名の主たるものは、在外支部補助金の当会統一処理(外務省より移管)に伴う支部指導連絡係、商工関係移住係、啓発宣伝関係委員及び地方海外協会指導連絡係等である。

(「本部取員増員数及びその内訳」(43頁)参照)

(2) 派遣員手当について

35名分を要求

36年度新規派遣員	10名
35年度内派遣員	4名
34年度末現在派遣員	21名
計	35名

(注)1. 35年度予算において、4名の赴任旅費が計上されたが、派遣員手当は前年度通りの21名分の計上にとどまった。

2. 36年度新規派遣員数10名は、支部の増員要求数(35名)。その担当業務内容等を勘案の上、決定。

(3) 諸謝金について

新たに参与謝金(3名分) 資料入手謝金、翻訳謝金を計上。

(4) 国内旅費について

イ. 理学会、評議員会出席旅費

地方理学会よりの強い要望もあり、法人運営経費として新規に計上

ロ. 移動移住相談旅費

「移動移住相談室費」が35年度新たに事業費中に会場借料、印刷製本費等を内容として補助されたが、更に2班編成で相談班が地方巡回のための旅費を計上。

(5) 外国旅費について

イ. 移住者輸送引当旅費

年間1,000名の移住者を25船で輸送するために25名分を計上。

特に本旅費の地方海外協会分については、現在の一部補助を全額且つ全員補助に改めて要求。

(注) 従来地方海外協会分については、補助対象者の場合、1名宛10万円、非対象者の場合全額県費負担。

ロ. 赴任帰国旅費

在外支部の増員要求数(35名)。その担当業務内容

支部現況等を勘案し、赴任 10 名帰国 4 名、交替 4 名及びこれらの家族（平均家族数配偶者及び子供 1 名）の旅費を計上。

(注) 「赴任帰国旅費」(58 頁)を参照のこと。

ハ、現地在住邦人招致旅費

現地事情につき啓発宣伝に当らせるため、4 名分（パラグライ、ボリビア、アマゾン、南伯各 1 名）を新規計上。

(6) 庁費について

イ、事務所借料

移転を予定して増額要求。

ロ、通信費

支部連絡に緊急を要する件多く、外国電報料を大巾増額

ハ、自動車購入費

(7) 神戸支部費について

移住あつせん所との連絡、在神戸外国公館との接衝、査証事務等の円滑なる処理のため要求（3 名配置）

(事業費)

(1) 諸謝金（移住者輸送援護費）について

従前の 1 人宛 30 円（ $= 90 円 \times \frac{1}{3}$ 、当会、地方、移住者で負担）を、50 円（ $= 100 円 \times \frac{1}{2}$ 、当会、移住者で負担）に増

額要求。

(2) 啓発宣伝費について

国民の海外移住意欲を昂揚して移住の拡大を図るため、一般啓発宣伝を特に強化する。

イ. 印刷製本費

月刊冊子（移住専門誌）、季刊雑誌（一般啓発誌）を新たに発行

ロ. 広報関係費

移住促進週間費（全国的に移住促進週間行事を実施するために、中央において必要とする経費）及び広告費（新聞広告掲載料）を新規要求

ハ. 映画製作費

「南米の新天地」（アルゼンティン、パラグアイ、ボリビア編）及び「海外移住への道」（移住相談より出帆まで）の2本を製作

（注）映画購入費は計上しない。

ニ. 宣伝カー購入費及び維持管理費

地方海外協会への啓発宣伝業務に機動性と末梢浸透性を持たしめるため、全国各地区に1台ずつ配車。

(3) 講習会費について

イ. 商工移住者講習会費

単身200名、家長200名、計400名の講習を計画

ロ. 海外実習生講習会費

実習生30名の講習会費（従来の4県費負担を廃し

て全額補助に改めたい)に新たに現地派遣旅費を計上

(4) 海外移住研修所費について

従来の研修部に新たに研究部(研究生5名)を併設すると共に、語学、機械技術の研修指導を拡充のため3名を増員し、実習施設を拡充し、職員宿舎を新築する諸経費を計上。

(5) 移住者支度費補助金事務取扱費について

移住者支度費補助金の交付事務の処理に必要な人件費(3名分)及び事務費

(6) 地方海外協会補助金について

イ、中央・地方そして現地を通じて、当会と地方海外協会が組織として一貫した責任ある移住業務を遂行できるような態勢に改善整備するため。

ロ、地方海外協会の事業は単に農業移住者の募集、送のみではなく、最近においては商工移住者(技術移住を含む)の募集、送出及び移住者支度費補助金交付事務等、農林省予算では建前上カバーできない面も増加している現状にかんがみ。

地方海外協会がその担当する業務を遂行するに要する総括的経費を「地方海外協会補助金」として要求する。

補助率 3分の2

1 協会当り補助金額 2,339 千円

2. 本部要求予算一覧表

科 目	前 年 度	36 年 度
日本海外協会連合会補助金	379,739 ^円	1,231,639 ^円
日本海外協会連合会本部補助金	61,163	1,088,523 301,581
(一) 業務運営費	49,349	109,751
1. 人件費	24,669	37,028
俸給	12,534	15,773
扶養手当	597	722
暫定手当	2,404	2,904
期末手当	2,784	3,476
勤怠手当	934	1,168
管理手当	0	1,527
超過勤務手当	1,184	1,744
通勤手当	229	277
社会保険料	1,056	1,507
派遣員手当	2,870	7,205
退職者手当積立金	0	575
臨時取員手当	77	150
2. 諸謝金	958	2,503
(会長手当)	360	600
(参事手当)	0	720
(弁護士謝金)	60	60

(6)

備 考

(7)

科 目	前 年 度	36 年 度
(講 演 謝 金)	444 18	444 48
(調 査 謝 金)	221	400
(資 料 入 手 謝 金)	0	90
(翻 訳 謝 金)	0	210
(船 中 謝 金)	299	375
3. 国 内 旅 費	1766	5929
(理 事 会 評 議 員 会 出 席 旅 費)	0	1790
(フ ロ ッ ク 会 議 出 席 旅 費)	288	461
(募 集 選 考 会 議 出 席 旅 費)	206	329
(答 蒙 宣 伝 出 張 旅 費)	620	1050
(移 動 移 住 相 談 旅 費)	0	1168
(移 住 者 送 出 旅 費)	652	802
(神 戸 支 部 員 赴 任 旅 費)	0	129
4. 外 国 旅 費	11178	35488
(移 住 会 議 出 席 旅 費)	1155	1324
(移 住 者 輸 送 引 続 旅 費)	4951	13490
(赴 任 帰 国 旅 費)	3830	16951
(現 地 指 導 調 査 旅 費)	1242	1288
(現 地 在 任 邦 人 招 致 旅 費)	0	2435

備 考

科 目	前 年 度	36 年 度
5. 方 費	10,778 ^{千円}	25,555 ^{千円}
備 品 費	265	1,056
(増員に伴う備品費)		394
(その他の備品費)		662
自動車購入費	0	950
消 耗 品 費	867	1,649
(文 具 費)		1,353
(消耗器具費)		62
(凌励費貸付金関係)		234
賃 金	21	105
印刷製本費	530	764
光熱及〇水料	293	760
(電 灯 料)		483
(水 道 料)		27
(暖 房 料)		250
通 信 費	2,218	8,472
(郵 便 料)	668	1,601
(国 内)	497	1,104
(国 外)	171	497
(電 報 料)	472	4,144
(国 内)	221	580
(国 外)	251	3,564

(10)

備 考

(11)

科 目	前 年 度	36 年 度
(電 話 料)	1,078 ^円	2,727 ^円
運 搬 費	200	346
事 務 所 借 料	4,562	7,200
会 費	544	1,165
(移住者選考会費)	180	225
(移住肉保機関と の連絡会費)	45	45
(啓蒙宣伝会費)	95% x 45	70
(募集パンフレット会費)		240
(入会接待費)	303	585
自動車維持費	342	644
雑 役 務 費	936	2,444
(自動車車庫借上料)	102	216
(自動車保険)	39	59
(車体検査整備料)		100
(印 紙 代)	705	950
(送金手数料)	90	240
(移住地への慰問品 の送料関係費)		316
(事務所移転費)		323
(交換台増設費)		240
6. 神 戸 支 部 費	0	3,448
人 件 費		1,082

備 考

科 目	前 年 度	36 年 度
旅 費		141
庁 費		2,225
(二) 業 費	18,575	191,830
1. 諸 謝 金	291	550
2. 啓 発 宣 伝 費	10,131	54,380
印 刷 製 本 費	1,991	8,403
(機 関 誌)	1,432	3,121
(季 刊 雑 誌)	0	1,027
(月 刊 冊 子)	0	585
(単 行 本)	97% x 2,50	2,296
(移 住 の し お り)	311	515
(南 米 卓 上 地 図)	0	454
(ポ ス タ -)	160	405
広 報 関 係 費	1,570	10,865
(展 示 作 製 費 写 真 代 金)	50	280
(展 示 会 、 講 演 会 費)	1,000	3,105
(移 動 移 住 相 談 費)	520	945
(移 住 促 進 冊 面 費)	0	2,846
(広 告 費)	0	3,689

備 考

科 目	前 年 度	36 年 度
映画製作費	0	13.777
映画購入費	3,616	0
放送費	2,954	12.528
自動車購入費	0	6.528
自動車維持管理費	0	2.279
3. 講習会費	1,675	7.541
商工移住者講習会	461	2.688
地方海外協会職員 移住事務講習会費	118	2.36
職員研修費	59	1.83
海外実習生講習会費	1,037	4.434
4. 商工関係移住者募集 考費	444	3.263
募 集 費	269	1.822
送 考 費	175	1.441
5. 日本学生移住連盟費	162	9.82
6. 国際移住調査費	1,022	1.567
7. 海外移住研修所費	8,850	15.187

(16)

備 考

(17)

科 目	前 年 度	36 年 度
研 修 生 食 糧 費	540	630
工 事 費	1,380	3,895
機 械 器 具 購 入 費	0	1,736
農 場 費	0	60
家 畜 購 入 費	0	186
実 習 費	0	76
見 学 費	0	82
8. 移住者支及費補 助金事務取扱費	0	1,366
人 件 費	0	887
庁 費	0	479
9. 地方海外協会補助金	0	107,594
人 件 費		43,562
旅 費		8,004
庁 費		15,870
啓 発 宣 伝 費		5,474
モデル高校育成費		920
講 習 会 費		3,174
商工関係移住者 等募集選考費		874
支 部 費		29,716

備 考

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights that records should be maintained in a clear, organized, and accessible manner to facilitate audits and ensure compliance with relevant laws and regulations.

2. The second part of the document outlines the specific requirements for record-keeping, including the need to document all financial transactions, personnel movements, and operational decisions. It stresses that records should be kept for a minimum of five years, unless otherwise specified by applicable laws. The document also notes that records should be stored in a secure and protected environment to prevent unauthorized access, loss, or destruction.

3. The third part of the document discusses the role of record-keeping in the context of public administration. It explains that accurate records are crucial for monitoring the performance of government agencies, identifying areas for improvement, and ensuring that public resources are used efficiently and effectively. The text also notes that records are essential for resolving disputes and providing evidence in legal proceedings.

4. The fourth part of the document provides guidance on how to implement a robust record-keeping system. It suggests that organizations should establish clear policies and procedures for record-keeping, and should ensure that all staff are trained and aware of their responsibilities. The document also recommends that organizations should regularly review and update their record-keeping practices to reflect changes in laws and regulations.

5. The fifth part of the document discusses the challenges of record-keeping in the digital age. It notes that the increasing volume of digital data and the ease of data manipulation and deletion pose significant challenges for record-keeping. The text suggests that organizations should implement strong security measures and data backup procedures to protect digital records and ensure their integrity and availability.

6. The sixth part of the document discusses the importance of record-keeping in the context of public access to information. It explains that accurate records are essential for ensuring that the public has access to government information and that government operations are transparent. The text notes that records should be maintained in a format that is accessible to the public, and that organizations should have clear policies and procedures for handling public requests for information.

7. The seventh part of the document discusses the role of record-keeping in the context of public administration reform. It explains that accurate records are essential for identifying areas for improvement and implementing effective reforms. The text notes that records should be used to monitor the progress of reforms and to evaluate their impact on government operations and public service delivery.

8. The eighth part of the document discusses the importance of record-keeping in the context of public administration ethics. It explains that accurate records are essential for ensuring that public officials are held accountable for their actions and that public resources are used ethically. The text notes that records should be used to identify and address any ethical issues that arise in the course of government operations.

9. The ninth part of the document discusses the role of record-keeping in the context of public administration training and development. It explains that accurate records are essential for identifying the needs of public officials and providing them with the training and development they need to perform their jobs effectively. The text notes that records should be used to track the progress of training and development programs and to evaluate their impact on public officials' performance.

10. The tenth part of the document discusses the importance of record-keeping in the context of public administration research and evaluation. It explains that accurate records are essential for conducting research and evaluation of government operations and public service delivery. The text notes that records should be used to collect and analyze data on government operations and public service delivery, and to identify areas for improvement and effective practices.

§ 2 業務運営費說明資料

1. 人 件 費

(1) 現員現給表

A. 本部関係

(35.8.20日現在)

氏 名	職 名	年令	学 歴	給与(級号)	
森重 千夫	理 事 長	58	東 大 法 卒	75,000	
鈴木 政勝	常務理事 常務部長	54	東北大法卒	60,000	
河野 吉祥	常務理事 常務部長	52	宮崎高農卒	60,000	
古岡 富弥	参事 参事部長	69	東京外語卒	42,000	
(課 長)					
南本 虎一	総務課長	57	同 大 法 卒	3-2	
杉原 恵	会計課長	56	旅順語学校卒	3-6	
浜野 宣直	海外課長	51	中大法卒	4-8	
下田 昇	貸付課長	40	東大文中退	4-5	
野呂 一正	募集課長	47	宮崎高農卒	4-7	
池田 源太郎	輸送課長	54	大阪外語卒	3-1	
末次 不二彦	教養課長	56	北大農卒	3-2	
堀切 秀夫	本報課長 本報課長代理	51	青山学院卒	4-4	
大谷 清四郎	資料課長 資料課長代理	33	東 大 法 卒	5-4	

(総務部総務課)

氏 名	職 名	年令	学 歴	給与(級号)	
石川 理喜男	主 事	40	旧 農 卒	5-4	
井上 勝	〃	37	東大法卒	5-2	支部赴任予定
奥田 隆男	書 記	27	立大社会卒	7-3	
吉松 豊	〃	26	国学院大卒	7-2	
長瀬 威	〃	24	東農大卒	7-2	
小森 千鶴子	〃	27	高 卒	7-1	
花鳥 照和	雇	23	中 卒	(II)4-9	謄 写
田宮 アサ子	〃	24	高 卒	(II)4-7	和文タイプ
爲我井 和子	〃	21	中 卒	(II)4-7	〃

(総務部会計課)

高橋 福太郎	主 事	58	旧 中 卒	4-4	
吉村 政雄	書 記	22	高 卒	7-2	
宮崎 清子	〃	40	旧高女卒	7-2	貸付課兼務
金子 安男	〃	24	中大文中退	8-6	
市川 陽子	臨時雇	20	商 高 卒	8-4	
伊橋 義雄	雇	57	旧中中退	(II)3-12	自動車運転
宇田川 克己	〃	30	旧 中 卒	(II)4-14	〃
唐沢 幸子	〃	22	中 卒	(II)4-3	電話交換手

(総務部海外課)

氏名	職名	年令	学歴	給与(級号)	
山崎信雄	書記	32	東大農卒	7-5	
鈴木讓二	主事	24	東京外語大卒	6-1	支部赴任予定
松井和子	主事	33	旧高女卒	6-1	貸付課兼務
(総務部貸付課)					
中谷静雄	主事	35	明治学院中退	5-2	
前川洋右	書記	24	中大商卒	7-4	
石川国子	"	24	高校卒	8-6	
山本恵美子	雇	24	"	8-5	
中野節子	"	23	"	8-4	
(業務部募集課)					
小松豊	主事	38	旧中卒	5-6	
篠崎俊英	"	27	東大農卒	6-4	
財津勇	書記	31	松山商大卒	7-5	
上園義房	"	27	農業短大卒	7-3	
安田守男	"	22	高校卒	8-4	

(業務部輸送課)

氏名	職名	年令	学歴	給与(級号)
永山 潤	主 事	40	東京外語大卒	5-8
末次 輝雄	〃	27	早大 商 卒	6-4
川端 史郎	書 記	26	関西大法卒	7-4
鈴木 昭雄	〃	28	東京外語大卒	7-3
川瀬 宏	〃	26	大阪外語大卒	7-3
松原 章子	雇 員	20	国学院高卒	8-3
勅使河原 要	嘱 託	50	東京外語大卒	20,000 ^円
(業務部教養課)				
内田 重雄	主 事	58	東大 農 卒	4-4
大類 弘幸	〃	28	東大 農 卒	6-4
(広報部広報課)				
長谷川 勝久	主 事	26	早大 文 卒	6-4
藤田 政彦	書 記	35	早大 法 卒	7-6
西村 康男	〃	21	商 高 卒	8-5
(広報部資料課)				
西岡 徳人	主 事	27	東大 農 卒	6-4

(広報部付)

氏名	職名	年齢	学歴	給与(級号)	
長尾武雄	嘱託	51	旧中卒	27,500 ^円	
(神戸駐在)					
小佐々良衛	嘱託	27	旧師範卒	10,000 ^円	
堀口進一	書記	23	上智大卒	7-3	

B. 海外移住研修所関係

氏名	職名	年齢	学歴	給与(級号)	
中村寿二郎	嘱託	20	東大農卒	48,000 ^円	
松本三郎	主事	52	日大専門部法卒	4-6	
吉田貞吉		34	日大農卒	6-6	

(2) 現員職務分担表

A. 本部関係

(35年8月20日現在)

氏名	所属	業務分担
森重千夫	理事長	事務執行の総括
鈴木政勝	総務部長	1. 総務課、会計課、海外課、貸付課の総括 2. 各部課及び在外支店業務の統合調整 3. 事業計画、予算、決算の総合的作成 4. 関係官庁、外国公館、その他諸団体との折衝 5. その他総務全般に関する事項
河野吉祥	業務部長	1. 募集課、輸送課、教養課の総括 2. 関係官庁、外国公館、その他諸団体との業務に関する交渉折衝
古閑富弥	広報部長	1. 広報課、資料課の総括 2. 関係官庁、外国公館、その他諸団体との業務に関する交渉折衝
南本虎一	総務課長	1. 各部課事務の統合調整に関する事項 2. 総務課事務の総括 3. 人事に關する事項 4. 文書に關する事項 5. 庶務に關する事項 6. 予算編成に關する事項

氏 名	所 属	業 務 分 担
井上 勝	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 7. 各種会議の総括 8. 海外移住研修所に関する事項 1. 人事に関する事務 2. 役職員の海外出張,赴任に関する事務 3. 手算, 事業計画, 事業報告に関する事務 4. 部内諸規則に関する事務 5. 海外移住研修所に関する事務, 6. 国際移住研究会, 日本学生移住連盟に関する事務 7. 地方海外協会に関する事務 8. 理事会, 評議員会, 部課長会議等の記録, 整理事務
<ul style="list-style-type: none"> 長瀬 威 小森 千鶴子 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関する事項 2. 役員の仕事的事務 3. 文書の回付, 整理 4. 図書管理 5. 自動車の管理 6. 会議の召集, 連絡及び接待 7. 業務月報の発行

氏 名	所 属	業 務 分 担
石川 理豊男	総務課	1. 文書の接受、発送及び保存
奥田 隆男		2. 各種証明書作成事務
吉松 豊		3. 簿冊、ファイル保管事務
花島 照和	総務課	1. 筆耕 2. 謄写、印刷
田宮 アキ子	総務課	1. 和文タイプ
爲我井 和子		2. 文書事務補助
杉原 恵	会計課長	1. 会計課事務の総括 2. 本・支部補助金関係経理の総括 3. 予算の執行及び決算関係事務の総括 4. 営繕及び厚生関係事務の総括
高橋 福太郎	会計課	1. 営農資金出納 2. 渡船費出納 3. 小口現金出納 4. 旅費計算事務
宮崎 清子	会計課 (貸付課兼務)	1. 支払(収入)決議伝票起草 2. 収入金受領証発行事務 3. 前渡金、仮払金、立替金等の事務 4. 貸付課事務
吉村 政雄	会計課	1. 在外支部経理及び送金事務

氏名	所属	業務分担
金子安男	会計課	2. 移住者支度費補助金事務 1. 講習会経理事務 2. 物品出納事務 3. 庁中整備 4. 証憑書編集
市川陽子	会計課	1. 俸給給与事務 2. 源泉徴収事務 3. 社会保険料事務
伊橋義雄	会計課	自動車運転
宇田川克巳	会計課	
唐沢幸子	会計課	電話交換
浜野直直	海外課長	1. 海外課事務の総括 2. 在外支那業務指導事務の総括 3. 移住者受入、送出に関する立案及び渉外事務 4. 商工関係移住、中小企業、漁業等の海外進出に関する事項 5. 支那予算の編成に関する事項
山崎信雄	海外課	同上2~3の補助
鈴木譲二	海外課	

氏 名	所 属	業 務 分 担
松井 和子	海外課 (貸付課兼務)	1. 課内庶務的事項 2. 貸付課事務
下田 昇	貸付課長	1. 貸付課事務の総括 2. 債権管理法関係事務の総括 3. 移住者渡航費貸付及び回収に関する事務の総括
中谷 静雄	貸付課	1. 移住者渡航費の借入事務 2. 在外受入機関との移住契約締結事務 3. 携行外貨 4. 営農資金 5. 移住あっせん所関係事務
前川 洋右	貸付課	1. 移住者送出に関する資料の集計 2. 貸付金関係書類の整理、記帳
石川 園子	貸付課	1. 移住者名簿の作成
山木 恵美子		2. 渡航費償還表の作成
中野 節子		3. 貸付金台帳、帳簿事務
宮崎 清子	会計課兼務	4. 渡航費貸付新法律に基づく27年度以降貸付金の計算事務
松井 和子	海外課兼務	5. 課内庶務的事項

氏 名	所 属	業 務 分 担
野呂 一正	募集課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募集課事務の総括 2. 移住者の募集に関する立案 3. 選考会議の開催
{ 小松 豊 藤崎 俊英	募集課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募集要領案及び送出実行計画案の作成、募集に関する部内、外との事務連絡 2. ファイル、台帳整理、その他課内庶務
{ 藤崎 俊英 上園 義房	募集課	<ol style="list-style-type: none"> 1. パラグアイ、ボリビア、アルゼンティン、ドミニカ関係移住者の募集、選考事務 2. 海外実習生、産業開発青年隊、力行会及び商工関係移住者の募集、選考事務
{ 財津 勇 安田 守夫	募集課	<ol style="list-style-type: none"> 1. アマゾン、中伯、南伯自営開拓、養蚕協会コチア扱移住者の募集、選考事務 2. 南伯雇用、リオ・グランデ・ド・スール分益農移住者の募集、選考事務

氏 名	所 属	業 務 分 担
池田 源太郎	輸送課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送課事務の統括 2. 移住者送出計画の作成 3. 移住者輸送引卒員の選任
永山 潤	輸送課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船席調整、乗船決定事務 2. 査証手続事務（西語使用国関係）
末次 輝雄	輸送課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送引卒員渡航手続事務 2. 移住者輸送共済積立金事務 3. 移住者支度費補助金関係事務
鈴木 昭雄	輸送課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 査証手続事務（西語使用国関係）
川瀬 宏	輸送課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 査証手続事務（伯国関係）
勅使河原 要		<ol style="list-style-type: none"> 2. 伯国指名呼寄選考事務
川端 史郎	輸送課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 査証手続書類整理、及びファイリング 2. 課内庶務的事項 3. 船席調整、乗船決定事務補助
松原 章子	輸送課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 欧文タイプ 2. 課内庶務補助
末次 不二彦	教養課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教養課事務の統括 2. 移住者の教養、訓練に関する事項 3. 海外農業移住中央訓練所に関する事項

氏名	所属	業務分担
内田 重雄 大類 弘幸	教養課	1. 移住者講習会の実施事務 2. 農業移住者講習会用教材作成
堀切 秀夫	広報課長 代	1. 広報課事務の総括 2. 広報業務の指導、調整 3. 各種催物の開催計画及び地方指導
長谷川 勝久	広報課	1. 広報宣伝方策と企画策定 2. 放送による広報宣伝の計画と実施
藤田 政彦	広報課	1. 巡回移住相談関係 2. 講演会、展示会関係事務 3. 地方との連絡事務
西村 康男	広報課	1. 展示品、映画フィルム出版物等、 発送事務 2. 課内庶務的事項
長尾 武雄	広報部付	1. 移住相談 2. 特別行事に関する助言 3. 広報部全般の施策に対する助言
大谷 晋四郎	資料課長 代	1. 資料課事務の総括 2. 機関紙「海外移住」の編集、作成

氏 名	所 属	業 務 分 担
西岡 徳人	資 料 課	3. 展示品(写真等)の作成 4. リーフレット、ポスター等の作成 5. 単行本の編集、作成 1. 「移住」の編集作成 2. 単行本の編集作成 3. 資料の整理 4. 課内庶務的事項
小佐々 良樹 堀口 進一	神戸駐在員 事務所 (輸送課)	1. 神戸移住あつせん所入所移住者送 出事務 2. 全上査証手続事務 3. 本部との連絡事務

B. 海外移住研修所

氏 名	所 属	業 務 分 担
中村 孝二郎		教務主任(所長代理)
松本 三郎		事務主任
吉田 貞吉		教 務

(3) 人員増加の必要を理由

昭和36年度の増員要求数は、「職員増員数及びその内訳」(43頁)の項に記載の通りであり、増員を必要とする主なる理由は次の通りである。

イ. 本部職員について

(イ) 在外支部指導連絡係(2名)

在外支部の実情を把握して、現地業務の管理、指導に徹底を期し、内・外一体の實を挙げるため

経理関係指導連絡係 1名

営業 1名

計2名を増員したい。

(ロ) 商工技術移住係(1名)

受入国の要望と国内の趨勢に即応して中小企業の海外進出、商工技術移住の推進を図るため、昭和36年においては、1,000名の商工関係移住を見込むが、これが完璧のため、在外支部との連絡、進出企業体との連絡、及び移住者の募集、選考等に当るため1名を増員することとしたい。

(ハ) 査証事務係(1名)

査証係の担当する業務の主な内容は、移住者の渡航のための入国許可の取付、渡航関係書類の請求整備、審査、右のための健康診断書、各種証明書等の翻訳、関係在日公館に対する査証取付接衝、等であり、現在これら業務の処理のため本来の係(業務の内容上語学堪能であることを要す)だけでは人手不足につき、輸送課員が総員でこれにかかっ

ているのであるが、そのため同課の他の業務に支障を生ずるだけでなく、関係国の在日公館（ブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボリビア）の増設乃至新設された現在事務内容が複雑化したので、査証事務自体の遅滞もまぬかれ難い実状にあり、ノ名の増員を要求した。

(注) 1. 在日公館増、新設状況

イ、ボリビアは、従来日本人の名誉領事が置かれていたのみであったが、34年の末、公使が着任した。

ロ、パラグアイは従来在日公館がなかったが、本春、公使着任、公使館が新設された。

ハ、ブラジルは、東京大使館領事部が昨年独立すると共に、新たに横浜に領事館が開設された。

ニ、アルゼンティンは、7月から同じく東京大使館領事部が独立すると共に、新たに横浜に総領事館が設置されることとなった。

(注) 2 査証取付業務所要時間の一例

1. ブラジル国公募移住者について行う (a) 渡航関係書類の請求、審査 (b) 健康診断費、種痘証明書、職業証明書、*Ficha*、*Pedido*の翻訳及びタイプ等以上 (a) (b) の所要時間は一家族5人の場合（写真貼付等の雑務も加えると）少くとも3時間を要する。

ロ. ブラジル国呼称移住者について行う (a) ポ文
労務契約書の内容審査, 台帳記帳, (b) 推せん
調書送付依頼事務 (地方協会宛) (c) 推せん調
書審査, 合否決定, 合格者台帳記載, 合格通知
作成, 渡航関係書類提出請求手続等, 以上 (a),
(b) (c) に要する時間は, 1 家族 5 人の場合 2
時間である。

(二) 啓発宣伝及び同資料作製係 (1 名)

一般啓発宣伝の拡充のため, 36 年においては, 新たに
月刊冊子, 季刊雑誌の出版, 8 ミリ映画の製作, 短波, 有
線の両放送, 移住促進巡回行事等を実施する計画であり,
これらを遺憾なく処理するため, 広報関係要員として標記
係 1 名を増員いたしたい。

(ホ) 移動移住相談班要員 (2 名)

35 年度予算において事業費の計上を認められたが, 実
施担当要員として 1 班に夫々 1 名 (1 班 2 名編成で実施す
る計画であるので, 他の 1 名は現職員をその都度振りむけ
ることとする) 計 2 名の増員を要求した。

(注) 国内旅費中の「移動移住相談室旅費」の項参照

(ハ) 地方海外協会指導連絡係 (1 名)

現在総務課 1 名をこれに当てているが, 兼務のため態勢
極めて不十分たるをまぬがれない。「地方海外協会補助金」
の計上と相まって, 中央, 地方一体の実を挙げるために,
1 名の増員を要求したい。

(ト) 運 転 手 (ノ名)

自動車購入計画と対応して

(チ) 邦文タイピスト(ノ名)

現在2名であるが、発信文書の増加のため、現在員では
処理不可能で、各課で複写を余儀なくされている現状。

(リ) 電 話 交 換 手 (ノ名)

現在でも外線5本、内線20本でオーバのピンコ(休
憩は午食時のノ時間のみ)、増員に伴う内線増加の上は、
増員しなければ無理である。

ロ、神戸支部員について

「神戸支部費」の項参照。

ハ、移住者支度費補助金係について

「移住者支度費補助金事務取扱費」の項参照

ニ、海外移住研修所員について

「海外移住研修所費」の項参照

(5) 販員増員数及びその内訳

(イ) 増員数

区 分	35年度定員	36年度要求	増員数	備 考
本 部 販 員	53名	64名	11名	
神戸支部員	0	3	3	支部新設に伴う
移住者支度費補助金係	0	3	3	
海外移住研修所員	3	6	3	語学 (2) 機械技術 (1)
計	56	76	20	

(ロ) 増員内訳

区 分	増員数	備 考	
本 部 販 員	在外支部指導連絡係 { 経費 管理 }	1} 2名	
	商工技術移住係	1	
	査証事務係	1	移住者定額維持等のこともあり、在日外国公館 との査証取付等の事務的増員増加。
	啓発宣伝及び同資料作成係	1	啓発宣伝の強化のため
	移動移住相談班要員	2	2班 (1班2名)
	地方海外協会指導連絡係	1	
	運 転 手	1	自動車購入
	タイピスト	1	和 文
	電話交換手	1	内線の増加に伴う(35年度20本)
計	11		
と の 他	神戸支部関係	3	
	移住者支度費補助金係	3	
	海外移住研修所員	3	語学(面語 米語)各1名 機械技術1名
計	9		
累 計	20		

(6) 35年度派遣買手当支給該当者

氏名	赴任月日	支 部 名
大 沢 大 作	30	サンパウロ
横 田 一 太 郎	31. 4.	ドミニカ
古 田 純 三	31. 5	アマゾン
向井田 枝	31. 5. 31	リオ、デ、ジャネイロ
北 村 孝	31. 7. 2	ドミニカ
平 野 重 利	31. 9. 15	サンパウロ
高 橋 基	32. 2 8	サンフランシスコ
沢 地 隆 治	33. 10. 17	パラスアイ
熊 野 浩 行	33. 12. 4	サンパウロ
宮 広 千代蔵	34. 1. 2	ホリビア
若 槻 恭 雄	34. 2. 17	ホリビア
伊 関 治 郎	34. 3. 4	アマゾン
寺 神 戸 暁	34. 4 2	ホリビア
正 木 茂 男	34. 5. 4	パラスアイ
高 橋 康 夫	34. 6. 4	ドミニカ
池 水 国 寿	34. 7. 4	パラスアイ
末 永 三 男	34. 9. 4	パラスアイ
大 橋 正 義	34. 10. 4	リオ、デ、ジャネイロ
竹 野 進	34. 11. 4	ホリビア
高 橋 順治郎	34. 11. 4	パラスアイ
竹 中 仙 三	34. 12. 4	アマゾン

氏 名	赴任月日	支 部 名
坂 本 喜 郎	34. 12. 30	サンパウロ
上 村 延太郎	35. 2. 4	アマゾン
廉 野 繁	35. 2. 4	アルゼンティン
宮 川 清 忠	35. 6. 4	パラスアイ
峰 村 正 光	35. 8. 4	サンパウロ
鈴 木 讓 二	35. ⁹ (予定) '7	サンパウロ
井 上 勝	35. ¹¹ (予定) '4	アマゾン

計 28名

(2) 36年度本部より在外支部派遣予定員数

駐在理事室(スラジリア) 2名

新規 理事 1名 (2等級)

〃 理事付 1〃 (4〃)

アマゾン支部 3名

新規 トメアス第2農業技術者 1名 (4等級)

〃 マラニオン 〃 1〃 (4〃)

交代 〃 〃 (4〃)

リオ、テ、ジネイロ支部 1名

交代 1名 (5等級)

サンパウロ支部 1名

新規 サンパウロ中小企業 1名 (6等級)

パラスワイ支部 2名

新規 アルトパラナ事務所 1名 (7等級)

〃 医師 1〃 (5〃)

ホリヒア支部 2名

新規 中小企業 1名 (5等級)

〃 医師 1〃 (5〃)

アルゼンチン支部 1名

新規 エノス中小企業 1名 (5等級)

ドミニカ支部 2名

交代 1名 (4等級)

〃 〃 1〃 (6〃)

總計 14名 (新規 10名, 交代 4名)

等級	新規	交代	計
2 等級	1	0	1名
4	3	2	5
5	4	1	5
6	1	1	2
7	1		1
計	10	4	14

(8) 業務分掌規則

第 1 条 この規則は、日本海外協会連合会（以下「本会」という）における業務分担の内部組織及び所管事務の範囲を明確に定め、もって本会の業務の能率的な遂行と円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 本会の主たる事務所の下に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 業務部
- (3) 広報部

2. 前項に掲げるものの外、会長は必要と認める場合には、委員会を設置することができる。

3. 本会の従たる事務所の内部組織については、別に定めるところによる。

第 3 条 前条に掲げるものの外、本会に附属機関として海外移住研修所及び海外農業移住中央訓練所を置き、その内部組織については、別に定めるところによる。

第 4 条 総務部に下の各課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 会計課
- (3) 海外課
- (4) 貸付課

2. 総務課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、紀律その他人事に関すること。
- (2) 役員職員の海外出張、赴任及びその家族の移転等の手続

に關すること。

- (3) 文書の接受、発送、保存及び証明に關すること。
- (4) 印章の保管に關すること。
- (5) 諸規定の制定及び改廢に關すること。
- (6) 地方海外協会に關すること。
- (7) 海外移住に關する關係諸機關及び諸団体との連絡に關すること。
- (8) 各部課の事務の綜合調整に關すること。
- (9) 海外移住研修所に關すること。
- (10) 前各号に掲げるものの外、他部課の所掌に屬しない事務に關すること。

3. 會計課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に關すること。
- (2) 収入及び支出に關すること。
- (3) 資産の管理に關すること。
- (4) 物品の出納に關すること。
- (5) 旅費の給与並びに厚生に關すること。
- (6) 管轄及び警備に關すること。

4. 海外課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 移住者の受入、指導及びあつせんに關すること。
- (2) 海外移住に關する調査企画及び資料の蒐集に關すること。
- (3) 在外支部及び在外受入機關に關すること。
- (4) 商工業關係移住の振興に關すること。

5. 貸付課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 移住者渡航費の貸付及び回収に関すること。
- (2) 貸付金の管理に関すること。
- (3) 移住者の携行資金に関すること。
- (4) 業務上の統計に関すること。

第 5 条 業務部に下の3課を置く。

- (1) 募集課
- (2) 輸送課
- (3) 教養課

2. 募集課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 移住者の募集に関すること。
- (2) 移住者の選考に関すること。

3. 輸送課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 移住者の渡航手続及びあつせんに関すること。
- (2) 移住者の輸送に関すること。
- (3) 移住者輸送引車員の選任に関すること。
- (4) 移住者支度費補助金の交付に関すること。

4. 教養課においては、下の事務をつかさどる。

- (1) 移住者の教養、訓練に関すること。
- (2) 海外農業移住中央訓練所に関すること。

第 6 条 広報部に下の2課を置く。

- (1) 広報課
- (2) 資料課

2. 広報課においては、下の事務をつかさどる。

(1) 海外移住に関する広報宣伝に關すること。

(2) 講習会、展示会等に關すること。

(3) 移住の相談に關すること。

3. 資料課においては、下の事務をつかさどる。

(1) 啓発宣伝に關する資料の蒐集及び作成に關すること。

(2) 機関紙その他資料の編集に關すること。

第7条 部及び課には、それぞれ下の長をおくものとする。

(1) 部 長

(2) 課 長

第8条 部長は、理事長の命を受けてその部の事務を統括する。

2. 課長は部長を補佐して、その課の事務を統括する。

第9条 会長は、必要があると認める場合には、部に次長、

課に課長補佐又は係長を置き、それぞれ部長又は課長を補佐させることができる。

第10条 委員会の所掌事務及び構成については、会長がこれを定める。

第11条 前各号に規定する場合の外、本会の取制及び事務の分掌に關し、本規則に規定のない事項については、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、昭和35年4月1日から実施する。

2. 着 謝 金

(1) 参 与 謝 金

月2万円、3名分を計上したが、3名の内訳は次の通りである。(業務内容よりして非常勤的且つ事務段階を超えるので、職員とせず、参与とした。)

イ、地方海外協会との連携強化のため / 名

理事会、評議員会の開催回数が限られているので、これを補って地協の要望、動向を中央に伝えると共に、逆に中央より地方へのパイプを通す一助とするため、現在地協の代表に参与を委嘱しているのであるが、旅費等の支給も行っていない現状にあり、本趣旨を徹底せしめるため計上した。

(注) 事務的段階における地協との連絡強化を計るために、別途「地方係」(ノ名)の増員を要求。

ロ、移住相談主任として / 名

現地在住経験者の豊かな体験に基づき移住相談を実施するため、

ハ、在日外国公館との接衝のため / 名

移住協定締結国をはじめとする諸外国公館との事務的段階を超えた接衝に従事せしめるため。ひいては事務接衝の円滑化を計る。

(2) 調 査 謝 金

調査テーマは概ね次の通りである。

1、渡航費貸付事務管理の恒久的システム樹立のための調査。

(現行国内南拓政策に基すく諸貨付、融資金の管理方式、生保、火保会社の契約者管理等、渡航費貨付事務管理の参考となるべき事項の調査を、日本能率協会等に委託する。)

ロ、機関紙、放送等のP.R.効果に関する調査。

ハ、当会、地協を一体の体系として考える場合の事務処理方式の確立のための調査。

ニ、中南米の移住者上陸港における通関、商税問題の実態調査。

ホ、移住講習会等に用いるテキスト作成、改訂のため諸テーマについての研究、調査。

ヘ、移住者の母国日本にもたらす経済的効果に関する調査。

(3) 資料入手謝金

使途予定下記の通り。

イ、アマゾン・トメアスー、中伯の移住地、アルゼンチンのガルアベー、パラグアイのプラム、ホリビアのサンフアン等各移住地に於ける日常生活、営農生活等に関し、一定のテーマを与えて現地入植者に原稿を書かせる。この資料の蒐集は現地支部が直接指導にあたると共に、これを取まとめて当会本部へ送付する。

本部ではこれを刊行物発刊の際に適宜織込んでいくか、あるいは一冊の本にまとめて出版する。

② 300円(400字詰)×40枚×5移住地=60,000

ロ、南米から母国訪向にいられている人に、同じく一定のテーマを与えて執筆してもらい、これを刊行物の中に織込む。現

在米からの一時帰国者は相当あり、且ついわゆる筆のたっ
人も多いので、この方法による原稿の蒐集は非常に有効であ
らうと思われる。

@ 300円(400字詰) × 20枚 × 5人 = 30,000円

ハ. のこり10,000円は図書等資料の購入費にあてる。

(4) 翻訳謝金

下記のことを翻訳することと致したい。

イ. 欧文和訳

ブラジル関係

Guilberto Freire 著

Casa Grande e Cengala

ホリビア関係

Harold Osborne 著

Bolivia

ラテン・アメリカ関係

Harvard University Press 出版

*Handbook of Latin American
studies*

ブラジル、ホリビアの解説書を編集出版する際、上記三冊
の内容は、これらの解説書の中に織込むにふさわしいもので
あるのでその一部を抜すいの上邦訳することにした。

@ 400円(400字詰) × 100枚 × 3 = 120,000円

ロ. 和文欧訳、 当会寄附行着、 当会事業内容、

3. 旅 費

(1) 国内旅費

イ. 理事会、評議員会出席旅費

法人運営のために開催する理事会（年2回、7月、12月）
評議員会（年2回9月、3月）に夫々理事及び評議員が地方
より出席するための旅費を、地方よりの強い要望もあり新規
に計上した。

理事数 23名

中央在住理事 10名

地方 “ 13名

評議員 46名（各県より夫々1名）

ロ. フロック会議出席旅費

広く移住機構（特に地方機構）その他移住一般の諸問題を
各県或は各地域毎の特殊条件を加味して討議研究して、中央
と地方並びに各海外協会間の意見及び資料の交換を計るため
、フロック会議がフロック毎に各県廻り持ちで開催せられて
いるが、当会としては当会議の指導を通じて地方海外協会の
健全な育成と移住促進を計る方針で、前年度に引続き年同
28回、各会議1名の出席旅費を計上した。

ハ. 募集 選考 会議出席旅費

年を追うにつれ、地方海外協会の職員は漸次充実してきた
が、まだ経験の浅い職員が多く、地方協会全体として十分に
その機能を発揮出来ていないのが現状である。これら職員
の質的向上をはかり、地方協会の活動を万全ならしめるため

56年度においても、神戸及び横浜で「地方海外移住事務担当者講習会」を開催する予定であるが、地方職員全員がこれに参加することはのぞめないものであって、中央より県の段階で行われる地方海外協会の募集、選考或は諸会議に経験豊かな役職員を派して、これに参画せしめ、実際業務上の細部にわたっての協議、指導育成を行うと共に、更にはこれら事務的のもの一段階前の問題としての諸企画の諮問に応じ指導を行う等弾力性のある広範な内容の地方協会の指導は移住促進のため極めて意義のあることであり、右を実施するための56年度においても引きつづき当旅費を計上した。

二、啓蒙宣伝出張旅費

啓蒙宣伝こそ、国内における移住業務の第一線であると云える。従って当会としては独自に全国にわたって展示会、講習会等を開催すると同時に、地方海外協会主催の啓蒙宣伝活動にも中央より講師又は指導員等を派遣して参加し、これが指導援助を行う。

なお、現地事情に詳しい講師を地方で得ることはまだ困難な場合が多く、当会役員のみでは需要に追いつけず、関係方面にも依頼している状況にある。

ホ、移動移住相談旅費

広報宣伝は広範囲に有機的に行うことがより有効であるがスタッフと資料に限度がある場合には、これらに機動性を賦与することによって限界要因を幾分かでも除去し得る。このため移動移住相談室を設置し、2班を編成して各地方海外協

会を拠点として県内主要地点にて簡易展示会、座談会、8.7.77
映画会等をおわせ行う。(これが事業費に關しては、「広報関
係費、移動移住相談室費」の項において詳述。)

移動計画表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第 I 班	東北 北海道 ブロック		東北 北海道 ブロック		北陸 ・東海 ブロック		北陸 ・東海 ブロック		中国 ・四国 ブロック		中国 ・四国 ブロック	
第 II 班		関東 ブロック		関東 ブロック		近畿 ブロック		近畿 ブロック		九州 ブロック		九州 ブロック

(注) /ブロック/回4県、/県平均4ヶ所を巡回

ハ 移住者送出旅費

あっせん所においては、渡航費貸付契約等所謂移住者送出
事務以外に、移住者の各種相談に応ずることから、関係外国
公館との折衝等に至るまで移住者入所中は殊に事務が集中的
に輻輳するのであっせん所内に宿泊して事務処理に当る。

ト 神戸支部赴任旅費

3名の職員を配することとしてこの赴任旅費を計上

(注) 「神戸支部費」の項参照

(2) 外国旅費

イ. 移住会議出席旅費

アスンミオンにて開催予定の中南米移住事務連絡会議に出席し、併せて駐在理事現地支部との連絡、移住地視察のため役員ノ名を出張せしめる。

ロ. 移住者輸送引卒業旅費

(イ) 移住者を保護し、移住先国まで安全且つ有意義な航海をなさしめることは当会の重要な業務の一つである。当会としては、右業務を遂行するため、当会役員、地方海外協会役員等に輸送引卒業員を委嘱し、移住者の指導監督、船側との連絡、寄港地、上陸地の関係諸機関との折衝等にあたらしめるため配船25船に各ノ名を乗船せしむることとした。

年間輸送引卒業員数 25名

うち帰路航空機利用 4名

帰路船舶利用 21名

(注) 帰路航空機利用者は、重要なポストにいて長期間の不在が直接業務に支障を来す当会役員に限る。

(ロ) なお、従来本旅費の「地方海外協会分」(地方海外協会役員等に引卒業員を委嘱する場合)については、

補助対象者の場合 1名当リ10万円補助

(非対象者の場合 全額県費負担)

であったので、これを全額且つ全員補助に改める考え方で要求。

ハ. 赴任帰国旅費

移住者数の増大、移住地数の増加に伴い、現地駐在理事室を新設すると共に、在外支部の陣容を強化する必要があるため、昭和36年度在外支部の増員要求数(35名)、その業務内容(管農指導、事務一般、会計等)等を堪察し下記により赴任及び帰国旅費を計上した。

赴任旅費 14名分(新規赴任10名、交代4名)とその家族分(平均家族数—配偶者及び12才以上の子供1名)

帰国旅費 4名分とその家族分(平均家族数—全上)

(ロ) 赴任、帰国予定 次表の通り

支 部	業 種	数	等級	備 考
駐在理事室 (ブラジリア)	理 事	1名	2等級	新 規
"	理 事 付	1	4	"
アマゾン	トメアス-第2 農業者技術者	1	4	"
"	マラニオン 農業者技術者	1	4	"
"	—	1	4	帰国交代
リオデジアイロ	—	1	5	"
リンパツロ	中小企業係	1	6	新 規
パロプアイ	アルトパラナ 事務	1	7	"
"	医 師	1	5	"
ボソビア	中小企業係	1	5	"
"	医 師	1	5	"
ドミニカ	—	1	4	帰国交代

ドミニカ	—	1	4	帰国交代
アルゼンチン	ブエノス 中小企業係	1	5	新規
計		10		新規赴任
		4		交代
		4		帰国

(注) 現地駐在理事の新設について

在ブラジルの4支部（アマゾン、リオ、サンパウロの他に、新たにポルト、アレグレを加える）の統轄責任者として、また、中南米各国に散在する10支部の活動の迅速的確なる指導を行うため、日本大使館の移転にも関連して、ブラジルの新首都ブラリア 現地駐在理事室を新設し、理事及び理事付を配する。

二. 現地指導調査旅費

在外支部の渡航費貸付金回収及び管理事務、会計事務及び営農資金関係事務の処理の実情を調査し、これが的確なる処理を指導するため、1名分を計上。

ホ. 現地在住邦人招致旅費

(イ) 移住を希望しながら、この足を踏む者は移住後の生活の不安を覚えるからである。こういう人に、移住の決意を固めさせるには、現地事情を確実に把握させ、将来の見通しについて納得させることが一番である。

そのために、長年現地で苦勞を味わった未成功を遂げた

現地在住邦人を日本に呼び、直接移住希望者との話合いにあたらしめることは、極めて有効である。

- (ロ) 現地の有力邦人が日本で移住希望者の南米呼寄せに力を盡したとなれば、本人自身の呼寄せの自覚をうながし、受入先の開拓に少なからぬ努力を払うばかりでなく、移住関係機関と現地在住邦人との間により密接な関係が確立するものと思われる。

以上の理由により、パラグアイ、ボリビア、アマゾン、南伯の4地域より各1名(5等級待遇)計4名を招致するものである。

4 庁 費

(1) 備品費

イ 電動計算機を要求する理由

瘦航費貸付金関係計算事務を能率的に実施するため

(貸付契約件数)

対政府	163件
対移住者	10,475 "
計	10,638 "

(計算内訳)

(1) 新元本の算出(旧貸付元金に未納利子を加算)

36,600回

(2) 新利率による償還表の作成

625,900回

(3) 個人別、延滞金の算出

44700回

(61)

(1)+(2)+(3) 合計

707,200回

上記に対して、手動計算機を用いるときは、金額のケタ数平均7であるから $707,200 \times 7 = 4,950,400$ 約500万回、手動回転しなければならない。

これに要する手数と時間を考えれば、電動計算機によらざるえない。

ロ レフコピア

現在使用中のリコピ — では両面の復写、厚紙の複写等は不可能であり、しかも地方及び現地に対する各種書類写の送付件数が増加している現状から事務の簡易化のためレフコピアを設置したい。

ハ 8ミリ映写機

従来広報活動に主として活用されている16ミリ映画は、本数、持ち運びの便宜、製作費用等よりして、概して大会場用に供することとし、8ミリ映画はその特性（経済性と機動性）よりして地方末端の啓発宣伝活動（移動移住相談等）に活用する。

(2) 自動車購入費

現在の保有自動車数は乗用車が2台、役員用、定期使用（外務、農村両省との事務連絡のため）及び外国公館等との連絡用として活用しているが、地方に対して展示品、教材、資料等を送付の場合発送駅まで荷物を積出すことに不便が多いので、貨客兼用のステーション、ワゴンを購入して、これが便宜を計ると共に、海外移住研修所、海外農業移住中央訓練所等への物品

運搬を直接これにより行うこととした。

(3) 消耗品費

イ 文具費

11名の増員、11,000名の移住者選出予定、及び年間配船数25船を係数として算出

ロ 渡航費貸付関係分

品名	数量	単価	金額
移住者渡航費貸付金総括筈	1冊	2,000 ^円	2,000 ^円
政府借受移住者渡航費償還額年度別基準筈	1,000枚	4	4,000
現地引受機関別移住者渡航費貸付金及び償還額年度別基準筈	10,000枚	2	20,000
現地引受機関別償還金徴収筈	10,000枚	2	20,000
契約別渡航費貸付金及び利子徴収筈	250冊	500	125,000
渡航費償還金徴収総括筈	1冊	2,000	2,000
渡航費貸付金個人台帳	20,000枚	3	60,000
違約金徴収筈	1冊	1,000	1,000
計			234,000

(4) 賃金

移住統計資料集計、機関紙等刊行物の発送等のため、雇員の時間的余裕なき場合、アルバイト形式の人員を雇用するため、(年間延300名)

(5) 印刷製本費

移住者選出予定数 11,000名、配船数 25 船等に基づいて兼船看名簿、移住者名簿、合格通知書、移住者合格後の注意事項、選考調書等の作製費を算出、更に各種様式用紙、報告書、移住地資料、海外実習生募集要領等の印刷製本費を増額要求した。

(6) 通信費

イ 国内の移住業務が移住者の増加に伴い増大し、複雑化するにつれて、内国通信連絡の強化、充実が益々重要になって来る。

当会は、全国々々都道府県の中央機関として共に業務に従事するため、たえず全国的に密接な連絡をとり、業務に手遅のないようつとめなければならない。とくに

- (イ) 募集についての打合せ
- (ロ) 渡航手続書類の取揃え
- (ハ) 神戸駐在員との連絡

等は、移住船の出帆に日数を限定されて、迅速に処理しなければならないので、速達便、電報、とくに長距離電話の比重が益々重くなっている。

ロ 35年度より、在外移住者受入機関の予算は、当会支部予算として当会予算に統合されているが、これに伴い、当会は在外支部に対し

- (イ) 総合的指導監督の強化、拡大
- (ロ) 現地における事業についての指示、及びその実情把握
- (ハ) 経理事務の厳格な施行と整理

(二) 移住者呼寄せ及び送出手続きに関する連絡打合せ等指示、連絡の回数は増加する一方である。

しかも、南米は郵便通信状況が極めて悪く、航空便によれば、リオデジヤネイロ、サンパウロ、フエノスアイレス等大都市へも片道10日、パラグアイ、ボリビア等内陸地帯へは片道平均2週間から3週間を要する。

従来、外国電報料の計上は僅少にとどまっていたために、緊急を要する業務も止むを得ず航空便によらざるを得なかったため、事務処理に支障を来すことが少なかった。よってとくに1支部当月3通(1通50語平均)の電報料を要求した。

(7) 事務所借料

(イ) 坪当り単価は、外務、農林両省との連絡の便利な場所としての田村町～虎ノ門地区に事務所を移転することを予定して、同地区の相場に基づいた。

(ロ) 坪数 150坪の使用予定内訳

130坪 増員11名計64名の事務室分として1名
当り坪数約2坪(廊下、便所等を含む)

20坪 展示品、資料、消耗品等格納用倉庫分として

(8) 会議費

イ. 移住者選考会議費

当会及び関係官庁、場合によっては関係機関の係員が出席して地方より提出の選考調書により移住者を選考決定するた

めの会議である。

ロ 移住関係機関との連絡会議費

例えばコテア青年送還に関する打合せ、帰国後の派米農業
労務者の移住指導方針打合せのために開催する。

ハ 啓発宣伝会議費

従来(1)関係方面の担当者が集って年間又は4半期ごとの乃
至は具体的移住地についての広報計画、地方の啓発宣伝活動
の指導方法等につき打合せを行って来たのであるが、昭和
36年度においては上述の中央関係者の会議の他に(2)新たに
年間2回各地方海外協会よりの出席者を集めて中央、地方を
有機的に一本とした啓発宣伝活動の方針、方法等につき打合
会議を開催することとした。

中央のみの会議 月1回(1回15名)

中央、地方合同会議 年2回(1回50名)

ニ 募集ブロック会議費

これまで各ブロック毎に地方主催のブロック会議が地方負
担において開催され、当会は右会議に出席(「ブロック会議
出席旅費」として旅費を計上)して、地方との連絡及びこれ
が指導に当たって来たのであるが、上記会議に併せて、昭和35
年度より会期を1乃至2日延長して中央主催(外務、農村両
省及び当会)の本会議を開催、募集の方針、募集地区の説明
、各県応募現況乃至はその見込等につき具体的打合を行い
募集の促進を計っている。しかる所会場借料、会議費につい
て、地方・中央で折半負担の必要があるので、新規に計上した

次である。

ホ. 外人等接待費

(イ) これまで移住関係、在日公館はブラジル、アルゼンチン、ドミニカ、コロンビア、ウルグアイ、チリー等であって、ボリビアは日本人の名譽領事が置かれ、パラグアイは在日公館がなかったが、34年の末ボリビア公使が着任、パラグアイ国も新任公使が着任し、この両国公館は特に移住協定による移住者選出先国であるので、査証事務等特に接触も多く、円滑に事務を遂行するためには、連絡懇談会等頻りに用く必要が起った。

(ロ) ブラジル国は、東京大使館領事部が昨年独立し、横浜に領事館が開設された。アルゼンチン国は本年9月から同じく東京大使館領事部が独立し、横浜に総領事館が置かれることとなり、従来の大使館とともに新たに2公館の窓口が増加したので、この方面にも渉外費の増加が必要となった。

(ウ) 雑役務費

自動車マ庫借上料、自動車保険料、車体検査整備料、印紙代（渡航費貸付関係）、送金手数料（営農資金及び在外支部補助金送金のため）、移住地慰問品輸送関係費及び事務所移転費を計上した。

イ. 移住地への慰問品輸送関係費について

週刊紙に移住地へ本を送る運動が取りあげられて以来非常に多くの慰問品（古雑誌）が当会に届けられ、その輸送費としての国内及び国外における葉荷、梱包、輸送費を計上した。

毎月約1トン2,600冊年間31,200冊の送付を目標とする。

ロ 事務所移転費

「事務所借料」の項にも述べたが、現在の事務所は、(1)関係官庁と遠隔にすぎ、連絡出頭の不便が大きく、(2)地理的にわかりにくい場所にあるので地方より出会する者にも不便多く、且つ、(3)現定員53名だけでも手狭であるので、関係官庁に近い場所に移転することとしたい。

5. 神戸支邵費

(1) 海協連は、神戸移住あっせん所内における海協連独自の業務を処理するため、31年及び34年より各1名、計2名の人員を本部よりさいて、長期出張の形において神戸に常駐せしめて来た。

(2) 神戸駐在員の業務内容は次の通りである。

(イ) 渡航費貸付契約の締結

(ロ) 支度費補助金の交付

(ハ) 宅農資金の受託

(ニ) 船中及び着後雑費の外貨交換

(ホ) 移住契約の締結

(ヘ) 旅券、査証取得業務

(ト) パラグアイ行移住者の荷物申告書の作成

(チ) 沖繩からの移住者の世話

(リ) 在神戸外国領事館、船会社支店、税関等、関係機関との

連絡.

(ア) 移住相談、調査等

ウ) その他移住者に関する突発的事故の処理.

(3) 移住者数は統計の示す通り年々増加の一途をたどっているが、あっせん所における取扱数は、横浜の7.7/3名に対し神戸は更に4倍弱の29.785名を数えている。

取扱移住者数の増加に比例して前記の業務量は膨張し、すでに当会駐在員2名の業務処理能力の限界を超えている。これを補うべく、本部からの臨時出張者、地元海外協会係員、アルバイト等を動員して、辛うじて業務の遂行をはかっている。

(4) 以上の業務量の増大のほかに

イ 東京—神戸の距離及び事務処理の時間差

ロ 長期出張という変則的な事務体制の非効率化

ハ 関西方面における当会事務機関の必要性

を考慮すれば、自主制をもった神戸支部を設立することは不可欠である。

よって人件費(3名)及び事務費(とくに自動車)を計上するものである。なお、定員3名の業務分掌は次の通りとする。

支部長 総括、総務、経理、渉外

支部員A 渡航費貸付、外貨交換、管農資金取扱

支度費補助金交付等、金融実務

支部員B 旅券査証実務

移住契約の締結

荷物の申告

移住相談はじめ移住者への便宜供与・諸調査

突発的紛争の処理

註1 年次別移住者送出実績

	世帯数	人数
昭和27年度	17戸	54人
28年度	248	1,498
29年度	604	3,741
30年度	508	3,514
31年度	891	6,168
32年度	1,147	7,439
33年度	1,235	7,606
34年度	1,245	7,610
計	5,895戸	37,630人

53. 事業費説明資料

1. 諸謝金

移住者輸送中の罹病、罹災等に際して、移住者援護費に当てるため、移住者各個人と当会で半額ずつ負担することといたしたく、前年度 $90円 \times \frac{1}{3} = 30円$ 、負担を、 $100円 \times \frac{1}{2} = 50円$ に改めて要求した。(前半年度においては、政府補助金、移住者拠金及び移住関係機関寄附金の三者に拠ったが、移住関係機関寄附金は必ずしも確実でなく事務的処理が望み難いので、これを省いた。)

本援護費運用のための「移住者輸送援護共済積立金制度」並びに「同委員会規程」は次の通りである。

「移住者輸送共済積立金制度」

第1 趣 旨

日本海外協会連合会(以下「連合会」という。)が、渡航費を貸付し送化する移住者が、輸送の途中(出発港から乗船した船舶より移住目的のため下船する港に到着する間)において不慮の災害、疾病等の事故により医療費、その他出費を要する際、これを救済援護する。但し、船側の負担に属するものはこの限りではない。

第2 積立金設定及び運用

1. 積立金は次の資金によるものとする。

(1) 政府補助金

(2) 移住者の拠金

連合会の渡航費貸付移住者は、乗船にあたり次の金額を拠出するものとする。

1名につき50円 但し/家族400円を超えない。

2. 連合会は、移住者輸送援護積立金会計を設定し、これを経理する。
3. 本制度の適用及び資金の支出については、左の規定に従うものとする。

(1) 援護の適用を受ける対象と範囲

- イ. 渡航費貸付を受け渡航する移住者
- ロ. 日本の出発港から乗船した船舶より移住目的のために下船する港に至る輸送中に不慮の災害、疾病、その他の事故のため生じた出費、ただし移住者の重大な過失による場合は除く。

- (2) 連合会に本積立金の支出を決定するための委員会を置く。
委員会は輸送監督及び輸送機関の報告に基づき、個々の事件について審査決定する。

「移住者輸送援護共済積立金委員会規程」

(所掌事務)

第1条 移住者輸送援護共済積立金委員会（以下「委員会」という。）は、日本海外協会連合会（以下「連合会」という。）会長の諮問に応じて移住者輸送援護共済積立金の適正なる支出について審議

する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員長1人及び委員5人以内で組織する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1人を置き、連合会理事長がこれに当る。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(委 員)

第4条 委員は、連合会常務理事及び外務省移住局職員のうちから会長が委嘱する。

(委員会)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を召集する。

2 委員会の定足数は委員長を含めて4名とする。

3 委員会の議決は多数決による。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、輸送監督、輸送機関及び移住者等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める。

(幹 事)

第7条 委員会に幹事5名以内を置く。

2 幹事は、連合会の職員のうちから会長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を行う。

4. 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。
5. 幹事は、会議の議事録を作成整備し、これを保管する。

(書記)

第8条 委員会の庶務を処理するため、書記3名を置く。

2. 書記は、連合会の取員のうちから会長が任命する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

2. 啓発宣伝費

(1) 印刷製本費

1. 機関紙「海外移住」(月3回 30,000部)

本機関紙は昭和29年以來ひき続き発刊されており、一般移住希望者の啓蒙に果たしてきた役割は大きい、而して発行部数も需要の増大に応じて年々増加の傾向にあり、発行部数の増大こそ本機関紙の急務であるといえる。

配布計画は下表の通り

(機関紙「海外移住」配布計画)

地方漁協を通して全国 に配布する部数	23,100部 {500部×46県+100部(琉球)}
在外支部	60(サンフランシスコのみ50部増)
在外公館	15
現地組合	5
関係宮方	400
両移住あつ旋所	40(20部×2)
神戸支部	5
海外移住研修所	30
中央訓練所	100
講習会農場	20(2部×10農場)
モデル農業高校	4,500(30部×150校)
学生移住連盟加盟校	600(20部×30校)
報道機関	150
関係団体	100
一般有識者	300
個人講読者 (但し、当会からの郵送分)	500
その他	75
計	<u>30,000部</u>

ロ. 季刊雑誌 (年々回 64頁 5,000部)

現在、当会では機関紙を発行しているが、これはあくまでも農村を主とする移住希望者の啓蒙を主眼とするもので、地方の新制中学卒業程度のもので充分理解し得る様に程度を下げたものである。従つてその読者の対象は限られており移住事業に携わる者、例えば県ならびに海外協会の職員、市町村役場の担当者、移住推進委員等そして又、中南米を理解しようとしている一般人、あるいは政界、経済界、学界等に亘る有識者に対する啓蒙にはならない。然るに後者に対する啓蒙は移住を推進する上には是非とも必要なことであり、又国内与論の喚起にも直結することである。この必要性と目的のために計画されたのがこの季刊雑誌の発刊であつて、内容においても権威のある且つ實地的にも充実した読みごたえのあるものにして一般有権者、並びに移住事業の関係者に強く呼びかけ、海外移住に対する深い認識と理解とを与えんとするものである。実際、移住受入国の政治・経済、移住地のありのよりの状況、その移り変り、そして移住者の生活の動き等は3か月に一度これを纏めるとすれば内容もかなり充実したものとなるべく関係者にとって非常に参考になると思われる。そして、この様な役割は將に定期刊行物のよくするところであつて、単行本のみでは不充分である。(配布先は別表参照)

(季刊雑誌配布計画)

地方海協	470 (10部×47)
市町村担当者乃至 移住推進委員	3,000
在外支部	10
在外公館	15
現地組合	5
関係官庁	100
両移住のついで所	10
神戸支部	2
海外移住研修所	30
中央訓練所	5
講習会農場	10
モデル農業高校	150
学生移住連盟加盟校	30
報道機関	150
関係団体	100
一般有識者	300
公立図書館	93
個人購読者	500
その他	20
計	<u>5,000</u> 部

八、月刊冊子「移住」(B5版 3,000部)

目的は中央と地方、地方と地方との間の事務の円滑化並びに情報の周知徹底を計るためであり、主として中央に於ける移住関係者、地方に於ける移住実務担当者を読者対象として発行する。

従って、機関誌「海外移住」並びに「季刊雑誌」が移住全般と内容として一般の啓蒙を目的としているのに対し、本冊子はいわば移住実務担当者の執務必務的な役割を果たすものである。

内容は主として中央における人事往来、重要な会議の模様とその結論、決定された計画乃至方針の内容とその解説、地方における移住の動きなどである。配布計画は別表参照

(月刊冊子「移住」配布計画)

地 方 審 協	470 (10部×47)
地方に於ける実務担当者	2,300 (琉球を除く)
関 係 官 庁	100
関 係 団 体	50
在 外 支 部	10
在 外 公 館	15
函 移住あつ旋所	4
神 戸 支 部	1
海 外 移 住 研 修 所	30

講習会場	10
その他	10
計	<u>3,000部</u>

ニ、単行本

(イ) ブラジル移住事情 (新刊) 5,000部

移住者の送出数から云ってブラジルは依然その大半を占めておりそれだけにブラジル移住の解説書の需要は多い。しかるに当会が発刊したブラジルに関する解説書は昭和31年度に於て編集したものであつて、既に絶版されており、また内面も全面的に再校討再編集する段階に来ており、新刊書の発刊が必要である。配布計画は別紙参照。

(ロ) ボリビア移住事情 (新刊) 5,000部

将来移住者受入国として有望な国の一つであるが、この国に関する解説書も昭和31年度に出版されたのみで既に絶版となり、内容も全面的に改訂する必要がある。配布計画は別紙参照。

(ハ) 移住地の実態 (新刊) 5,000部

募集中の各移住地の地勢、気候、風土、移住者の生活、営農計画等の実態を解説し、併せて全移住地へ入植するための資格、条件、携行資金等入植条件を説明する。移住を希望する者にとつても、移住実務担当者にとつてもハンドブックとなり得るものである。配布計画は別紙参照。

(ニ) 明日の国パラグアイ(改訂版) 5,000部

昭和35年度に出版したが、パラグアイへの移住は今後益々さかんになる傾向にあり、36年度に於ても一層啓蒙宣伝に努めなければならない。併せて、新しい移住地も創設される予定なので既刊のものと一部改訂、補足して出版する必要がある。配布計画は別紙参照

(ホ) 移住執務提要 (改訂版) 5,000部

本書は昭和32年度に初版したが、表題の示す如く内容は移住者の選考基準、渡航手続、旅券申請、入国手続、等いわゆる移住のための手続、要領並びに例規集となっているので、毎年修正乃至補足する必要がある。尚本書は在外協会の職員、その他移住実務担当者にとっては教科書的役割ともつものであるだけに改訂版発行は各年度必要である。

配布計画は下表の通り。

(単行本配布計画)

地方海協	470 (10部×47)
市町村担当者乃至 移住推進委員	3,000
在外支部	10
在外公館	15
現地組合	5

関 係 官 庁	100
函 移 住 あり 旋 所	10
神 戸 支 部	2
海 外 移 住 研 修 所	30
中 央 訓 練 所	5
講 習 会 製 場	10
モ デ ル 農 業 高 校	150
学 生 移 住 連 盟 加 盟 校	30
報 道 機 関	150
関 係 団 体	100
一 般 有 識 者	300
公 立 図 書 館	93
個 人 購 読 者	500
そ の 他	20
計	5,000 部

ホ 移住のしおり

北伯、中伯、南伯、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、
コロンビアの7種 各 46,000 枚

募集啓発活動に於てしおりの利用効果は甚だ大である。この事は毎年地方からのしおりに対する需要が非常に旺盛であることがこれを証明している。そこで、現在、日本の移住者を受入れている国々についてのしおりと夫々作製すべ

く計画した。但し、ブラジルの場合は、移住地の数も多く、又、移住の形態も数種あるので到底これを一枚のしおりで取扱うことは困難であるので、北、中、南伯の三種とした。配布は各県あたり 1,000 部とする。

へ. 南米卓上地図 (新刊) 5,000 部

移住希望者、移住実務担当者共に地図は必要かくべからざるものである。

配布計画は「単行本配付計画」参照

ト. ポスター B2版 3色 10,000 枚

しおりと同様、啓蒙宣伝活動上必須のものである。

配布計画は下表の通り

(ポスター配布計画)

地方協通して全国に配布する部数	9,200部 (200部 × 46)
琉球	100
在外支部	10
在外公館	15
現地組合	5
関係官庁	20
両移住者あつ旋所	10 (5部 × 2)
神戸支部	1
海外移住研修所	5

中 央 訓 練 所	5
講 習 会 農 場	20 (2部 × 10)
モデル 農 家 高 校	450 (3部 × 150)
学生移住連盟加盟校	60 (2部 × 30)
関 係 団 体	19
そ の 他	80
計	10,000 部

(2) 広報関係費

イ. 展示品作成費

目で見て一目瞭然に理解できる長尺写真及び図表類が、極めて有力な宣伝用武器であることはいうまでもない。

当会では、従来若干の展示物品を持っていたが、利用度が高く、使用が激しいため部分的に破損したものが少なくない。また移住の情勢は刻々に変化発展するものであるから、従来の展示物は、現在の情勢を的確に示しているとはいえない。よって、最新の事情と内容とした展示物品(4寸切写真200枚、図表20枚)と作製し、後記の各行事とはじめ移住関係の植物にフルに活用せんとするものである。

ロ. 移住展示会及び講演会費

広報活動の最もオーソドックスな方法である標記の行事は、過去数年の経験に鑑み、その効果は極めて大きいことが判明

した。講演会、展示会のみならず移住映画上映、移住相談、宣伝用刊行物の配布などを同時に行ない、総合的且つ有機的に啓蒙宣伝を行なおうとするものである。このような催しは農村の“お祭り”にも匹敵するものとして、町村の住民と一堂に吸収して、直接移住希望者の獲得に大きな力を発揮してきた。

また主要都市で開催された場合、有識者、学生の関心を呼び、知識階層及び一般人の海外移住に対する関心を深めることに少なからぬ役割を果たしている。36年度は、全国の46都道府県の半数、23県に於て各一週間の会期をもって開催すべく計画している。

ハ、移動移住相談費

- (イ) 刻々に変化する移住地の現状と正しく地方の末端まで浸透せしめ個別的に移住希望者の相談に応じ以て応募者数を拡大してゆく事を目的とする。
- (ロ) 2班編成で巡回し、同時に簡易展示会、8ミリ映画映写、座談会なども行なう。

ニ、移住促進週間費

- (イ) 海外移住への関心を全国的に浸透させ、その機運の醸成をはかるべく、全国都道府県で一斉に行なう。
- (ロ) 34年度及び35年度は、外務省後援で実施したところ相当の効果を収めた。過去2年の経験に鑑み、本行事を資金

面からも海協連が自主的に行なうのが望ましいとの結論を得、36年度より新たに予算措置を講ずるものである。

- (ハ) 行争としては、講演、映画、展示会特別資料の発刊、懸賞標語の募集その他啓蒙宣伝手段の全てと結果し、全地方海外協会を動員して、総合的な広報活動を展開する。

ホ 広 告 費

隆成を極めている大新聞のルートに乗って、宣伝活動と広告の形において実施する。

広告に盛り込む内容は

- (イ) 移住者の募集
- (ロ) 移住手引書の出版案内
- (ハ) 移住行争への案内

などであり、各広報活動を直接、または側面より促進することを目的とする。

(3) 映画製作費

当会では37年度に「ブラジルは招く」、33年度に「希望の国ブラジル」と移住実務機関として製作し、広報活動に利用してきた。フィルムの利用度は極めて高く、地方海協から地方海協へと転送され、東京に戻ることは、ほとんどない実情にある。

イ、「南米の新天地」

- (イ) 前記の2本のフィルムは、共に撮影対象をブラジルに限つ

ていたが、最近、パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの開拓移住の振興に重点が向けられて来るに伴ない、これらの地域を撮影対象とした映画の製作が必須不可欠と考えられるに至った。

(ロ) この映画の撮影、編集は、海外移住映画の製作に経験を持つ専門家に委嘱し、助手一名と共に南米に派遣する。過去の映画フィルム帯給状態から計算して、プリントは10本とする。

(イ) 撮影方針は、間口の広さよりも奥行の深さを求める。従来ブラジルを舞台とした映画がブラジル事情の紹介を含めて、総花的に移住地をとりあげたのに対し、ボリビアのサンフアン移住地、パラグアイのアルトパラナ移住地、アルゼンチンのガルアペー移住地等、典型的な開拓移住地に焦点をしばり、移住者の営農、生活ぶりを深く掘り下げて構成する。

ロ、「海外移住への道」

(イ) 前記の“南米の新天地”が現地事情を詳さいに伝えることを目的としていることに対し“移住への道”は国内における移住事情を周知徹底せしめることを目的とする映画である。

(ロ) 映画の内容は、応募の動機から説き起し、移住相談、手続講習訓練、あっせん所内の生活として乗船、出帆までの梗概と順を追って描く。

- (ハ) 映画のテーマとしては、海外移住の必要性、必然性を強調すると共に、移住希望者に現実的な指針となるべき具体的な事項を紹介しようとするものである。

(プリントは10本)

ハ. 8ミリ映画製作費

当会在外支部の駐在員は、常に移住地と直接に接している関係上、移住地の変化発展ぶり、その詳細な状況に精通している。

この実を注がすべく、駐在員に8ミリ映画のフィルムを携行せしめ、移住地の変化、発展を刻々に捉え、日本国内における末端の広報活動（例えば移動移住相談）に役立てようとするものである。

8ミリ映画は、製作経費がかさまないばかりでなく、その利用にあたっては、持ち運びに便利且つ映写設備も簡単に済み、経済性、機動性の点からも極めて有用と考えられる。

具体的には、

- (イ) 本部において生フィルムを購入し、輸送引率者に携行させて支部駐在員の手許にとどける。
- (ロ) 支部員が撮影したフィルムは次の輸送引率者が日本に持ち帰り、本部において編集、プリントする。
- (ハ) これと各ブロック毎に配給して利用する。

なお、35年度に計上された映画購入費は36年度には要求せず、映画製作費1本にしぼることが、現状からして妥当である。

(4) 放送費

ラジオの電波に移住の啓蒙宣伝番組をのせれば、ラジオの普及度からいって極めて効果が大きいことはいうまでもない。34年度は15番組をラジオ東京ほかローカル放送局16局において3ヵ月間に13回放送し、35年度においても募集重点地域のローカル放送を使いスポット放送などを実施して来た。その結果、移住に關する向合せの増加をみるなど、具体的な成果が明らかになったので、36年度はラジオ放送と拡張、従来の中波放送に加えて短波放送、有線放送を開始したい。

イ. 中波放送

- (1) 放送局 ラジオ東京ほか16局
- (2) 放送回数 半年26週、毎週1回計26回
- (3) 時間 農家にとって聴取率の良い早朝6時台を選ぶ
- (4) 番組 15分番組とし、現地事情応募の手引等をディスク、ジヨッキ一風にまとめた番組とする。

ロ. 短波放送

- (1) 放送局 日本短波放送
- (2) 放送回数 年52週×3回=156回
- (3) 時間 受信範囲の広い特殊性に鑑み、各階層共通の食事時たる夕方の6~7時台を選ぶ。
- (4) 番組 15分番組とし、現地移住者の声のルポルタージュのほか、移住事情の解説、手続や費用などの説明等、多少教養番組的な傾向を持たせる。

ハ. 有線放送

全国の農山漁村に2000余局もある有線放送局を通じ、末端へのラジオ番組浸透をはかろうとするものである。36年度はとりあえず約4分の1に当たる506局(46県×11局)を選んで実施したい。

(イ) 番組の内容 テープに録音する

a. 自主番組 現地移住地の模様

移住者の声、出帆風景、あつた所内の生活などの録音。

b. ラジオ番組 NHKのほか聴取範囲の限られている民間放送の移住番組を、放送局と協議の上、テープに吹きこみ、有線放送を通じて再放送する。

c. 番組テープは県単位の有線放送協議会を通じて、各放送局へ年々回送付され、放送される。

(5) 自動車購入費及び維持管理費

啓蒙宣伝の徹底を期するには、いつ、いかなる所でも宣伝活動を開始できる広報車の常備が不可欠な要素である。

この広報車を備えることによって

1. 移住促進週間、講演展示会

移動移住相談等あらゆる催物に広報車を随行せしめることにより、観客動員にも大なる影響を及ぼし、催物の効果が可

成り左右される。

ロ、催物のない時期は、絶えず農村を巡回する。スピーカーで呼びかけ、ちらしを配布し、随時簡易展示会、簡易移住相談所を開設することができ、その機動力によって、僻地の啓蒙宣伝に重大な役割を果たす。

具体的には、

北海道、東北、関東、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区に各一台づつ広報車を配備する。その管理運営は各ブロック毎に行ない、運転手はブロック内の地方自治協会員をもってこれにあてる。

3. 講習会費

(1) 商工移住者講習会

内外の要望とわが国の産業経済情勢に即応するため、36年度においては年間送出予定数 11,000名中 1,000名の商工関係移住者を見込むが、右を送出するためには、本講習会を充実強化する要があり、1回 100名の講習会を4回開催することとしてその経費を計上した。

(受講者 100名 × 4回 = 400名の内訳)

単身 200名

家長 200名 $(= \frac{1,000名 - 200名(単身)}{4名(家族数)})$

計 400名

(2) 地方海外協会移住事務担当者講習会費

昭和29年以来毎年実施して効果を上げているが、地方協会職員の増員及び移住事務の複雑化に伴い、更に内容の充実をはかるため、次の要領により開催する。

(実施要領)

イ. 主 旨

地方海外協会の事務処理の指導と能率向上に資する。

ロ. 開催場所

神戸移住あっせん所

横浜移住あっせん所

ハ. 受講者

(イ) 地方海外協会専従事務担当職員(特に未受講者、新規採用の職員)を第一とし、なお各協会の事情により受講者の範囲を広げて本端活動に従事しているものの参加も認める。

(ロ) 西日本地区の協会職員は神戸で、東日本地区の協会職員は横浜で受講するものとする。

ニ. 講習課目

概ね次の通り

受入現状と見直しについて

各国移住について

補助金経理について

移住振興会社の融資について

貸付金、学費資金、携行金について

渡航手続について

携行品並びに通関について

広報、募集、送考方法について

(3) 職員研修費

当会の業務が移住という特殊なものである関係上、当会職員にとっては精神的、技術的な訓練と知識が十分に要求される。特に現地要員となる者の場合、移住地におけるノ人以上の指導の良否が数十家族数百名の移住者の運命を決定することも考えられる。

そこで、特に新規採用職員並びに現地要員全職員に対し、下記のような内容の講習教育を施すこととする。

講師	当会役職員及び部外の学識経験者
講義	語学、現地一般事情、経済事情、農業事情、植民地経営論、マーケティング、移住指導者心得、移住論、移住史、各種法規、その他

(4) 海外実習生講習会費

本邦及び現地における移住実務機関要員並びに現地在住邦人社会の中堅人材の育成を目的として、全国より30名(農、工、商業併せて)を送び、講習の上、送出せんとするものであり、現地における実習修了後本邦の移住実務機関職員として採用の場合を考慮して、(1) 新たに派遣旅費を補助金として計上した

他、(2) これまでの実績に鑑み、前年度の $\frac{3}{4}$ 補助 ($\frac{1}{4}$ 県負担) を、全額補助として要求した。

(注) 戦前より外務省実習生として輝かしい歴史を持つ本制度は 33 年度より当会に引継れたが、その後現地における「実習」の実態は事実上、雇用移住者としての賃金労働に類し、「実習生制度」としての本質に遠い状態であった。この点、何らかの措置を要することであるので、36 年度においては在外支部補助金で「実習生委託費」を計上したのと相まって上記の通り「派遣旅費」を計上した次第。

4. 商工移住者等募集送考費

近來中小企業の海外進出乃至は商工関係移住(技術移住を含む)の促進を要望する声は内外に強いものがあり、各国よりの南米入移住者の^{註2}取業別統計は、現地におけるこの種移住の可能性の大きさを初語っている。

昭和35年度においては、かゝる点から、初めて本会費の補助を要求した次第であり、一方現地受入側の態勢を整備するためサンパロ支部に専門職員を配置し、且つは受入先の開拓に当らしめることとした。

昭和36年度においては、引きつづき送出目標を前年度同様の1,000名としたが、わが国商工関係移住者特に技術者の優秀性に対する現地の信用度を確実なものとして将来の受入れの円滑化

をはかるため、多数優秀なる応募者を得るため、募集に力を注ぐと共に、選考を厳重にすることとし、相当額の増額を要求した、具体的な増額の理由は次の通りである。

(増額理由)

- (1) 例えば先に行った豊和工業株式会社雇用技術移住者の募集の場合、経費の負担を考慮して、募集地区と本社所在の愛知地方を唯一、その他工業地区たる京浜、阪神、北九州等に限ったのであるが、その他の地区からも、この種移住者の募集は是非平等に行われたいとの要望が出た次第で、昭和36年度においては農業移住者の募集と同様、リーフレット募集要領移住申込書等様式用紙等均しく46県に配布する方針とした。
- (2) 上記(1)とも関連して、募集指導旅費は、]募集地区(表現があいまいだが、「豊和工業技術移住者」「石川島技術移住者」の語である)について5回分を計上した。
- (3) 選考会議旅費(地方で開催される選考会議に出席するための旅費、「豊和工業」の場合、名古屋の本社で行う等のことあり)についても(2)に同じ。
- (4) 謝金、選考調書、登録台帳等を増額計上の理由は、概して応募者数が募集数の数倍に及ぶ(「石川島造船移住者」の場合は5倍)ためである。

(注)1. 昭和38年度分として、既に具体的に募集計画の
 内定しているものは次の通りである。

(1) 石川島ブラジル造船所技術移住者

年度を暦年としているので、1961年度及び
 1962年前半を掲載

職 種	年 月	1961		1962
		1~6	7~12	1~6
現 函 工		2	1	1
野 書 工		1	1	1
取 付 工 (取付)		2	4	5
” (船台工)		1	1	1
撓 鉄 工 (板曲)		1	2	1
” (型曲)		1	2	1
歪 直 工		1	1	2
ガ ス 切 断 工		1	2	2
機 械 工 (シートプラスト 歪取ローラー)				
電 気 溶 接 工		4	4	2
空 気 工 (鉄打)		1		
” (孔明)		1		
” (喫隙)		1		1
整 備 工 (足場)		1		1
” (運搬)		1		
” (クレーン)				
計		19	18	18
移 住 者 数 (1家族平均4名)		76	72	72

(2) ブラジル豊和工業株式会社雇用技術移住者

フライス工	}	約 30名	1 家族平均4名として	移住者数	<u>120名</u>
仕上げ工					
研磨工					
旋盤工					
鋳物工					

(3) ウジミナス製鉄株式会社 技術移住者

25名

1 家族平均4名として 100名

(注2) ブラジル入国移住者職業別統計

職業	ポルトガル移住者	イタリア移住者	スペイン移住者
農業	1735 (23.0%)	567 (9.9%)	598 (17.5%)
技術工	2,335 (30.9%)	1,938 (68.0%)	2,672 (78.5%)
技術者	29 (0.4%)	168 (5.9%)	42 (1.2%)
商人	3,456 (45.7%)	176 (6.2%)	94 (2.8%)
家事及婦人子供	10,214	3,666	3,842
その他	1,702	682	430
計	19,471	7,197	7,680

5. 日本学生移住連盟賞

戦後移住再開以来学生間の移住意欲或いは移住問題研究の気運が醸成されて来たが、当会はこれを育成する方針で、昭和36年度においては日本学生海外移住連盟として下記により調査を行わしめることとしたい。

(1) 昭和36年度調査計画

炭鉱離職者の海外移住についての実態調査を北九州地方と主に、7.8月の夏期休暇期間を中心に実施

(2) 調査実績

イ. 移住国策促進の理論的証明の裏付調査(昭和32年度)

「海外移住の効果」(当会発行)に基礎資料、統計表等を提供

ロ. 農村における実態調査(昭和33年度)

「農村のニ・三男の都市における実状」とテーマに、岩手山形、栃木の3県下の農村及び都内世田谷商店街、東京豊浜工業K・K 国領工場で調査

ハ. 移住者送出後の田村調査(昭和34年度)

高知県大正町を対象に実施

報告書 近く印刷予定

(参 考)

日本学生海外移住連盟について

(1) 所在地

東京都文京区茗荷谷町32番地 拓大内

(2) 連絡所

日本海外協会連合会内

(3) 組織

各大学の海外移住に興味をもつ研究会によって組織し、各研究会宛一名の委員を送出し、これら委員をもって管理運営される。

本連盟は昭和29年2月、拓殖、上智、神大、神奈川、東京農業の5校をもって創設されて以来、年々その規模を拡大して、現在下記の加盟校をもって組織するに到る。

北海道大学海外移住研究会

東北大学海外移住研究会

拓殖大学移住問題研究会

ラテンアメリカ研究会

東京外国語大学中南米経済研究会

上智大学スペイン語研究会移住サークル

早稲田大学海外移住研究会

中央大学中南米研究会

東京農工大学海外移住研究部

東京農工大学海外移住研究会

立正大学海外移住研究会

東京水産大学海外水産研究会

東京大学海外移住研究会

慶応大学海外移住研究会

学習院大学ラテン・アメリカ研究会

神奈川大学ラテン・アメリカ研究会

麻布医科大学海外移住研究会

天理大学ラテン・アメリカ研究会

京都府立大学南米研究会

大阪府立大学海外農業研究会

神戸大学南米研究会

神戸外国語大学中南米研究会

関西学院大学中南米研究会

兵庫農科大学海外移住地研究会

以上 23大学 24研究会

(4) 事業内容

海外移住に関する理念の研究及び実践を通じ、海外移住思想の啓蒙並に海外移住の促進を図ることを目的に次のことを行う。

1. 加盟大学の研究会、国内、外関係諸機関との連絡交流
1. 研究報告会、座談会、講演会、歓迎会等一連の啓蒙運動の運行
1. 移住理念の達成のための調査研究
1. 連盟員の叶寄移民、単独青年移民の促進
1. 会報、研究誌の発刊

6. 国際移住調査費

国際移住研究会は数年来後記のような研究成果をあげ、我が国移住促進のための根本的問題について基礎的研究を行っているが36年度においても引き続き、下記の調査を実施させ我が国の移住政策の基礎的資料といたしたい。

(1) 昭和36年度調査計画

調査テーマ

アルゼンチンにおける邦人移住地形成過程の経済的諸条件の分析

調査員 1名

現地調査日数 90日

調査地 アルゼンチン

(2) 研究実績

イ. 移民送出村の第1回実態調査

目的 ハワイ、南米移民を多数送出している山口県大島郡の実態調査

調査団員 泉 靖一、山川耀雄、蒲生正男、大野盛雄、島 澄、高橋統一、地元大学

調査期間 昭和30年4月1日より10日間

ロ. 在伯同胞の同化調査

目的 在伯日系コロニヤの同化状況に関する実態を調査し今後の移民政策への資料作成

調査団員 京 靖一、塚本哲人、蒲生正男、大野盛雄、
島 澄、斎藤広志、宮崎信江
調査期間 昭和30年10月1日より昭和31年3月末
日まで6ヶ月間
調査報告書 「移民—ブラジル移民の実態調査—」
(古今書院発行)

ハ、ブラジル国アマゾン地区現地調査

調査団員 中野尊正、多大文男、田中 薫、斎藤広志
大野盛雄、宮崎のぶえ
調査期間 昭和31年8月末より同年11月末
調査報告書 「アマゾンの自然と社会」
(東京大学出版会発行)

ニ、大島郡移民送出村の第2回実態調査(補足調査)

調査団員 大野盛雄、蒲生正男、島 澄、山川耀雄
調査期間 昭和32年3月10日より3月20日

ホ、ボリビア調査

調査員 大給近達
調査期間 昭和33年3月より6月まで

ヘ、パラグアイ調査

調査員 大野盛雄
調査期間 昭和34年3月—8月まで
調査地 アスンシオン、エンカルナレオン、フラム、
マベス植民地及びオエナウ植民地、マカバリエロの
市場

ト ブラジル奥地を対象とした主要農産物の市場、流通機構等に関する調査

調査員 武蔵大学講師 西川大二郎

調査期間 昭和34年8月出帆、約3ヶ月間の調査予定で現地に赴いたが、予定が延長され、昭和35年8月帰朝

調査地 ブラジル国、マツグロツソ州、カンポクラニデ市、ポントポラン市、ドロードス邦人入植地

パラグアイ国 CAFE 邦人入植地

チ 邦人移住地の流通、生産機構に介在する商人資本の性格と移住者の経済活動についての調査

調査員 明治薬科大学専任講師 島 澄

調査期間 90日間

調査地 ブラジル国パラナ州 及びサンパウロ奥地

(参 考)

(1) 国際移住研究会設立 昭和30年3月7日

(2) 国際移住研究会規約

第1章 名 称

第1条 本会は国際移住研究会と称する

*(Association for the Study of International
Migration (A.S.I.M.))*

(102)

第2章 目 的

第2条 本研究会は国際移住に関する問題を特に日本と諸外国との経済的文化的交流及び日本人の海外活動を中心として調査研究することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本研究会は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

1. 調査研究
2. 定例研究発表会の開催
3. 研究成果の刊行
4. 本会と目的を同じくする海外諸団体との連絡
5. その他本研究会の目的を達成するに必要な事業

第4章 組 織

第4条 本研究会は本会の趣旨に賛同する有志研究者をもって組織する。

第5条 本研究会に会長1名、理事、監事、幹事若干名を置き、任期を2ケ年とする。

第6条 会長は理事の互選による。

会長は本研究会を代表し、会務を統轄する。

第7条 理事、監事は会員の互選により定める。

理事は会務の運営審議に当る。

監事は会計監査する。

第8条 幹事は理事の推薦により会長が委嘱する。

幹事は研究会の運営事務に当る。

第5章 会 議

第9条 理事会は研究会の役員にて構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第10条 総会は会長が招集し、重要なる会務を審議する。

第6章 経 費

第11条 本研究会の経費は会費、寄付金、補助金、委託研究費等による。

第7章 事 務 所

第12条 本研究会の事務所はこれを当分の間 東京都文京区本富士町1番地、東京大学文化人類学研究室内に置く。

第13条 必要あるときは理事会の議を経て国の内外に支部を置くことができる。

第8章 付 則

第14条 本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

(3) 会 員 (A・B・C 順)

板垣 与一

泉 靖一 (幹事)

川野 重任 ()

金田 近二

坂本 俊雄

斎藤 進

鈴木 孝

三原 信一 (幹事)

野村 兼太郎

岡崎 文規

坂本 龍起

多田 文男

舟尾 琢磨

山本 登

鎗林 稔 (幹事)	山川 耀雄
田中 薫	若槻 泰雄

(4) 研究員

蒲生 正男	小林 和正	渡辺 操
横田 和	松本 博	安川 正彬
今村 忠雄	野村 雄	知母原 勝
上妻 裕	大給 近雄	大野 盛雄
寺田 和夫	島 澄	西川 大=郎
高橋 基	田中 信成	

7 海外移住研修所費

昭和36年度においては、従来の研修部の拡充を計ると共に、新たに研究部を併置することとして、概ね下記により予算を計上した。

(1) 人件費

現員3名につきノ号俸の昇給を見込むと共に、現地で活動する人材を養成するためには、特に語学に習熟することの必須であることにかんがみ、新たに語学指導スタッフの確保のため西、葡両語につき各1名の販員並びに機械技術研修指導ののための専門販員1名計3名の増員を要求した。

(2) 謝金(講師謝金)

特別講義を除き、総講義時間数687時間(「昭和36年

度研修科目、(相当時間予定表、参照) の内訳は

謝金不要講義	50 時間
謝金必要講義	637
┌ 語学講義	400
└ その他	237

となっており、語学講義は(1)に記載の増員要求による語学担当職員が行なうので謝金は不要となりその他の講義分として、240 時間につき計上した。

(3) 方 費

イ. 自動車購入費

研修所は赤城山の中腹に所在し、バス停留所まで 6 Km 歩行を要するので、研修生の食糧の調達、講師送迎等のため、必要不可欠のものとしてジープ、ワゴンを計上した。

ロ. 電 話

現在電話が 1 本もなく、諸般の連絡上極めて不便たるため、是非電話の架設を行ないたい。

なお、現在電話架設地点は研修所を隔ること 2 Km であり、右の延長架設費分を含めて計上した。

(4) 工 事 費

イ. 職員宿舎

現在これに使用中の元「使生学園」の庁舎には、36年

末には同学園再発足のため、明け渡しを要するので、36年度中に建設しておく必要がある。

ロ 家畜舎等附帯施設

当研修所の必要施設として計上した。

(5) 機械器具購入費

中型トラクター等実習用に必要なものを計上した。

(6) 実習費、見学費

商・工業系研修生の技術については、語学の熟練と共に現地では相当程度高度のものを要求しているのであるが、右実習のための諸施設を現在直ちに設置することは、諸般の点より必ずしも容易でないので、適当な商社、工場にて実習せしめる他、併せて商社、工場、試験所、農場等の見学をも致させたく、標記の両筆費を計上した。

(7) 研修生食糧費

前年度通り1名ノヶ月1,500円で計上、但し、員数は、新設の研究部生5名を含めて35名とした。

(参 考)

(1) 海外移住研修所設立の趣旨

わが国の海外移住は、戦後昭和27年に再開されて以来、国際協力の精神を基調とし、世界人類の福祉の向上と平和の

確保の基礎に寄与することを理想として、受入国側の利益、
要望及び事情に合致した国際協調性に富む優秀な資質の移住
者を、多数かつ広範囲にわたって海外に送出し、その定着と
繁栄を図ることを主眼として推進されている。

この間、この線に沿って送出された移住者数は、年ごとに
増加し、本年5月現在で約3万8千名を算するに至り、一方、
新しい移住地もブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボ
リビア、ドミニカ等中南米各国はもちろん、更に将来は北米、
東南アジア方面にも逐次進受を期しつつある実状である。又
貿易企業の面においても、その発展はめざましく前途ますま
す洋々たるものがある。

かかるわが国の海外移住と貿易企業の進展にもしなつて、
今後更にこれを強力かつ円滑に促進するためには、移住者の
中堅となり指導者となるべき者を養成することが何よりの急
務であるといわねばならない。わが国の海外移住の実務機関
たる使命と見る当会としては、この見地から、国際社会人と
しての豊かな教養を持ち、語学はもとより移住国の産業経済
の発展に尽くし得る知識、技能に熟達し、更に困難を克服し
て実践躬行する開拓者精神にすぐれた、身体強健な教養ある
中堅青年移住者を育成する目的をもつて、今後関係各方面の御
理解と御協力のもとに、海外移住研修所を設立するに至った
したいである。

(2) 海外移住研修所規程

第1条 (目的)

海外移住研修所(以下「研修所」という。)は、海外に移住してその国の住民と融和し、産業経済社会の中堅となつて活動する有為の人材を養成することをもって目的とする。

第2条 (職員)

研修所に、所長のほか所員を置く。

- 2 所長は理事長をもってこれに充てる。
- 3 所員は、会長がこれを任命する。
- 4 会長は、第1項の職員のほか、学識経験あるものに対し、研修に当たることを委嘱することができる。

第3条 (職務)

所長は、会長の命を受けて、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

- 2 所長に事故あるときは、所長があらかじめ会長の承認を受けて指定した所員が、その事務を代行する。
- 3 前項の規定にかかわらず、重要又は異例の事務については、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの、又は特に急を要するもののほかは、これを代行することができない。
- 4 所員は、所長の命を受けて、所務を処理する。
- 5 研修所に、教務主任及び事務主任を置き、所員のうちから会長が任命する。

(1) 教務主任は、所長の命を受けて、研修に関する事項とつ

かさどる。

- (2) 事務主任は、所長の命を受けて、会計及び庶務に関する事項をつかさどる。

第4条（研修生の入所及び研修期間）

研修生は、会長の定めるところにより募集・選考し、入所するものとする。

- 2 研修期間は、特に定めるもののほか、1年とし、研修生は研修期間中研修所附属の寮に全員入寮し、研修するものとする。

第5条（研修）

所長は、会長の定める研修実施要領に基づき、研修を実施するものとし、必要な細目は、所長がこれを定めるものとする。

第6条（細則）

この規程のほか必要な細則は、会長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和35年5月1日から実施する。

(3) 海外移住研修所研修実施要領

第一 研修の方針及び要領

今後日本人の海外移住の理想は、平和的な民族生活圏の拡大として、国際協力の精神と基調とする進展具体化を圖らなければならないので、中堅青年移住者育成を目的とする本研修所の研修実施の基本方針は、

- 1 国際社会人として必要な教養をつちかうこと。

2. 移住国の産業経済の発展に寄与すると共に、自らの経済自立安定に必要な知識技能を修得すること。
 3. 困難を克服し、実践窮行する開拓者精神と、これにふさわしい強健な身体を鍛練すること。
- に重点を置くものとする。

したがって、この基本方針は、全研修期間を通じ、教科、実習及び生活指導等すべての分野において徹底実施するようにし、特に教科においては、語学（葡語、西語）を日常生活に不自由のない程度に上達せしめるような特殊の教授、学習の方法を講ずるほか、実習及び生活指導においては、移住後の活動に実際に役立つ技術を習得せしめると共に、教養ある文化社会人として趣味、情操豊かな人徳を育成することと主眼とし、研修生の自治的な方法によって、個性を重んじ、所員及び研究生一体となって相互に練磨する、特色のある生活環境と実現し、これを達成するよう配慮するものとする。

第二 研修科目

一般科目

語学（葡語、西語）

海外移住史及び移住論

中南米生活科学

国際教養

国際貿易

中南米事情

熱帯衛生
経営、計理、芝記
特別講義

専門科目

中南米の農業経営
協同組合経営
農村土木建築
中南米の作物
中南米の上壤及び肥料
中南米の畜産業
中南米の林業
病虫害防除
家畜産物加工
中南米の資源
中南米の貿易及び為替
中南米の商工業
中南米の邦人企業

実習及び演習

原動機取扱い及び修理
トラクター及び小型自動車運転
簡易気象観測
簡易測量

農 場 実 習

農 村 土 木 建 築

森 林 伐 開

機 械 開 墾

農 畜 産 物 加 工

買 易 実 務

会 計 簿 記 実 習

語 学 実 習

段 文 タイ プ

移 住 関 係 事 項 の 調 査 研 究

体 育

中 南 米 の 音 聲

自 治 活 動

(4) 昭和36年度研修科目配当時間数表

区 分	科 目	科目細分	備 考	配当時間
一般科目	語 学	スペイン語		200
		ポルトガル語		200
	国際教養	一般国際教養		10
		宗教々々養	カトリック教養と 教養を含む	40
	移 住 論	人口問題		6
		国際移住論		6
		吾国の海外移住史		6
		海外移住踪		9
	中南米の地理	中南米の自然地理		6
		人文地理	産業地理に重点をおく	9
	中南米の気候と気象			12
	中南米事情		政治、産業、宗教、 人種構成	12
	中南米生命科学			12
	中南米環境衛生			12
	経 理	複式簿記		12
		経理と会計		

区 分	科 目	科目細分	備 考	配当時間
	特別講義			
専門科目	協同組合の経営			12
	商工業誌記			12
	中南米貿易と 海峽事情			9
	工場管理			6
	中南米の邦人企業			9
	農業誌記			12
	中南米の農業			
		中南米の農業経営		12
		.. 作物栽培		9
		園芸経営		9
		土壌と肥料		9
		中南米の 農用林と土壌保全		9
		病虫害防除		6
		畜産経営と 飼料作物栽培		12
			計	687 但し特別講 義を除く
実習及び演習	会計経理実習			
	各種誌記実習			
	欧文タイプ練習			
	原動機取扱法 と修理			

区 分	科 目	科目細分	備 考	配当時間
そ の 他	トラック-自動車 運転と修理			
	気象観測			
	測 量			
	農村土木建築			
	森林伐開			
	機械力及び 畜力開墾			
	“ 耕作			
	農畜産物加工			
	家畜家禽 飼育管理			
	体 育	バス、卓球、野球 柔道、相撲、空手		
生活芸術	絵画、音楽			
自治活動				

(5) 海外移住研修所位置、用地及び施設

1. 位 置

群馬県勢多郡宮城村大字柏倉

国鉄両毛線前橋駅東北方約ノ8杆（自動車50分）

赤城登山バス（前橋駅前始発）

群馬県立種畜場前下車 徒歩約8杆

両毛電鉄バス（前橋市群馬県庁前発）

大胡町益由終点楠木沼下車 徒歩約6分
東武電鉄バス（西毛電鉄大胡駅前発）

終点 新井橋 下車 徒歩約6分

ロ 用 地

赤城山南面中腹標高約700米の緩傾斜地にある森林、原野
あわせて約10ヘクタール

ハ 施 設

(イ) 建 物

1号本館（教室、研修生室、食堂、炊事場）

コンクリートブロック建瓦葺平家 47坪53

（昭和33年3月完成）

附属家屋（浴室、便所、洗面所、洗濯場）

木造、波形鉄板葺平家 23坪

2号本館

コンクリートブロック建瓦葺平家 34坪50

（昭和35年度完成予定）

その他 畜舎、堆肥舎、農機具舎、収納舎、農産加
工室は35年度以降順次建設したい。

(ロ) 附帯施設

電灯、電話、給排水施設を完備したい。

(ハ) 農 機 具

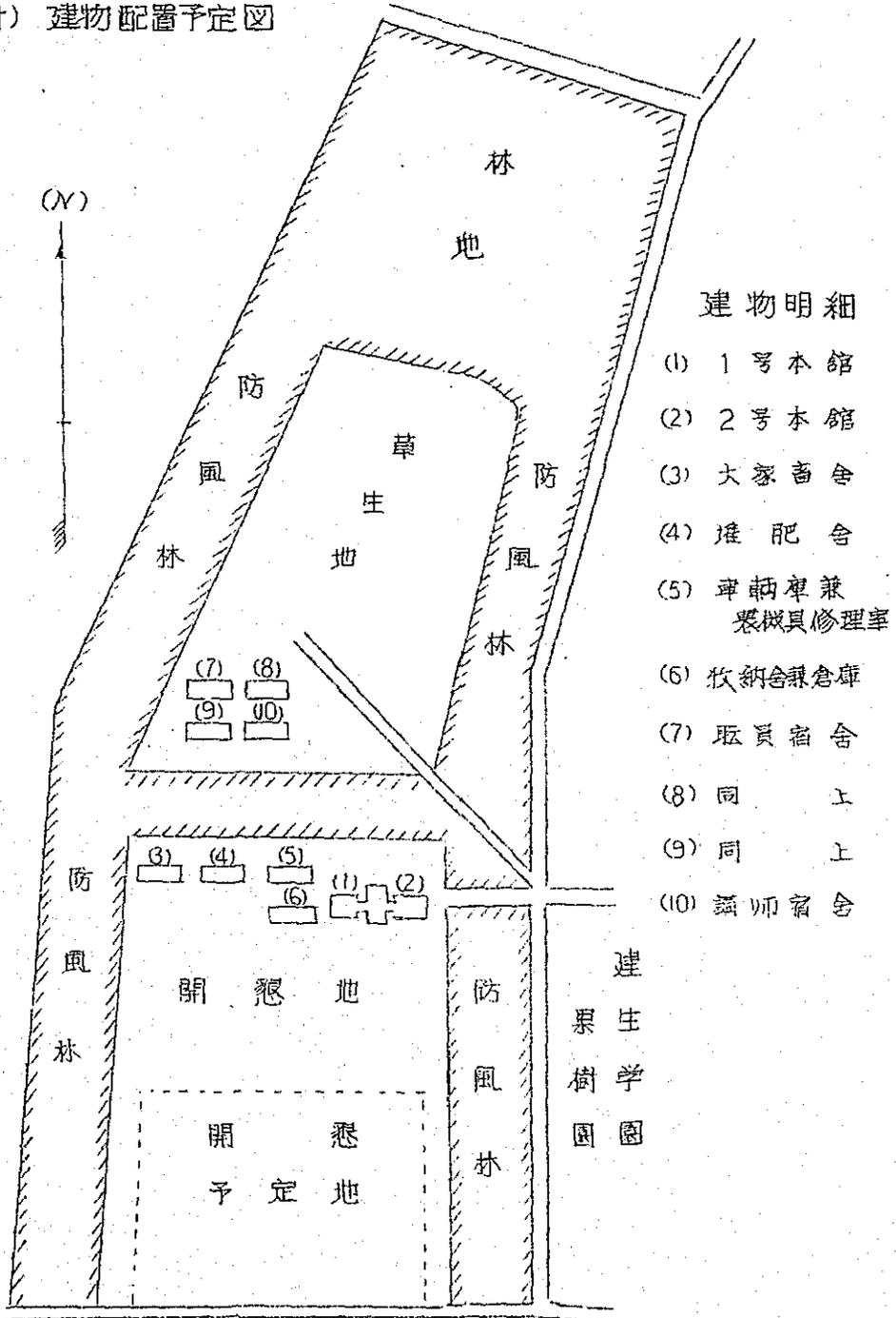
動力農具（トラクターを含む）、畜力農具等を順次整

備したい。

(二) 家 畜

乳牛用、役用牛、中家畜、家禽等有畜農業経営に必要な家畜類は順次導入したい。

(付) 建物配置予定図



(6) 海外移住研修所職員及び講師

職 員

所 長 森 重 子 夫 (日本海外協会連合会理事長)
所 員 中 村 孝 二 郎 (教務主任兼所長代理)
松 本 三 郎 (事務主任)
吉 田 貞 吉

講 師

外務省等関係諸官方係官
関係諸機関役職員
学識経験者
当会役職員

(7) 海外移住研修所第1回研修生募集要領(抜萃)

- (イ) 募集人員 30名以内
- (ロ) 研修期間 1年
- (ハ) 応募資格

短期大学卒業、もしくはこれと同等以上の学力を有すると認められる満19才以上30才未満の身体強健な男子で、地方海外協会長が適格者として推せんする者。

- (ニ) 募集、推せん

日本海外協会連合会が地方海外協会を通じ全国より公募する。地方海外協会は応募者について身元調査を行ない、面接選考の結果適格と認めたものと、日本海外協会連合会へ推せんする。

8. 移住者支度費補助金事務取扱費

昭和35年度より移住者支度費補助金が交付されることとなり、当会はその交付事務を実施することとなったが、事務内容には主なるものだけでも下記の通り繁雑なものがあるにもかかわらず、現在ではこれに見合う人件費及び事務費の補助がないので、至費及び人事配置等の点で、他の業務に少なからず支障を与えている次第である。従って昭和36年度予算として、下記(2)により要求した。

(1) 事務内容

- イ、支度費補助申請書の受理、整理、不足書類の地方自治体に対する請求。
- ロ、全上記取項の点検と訂正、そのための地方自治体に対する連絡
(注) 点検に際しては、移住申込書の記載内容乃至は戸籍謄本等と照合する必要もある。
- ハ、加算支度費補助申請者名簿の作成
- ニ、加算支度費補助対象者決定のための選考調書の作成と委員会との関係
- ホ、補助金額、補助対象者等必要事項の補助交付原票への記入
- ヘ、補助交付済通知書及び補助金額領収証の作成(交付原票より書き移す)
- ト、送金小切手の作成とその交付
- 六、返送されて来た領収証の整理

リ、加算支度費補助金の正当なる交付を確保するための同補助対象者に対する面接試問、堂費資金、携行資金調べ（両あつせん所に出張の上実施）

（注）ただし本項については、関係官庁とも協議の上、交付が始められて数ヶ月の間、确实を保つ意味で行っているものである。

又、補助金交付後の渡航中止者分補助金の返還請求事務

(2) 要求予算の概要

イ、人件費として3名分

ロ、方費として通信費（当事務取扱分）、印刷製本費（様式用紙作成費）、文具費及び雑役費（送金小切手カ敷料）

9. 地方海外協会補助金

下記の趣旨により計上した。なお、要求予算中の主なる事項は、下記(2)の通りである。

(1) 要求の趣旨

イ、従来地方海外協会の補助金は、外務省所管で当会を通じて交付され、従つて地方商協は当会の下部組織として一貫した業務運営が可能であつた。しかるに昭和34年度より累年移管となり、直接県を通じて補助交付されることとなり、2年間の経過を見た結果、当会の地方に対する事業活動は遺憾の甚多く、中央、地方を通じての一貫した業務

運営は不可能の実情にある。当会としては、地方海協、当会本部而して当会在外支部が一本の組織として一貫した責任ある業務遂行ができる態勢にいたしたい。

(注) 1. 基本的には、昭和29年7月20日「海外移住に関する事務調整についての閣議決定」の4に基づく。

2. 「海外協会活動」とは、当会及びこれを中心とする46地方海協の一体となつて血の通つた総合的活動に外ならず、当会の国内活動は都道府県単位の地方海協を通じて行われるものである。

ロ. 地方海協の事業は、単に農業移住者の募集、送出のみでなく、最近においては商工技術移住者の募集、送出、中小企業の海外進出のあつせん、支度費補助事務、在外県人との連絡業務等農林省予算では従前上カバーできない面も増加している現状から何等かの合理的な改善措置を必要とする。

ハ. 現在の海外移住不振の打開策の一として一般啓蒙宣伝の徹底した施策の充実と地方末端援措(市町村)の事業活動の強化が必要とされており、当会としては、当会、地方海協市町村支部の一貫した組織を強化して移住実務の中核として機能を完全に発揮いたしたい。

(2) 要求予算中の主なる事項

イ. 人件費について

地方海協を名実共に当会の地方組織として育成するため、その内部組織を充実し、常任理事1名、事務職員3名（前年度より1名増員要求一増員の1名は商工技術移住、支度費補助事務関係担当）の人件費を計上した。

ロ. 旅 費

次の内訳で要求

中央会議連絡出席旅費、移住事務講習会出席旅費、ブロック会議出席旅費（年4回）、移住者引卒業旅費（年6回）、管内旅費（啓発宣伝、商工関係移住者募集、移住者支度費補助金事務取扱一渡航中止者からの補助金返還請求のため、県内ブロック会議出席等のため）を計上

ハ. 庁 費

総体的に各費目につき要求、特に事務所借料に啓発宣伝用備品購入費を計上した。

ニ. 啓発宣伝費

地方における一般啓発宣伝の拡充の必要性にがんがみ、放送費（年3回分）、広告料（地方紙活用のため、年4回分の広告掲載料と）及び移住促進週間費（講演、映画の会開催費、展示会開催費）を計上。

ホ. モデル高校育成費

製業移住に加うるに、商工関係移住をも促進するため、業種にとらわれず1県当り3校を指定、育成を計る。

ヘ. 講習会費

モデル高校教師等講習会費(モデル高校の移住指導教師を中心に、県下30名の高校社会科教師等を選び、移住理念の追求、移住知識の普及を計るため)及び海外移住講習会費(現地事情、初歩的語学を中心に移住者希望者に講習を施し、県民啓蒙の媒体の育成を計ると共に、渡航の指導あつせんと行なうため—会期14日、50名編成)を計上

ト. 商工関係移住者等募集選考費

募集要領、移住申込書、その他様式用紙は、当会において作成、配布することとし、地方においてオノ次的に行なう選考試験の至費を計上した。

子. 支部費

地方海外協会の県内末端活動と万全にするため、必要最少限のものとして県下に3支部を設定することとして、これに必要な人件費(1支部に1名の職員)及び事務費を計上した。

なお、本予算計上に当っては、従来の推進委員費を、実

情を勘察の上、削除した。

在外支部關係予算說明資料

目 次

	頁
§ 1. 在外支部の概要	131
§ 2. 昭和 35 年度要求予算の概要	135
§ 3. 人件費の説明	168
§ 4. 諸謝金・旅費および庁費の説明	201
§ 5. 営農指導強化対策費の説明	225
§ 6. 診療所費の説明	229
§ 7. 子弟教育費の説明	237
§ 8. 機械器具購入費の説明	242
§ 9. 施設費の説明	250
§ 10. 道路橋梁補修費の説明	257
§ 11. 整地住宅費の説明	259
§ 12. 実習生実習委託費の説明	268
§ 13. サンターナ耕地管理費の説明	271
§ 14. 諸謝金——移住者保護費の説明	272

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of financial reporting and auditing. The text highlights that without reliable records, it becomes difficult to verify the accuracy of financial statements and to identify any potential discrepancies or irregularities.

2. The second part of the document focuses on the role of internal controls in ensuring the integrity of financial information. It explains that internal controls are designed to prevent and detect errors and fraud, thereby safeguarding the organization's assets and ensuring the reliability of its financial data. The text notes that a robust system of internal controls is a key component of a strong corporate governance framework and is critical for maintaining the trust of investors and other stakeholders.

3. The third part of the document addresses the challenges associated with implementing and maintaining effective internal controls. It identifies common obstacles such as limited resources, lack of employee awareness, and changing business environments. The text suggests that organizations should regularly assess their internal control systems and make necessary adjustments to ensure they remain relevant and effective in the face of evolving risks and opportunities.

4. The fourth part of the document discusses the importance of communication and collaboration in the implementation of internal controls. It stresses that all employees have a role to play in maintaining the integrity of the organization's financial information. The text encourages a culture of transparency and open communication, where employees are encouraged to report any potential issues or concerns without fear of retribution.

5. The fifth part of the document concludes by emphasizing the long-term benefits of a strong internal control system. It notes that organizations with effective internal controls are more likely to achieve their financial goals, maintain a high level of operational efficiency, and build a reputation for trust and integrity. The text concludes that investing in internal controls is not just a cost, but a strategic investment in the organization's future success.

第1. 在外支部の概要

1. 昭和35年度における当会在外支部の所在地、管轄区域、職員数の概要は次の通りである。

(1) アマゾン支部

(イ) 主たる事務所 ベレン

なお、マナオスに地方事務所、モンテ・アレグレに試験農場がある。

(ロ) 管轄区域、ブラジル国のうち、アマソナス州、パラ州、マラニオン州、ロンドニア州、アクレ領、リオ・ブランコ領、アマパ領、カポレー領

(ハ) 支部長 古田純三

(ニ) 昭和35年度定員 19名

(2) リオ・デ・ジマネイロ支部

(イ) 主たる事務所 リオ・デ・ジマネイロ

なお、レシフェに地方事務所がある。

(ロ) 管轄区域、ブラジル国のうちセアラ州、ピアウイ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、パライバ州、アラゴアス州、ペルナンブーゴ州、バイア州、ゴマス川、ミナスゼライス州、リオ・デ・ジマネイロ州

(ハ) 支部長 大谷 晃

(ニ) 昭和35年度定員 10名

(3) サンパウロ支部

(イ) 主たる事務所 サンパウロ

地方事務所はホルト・アレグレ、ロンドリーナ(下期より開設)にある。

(ロ) 管轄区域. ブラジル国のうち、サンパウロ州、パラナ州、サンタカタリナ州、リオ・グランデ・ド・スール州、マットグロッソ州。

(ハ) 支部長 大沢 大作

(ニ) 昭和35年度定員 14名

(うち、ホルトアレグレ 3名)

(4) パラグアイ支部

(イ) 主たる事務所 エンカルナシオン

連絡事務所がアスンシオンに、試験農場がフラム植民地内にある。

(ロ) 管轄区域. パラグアイ国

(ハ) 支部長 日沖 剛

(ニ) 昭和35年度定員 14名

(5) ホリビ"ア支部

(イ) 主たる事務所 サンタ・クルス

(ロ) 管轄区域. ホリビ"ア国

(ハ) 支部長 若槻 泰雄

(ニ) 昭和35年度定員 8名

(6) アルゼンティン支部

(イ) 主たる事務所 フ"エノス・アイレス

(ロ) 管轄区域. アルゼンティン国

(ハ) 支部長 片山良平

(ニ) 昭和35年度定員 7名

(7) コロンビア支部

(イ) 主たる事務所 ホゴタ

(ロ) 管轄区域 コロンビア国

(ハ) 昭和35年度定員 2名

(8) ドミニカ支部

(イ) 主たる事務所 シュウダー・トルヒーリョ

(ロ) 管轄区域 ドミニカ国

(ハ) 支部長 横田一太郎

(ニ) 昭和35年度定員 5名

(9) サンフランシスコ支部

(イ) 主たる事務所 サンフランシスコ

(ロ) 管轄区域 北米合衆国

(ハ) 支部長 高橋基

(ニ) 昭和35年度定員 2名

2. 当会支部の主な業務は次の通りである。

(1) 移住者の入国許可の取得

(2) 移住適地および入植候補地の調査

(3) 移住者の費用および上陸港より入植地までの輸送に関する
あつせん。

- (4) 営農の指導
- (5) 営農および生活に必要な資材の供給又はあつせん。
- (6) 融資借入に関する指導あつせん。
- (7) 生産物の集荷販売に関するあつせん。
- (8) 預託営農資金の管理
- (9) 貸付渡航費の回収およびこれに関する取立責任者との連絡
- (10) 入植地における紛争の調停
- (11) 呼寄移住のあつせん。
- (12) 共同作業場 診療所、学校、保護施設および道路等、移住者の受入定着に関する公共施設の建設、管理および経営
- (13) 上陸港における宿泊施設 入植地における仮収容所等、公共施設の建設管理および経営
- (14) 移住者の訓練機関の経営
- (15) 試験農場の経営
- (16) 運輸機関、共同農具等、其の他の貸与提供等移住者に対する援助
- (17) 商工、企業および技術者移住に関する調査並ひにあつせん
- (18) 移住に関係ある政治経済事情等の調査および情報の蒐集
- (19) 事故による帰国者および送還者に対する援護
- (20) その他移住者の受入れおよび定着に必要な事項

§2. 昭和36年度要求予算の概要

1. 昭和36年度在外支部要求予算中主なる事項

(1) ホルト・アレグレ支部の独立

現在ホルト・アレグレにはサンパウロ支部の地方事務所があり、3名の職員が常駐しているが、35年度よりホルト・アレグレに総領事館が開設された経緯もあり、かつリオ・グランデ・ド・スール州地域に入植する邦人移住者は年々増加しつつあり、かつ今後と受入れ移住者増大の可能性は充分と認められるので、36年度よりホルト・アレグレ事務所をホルト・アレグレ支部に昇格させることとして36年度の予算を要求した。

なお、ホルト・アレグレ支部の業務分担区域はリオ・グランデ・ド・スール州、サンタ・カタリナ州とする。

(2) 現地駐在理事制度

現在、在ブラジルのアマゾン、リオ・デ・ジマネイロ、サンパウロの3支部は、JAMICの移住あっせん部となっており、また36年度にはホルト・アレグレ支部と独立させるので、これら4支部の統轄責任者を配置することが必要であり、かつまた中南米各国にある10支部の統轄をすべて本部から行なうと迅速かつ十分な指導を欠くおそれもあるので、リオ・デ・ジマネイロに現地駐在理事を配置することとした。

(3) 増員

要求予算人員 116名、増員35名の中には衛生指導員9名（診療所医師）、中小企業技術移住関係5名、駐在理事1名がふくまれており、その他移住者受入れ、および入植地の増大特に営農指導ならびに一般定着指導の強化、農場の新設充実に
のため各々増員を要求した。

(4) 昇給、家族手当の要求

当会支部取員の給与は、従前より他に比し著しく低いため、
現地の第一线に勤務する取員が業務に専念できるよう平均60
ドルの昇給（平均給与月額292ドル）を要求すると共に、他
の官庁、会社同様、家族手当を支給することとし、平均20%
を要求した。

(5) 営農指導の強化対策 — 指導農場の拡充、新設、委託栽培制 度の拡充 —

移住者の早期定着、自立安定をはかるためには何よりも営農
法の確立、適作物の発見、優良な種子、種苗、種畜の供給が必
要であるので、この営農指導を強化するため、6つの移住地に
指導農場を新設要求するほか、他の農場もそれぞれ充実をはか
り、また委託栽培制度を更に広範囲に実施する。

(6) 子弟教育のための校舎、教員宿舍の建設

移住者の子弟に対する教育は、移住振興会社の購入土地の場

合を除き、受入国側で行なうのが原則であるが、受入国側の予算の関係もあり、不十分な点も多々あるので、これを補填するため教師に対する手当の一部または全部の補助、机、椅子等の設備、および振興会社の分譲移住地においては学校の校舎を、およびその他與地移住地については、教師に対する住宅の建設を行なうこととして、必要な旅費を要求した。

(7) 医療関係費の充実、拡充

移住者の最大の関心事の一つである医療関係の補助金は年々充実されて来ているが、36年度には現在の嘱託医を衛生指導員として身分の安定をはかり、同時に診療所の器具、備品等と完備させ、診療所を名実ともに充実したものとし、移住者として後顧の憂なく開拓に専念させることとする。また現在は各移住地とも歯科の専門医が無く、一般の医師ではその処置できる範囲にも限度があり、かつ現地人の歯科医は技術劣悪で信頼するに足りないので、多数の移住者が入植しているパラグアイ国のアルト・ハラナ、ボリビア国のサンファンズの2つの移住地に歯科診療所を新設することとした。

(8) 墾地住宅費の新規要求

自営開拓移住者は雨期等の関係があり、受入れ時期が限定されるので、この入植可能期間をのばし受入れ移住者を増大させるため、雨期間直かに入植する移住者に対し、事前に5町歩程

度の伐採、山焼、播種、および住宅の建設等を行なう。

(9) 移住者保護謝金の充実

昭和34年度、35年度における移住者保護費はいずれも100万円にみたない少額であり、これは南米諸国に散在する数万人の移住者を救済するには充分でないため、36年度は主なる支部別に保護費を要求した。

(10) 移住振興会社購入土地に対する補助金

現在までのところ、振興会社の購入した土地は振興会社が独自の力で造成を行ない、これに要する経費は結局土地代として移住者の負担に帰せられている現状である。このため土地代は可成り高価なものとなり、或る程度まとまった資金を有しているものでないこと、移住できないこととなり、この面での移住者不振の一原因となっている。

このため36年度要求予算においては、これら振興会社の購入土地に対する造成費を補助金として要求し、これを土地代の要素から除いて土地代を安価ならしめ、もつて応募者層の拡大をはかることとした。

(11) グアタハラ移住地事業費の要求

グアタハラ移住地は36年度に300家族の受入れが計画されているので、これが受入れに必要な経費総額約7700万円

を要求した。

(12) 海外実習生実習委託費の要求

従来の海外実習生制度は、その運営に適切さを欠いていたため、実習生制度の意義を十分に果たしているとは認められなかった。36年度よりは、これを名実ともに充実したものとすため、国内および現地において各種の援助、指導を行なうこととして必要な経費を要求した。

2. 在外支部要求'予算一覽表

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	員数	単価(円)	金額(千円)	員数	単価(円)	金額(千円)
日本海外協会連合会在外支部						
補助金			311,815			781,742 930,058
事務費			130,997			312,490 315,514
(一) 人件費	81	83,101	86,018	116	105,176	196,409
1. 俸給	81		75,988	116		146,405
2. 期末手当	81		6,316	116		12,200
3. 家族手当			0	116	21,035	29,281
4. 社会保険料	46	7,750	3,914	98	7,247	8,523
(二) 諸謝金			4,064			20,311 23,335
1. 顧問弁護士謝金			0	10	54,000	2,160
2. 巡回保健医謝金	5	54,000 (x97%)	3,143	7	108,000 72,000	9,072 6,888
3. 委託調査謝金			0			4,860
農家実態調査			0	111	30,000	3,330
中小企業技術調査			0	51	30,000	1,530
4. 移住者保護費			921			7,243
一時金				19	36,000	684
医療費				383	6,885	2,637
生活保護費				121	32,400	3,920

備 考

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	員数	単価 (円)	金額 (千円)	員数	単価 (円)	金額 (千円)
1. 信濃農場費			5,917	6	7,232	43,392
運営費			5,267			15,029
賃 銀	360	10,070 (×98%)	3,553	755	12,000	9,006
燃料費	12	59,850	718	48	7,750	468
種 苗 費	36	7,315	264	180	8,544	1,538
農薬肥料代	36	6,365	229	180	3,466	624
自動車維持費	3	167,500	503	4	456,000	1,824
種 畜 費			0	48	31,562	1,515
器具修理費			0	1	54,000	54
機械器具購入費			650			14,961
シ ー プ			0	2	1,116,000	2,232
トラクター			0	3	2,000,000	6,000
ガテントラクター			0	1	300,000	300
発 電 機	1	400,000	400	3	400,000	1,200
人工受持器具			0	4	30,000	120
台 秤			0	2	30,000	60
恒 温 器			0	2	30,000	60
試験薬品代			0	2	24,000	48
水揚機ポンプ			0	3	20,000	60
気象観測器			0	6	59,307	405
農薬撒布機	2	50,000	100	6	50,000	300

備 考

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	員数	単価(円)	金額(千円)	員数	単価(円)	金額(千円)
土壤調査機			0	5	30,000	150
製材機			0	11	100,000	1100
獵銃			0	11	40,000	440
測量計			0	11	20,000	220
葉葉噴霧機	3	50,000	150	6	50,000	300
脱粒機			0	1	110,000	110
試験器具			0	2	80,000	160
手押車			0	2	30,000	60
冷蔵庫			0	4	136,000	544
日時計			0	1	23,000	23
鉄管			0	1	60,000	60
トラック			0	1	1,798,500	1,799
農産加工器具			0	1	810,000	810
施設費			0			12,777
販賣宿舎			0	50m ² ×2棟	9,000	900
乾燥場			0	60m ² ×4棟	1,800	432
放牧用柵			0	600m	150	900
生産物収納舎			0	60m ² ×9棟	7,200	3,888
畜舎			0	60m ² ×5棟	7,200	2,160
農械具舎			0	60m ² ×5棟	4,800	2,592
給水塔			0	10m ² ×3棟	3,500	105

(146)

備 考

(147)

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	買数	単価(円)	金額(千円)	買数	単価(円)	金額(千円)
事務所			0	50m ² ×5棟	7,290	1,800
庁費			0			625
備品費			0	5	77,000	385
文具費			0	5	12,000	60
通信連絡費			0	5	24,000	120
測量用紙			0	5	12,000	60
2.委託栽培費				18	94,500	1,703
(六)診療所費			13,823			19,779
1.診療所			13,823			13,229
初年度設備費			0	9		3,726
機械器具購入費			6,895			7,508
医療器具一式	4	1377,000 (×97%)	5,353	4	1,397,000	5,508
発電機	4	400,000 (×97%)	1,552	5	400,000	2,000
施設費	60m ² ×4+1/4	11,083 (×95%)	2,528	60m ² ×3+1/4	11,083	1,995
医師謝金	9	54,000 (×97%)	4,400			0
2.歯科診療所			0			6,550
医師謝金			0	2	108,000	2,592
初年度設備費			0	2	414,000	828
機械器具購入費			0			1,800
歯科診療器具			0	2	500,000	1,000
発電機			0	2	400,000	800

備 考

区 分	昭和 35 年度 予算額			昭和 36 年度 要求額		
	員数	単価(円)	金額(円)	員数	単価(円)	金額(円)
施設費			0	60 ^{m²} ×24 ^棟	11,083	1,330
(七) 子弟教育費			1,944			52,104
1. 諸謝金	6	27,000	1,944	54 ^名	16,000	8,640
2. 初年度設備費			0	48 ^班	7,200	3,312
3. 施設費			0			32,688
校舎建設費			0	150 ^{m²} ×11 ^棟	15,000	24,750
教員宿舍			0	30 ^{m²} ×21 ^名	12,600	7,938
4. 移住地青年講習会費			0			7,464
講習生宿舍			0	150 ^{m²} ×2 ^棟	7,920	2,376
受講者旅費			0	180	12,600	2,268
講師謝金			0	144	3,000	432
講師旅費			0	24	92,000	2,208
教材費			0	180	1,000	180
(八) 機械器具購入費		単価×91%	56,200			83,200
ジ ー プ	5	1,116,000	5,413	7	1,116,000	7,812
ト ラ ッ ク	7	1,798,500	12,212	10	1,798,500	17,988
ト ラ フ タ ー	5	2,000,000	9,700	3	2,000,000	6,000
ブルド - カー	1	10,515,500	10,200	1	21,600,000	21,600
グ レ ー タ ー	1	9,485,000	9,200	1	9,485,000	9,485
製 材 機	3	285,000	829	3	285,000	855
チ エ ン 鋸			0	2	403,000	806

備 考

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	員数	単価(円)	金額(千円)	員数	単価(円)	金額(千円)
水揚げポンプ	3	303,333	204			0
井戸掘機	2	1,700,000	3,298	1	1,700,000	1,700
穀粉機	2	310,000	601	6	310,000	1,860
榨油機	2	254,000	493	4	254,000	1,016
自動耕耘機	2	350,000	2,716			0
精米機	5	135,000	655	2	135,000	270
無線通信機			0	9	600,000	5,400
オートバイ			0	7	175,000	1,225
乾燥機			0	1	4,500,000	4,500
トラクター 附農具			0	1	1,080,000	1,080
排水ポンプ			0	2	302,400	605
水道ポンプ			0	1	241,560	242
コ-ヒ-脱皮機			0	2	288,000	576
発電機			0	1	180,000	180
(欠) 施設費		単価×95%	78,245			77,264
収容所	150m ² ×14ヶ所	10,857	21,660	150m ² ×14ヶ所	10,857	14,659
共同販売所	80m ² ×10ヶ所	6,333	5,415	80m ² ×6ヶ所	6,333	3,420
倉庫	150m ² ×5ヶ所	6,333	4,512	150m ² ×2ヶ所	6,333	1,900
駐在員事務所	80m ² ×10ヶ所	7,920	2,257	80m ² ×9ヶ所	7,920	2,139
サトウ収容所	1	4,750,000	4,513	1	6,480,000	6,480
収容所施設費			39,888			48,666

備 考

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	買数	単価(円)	金額(千円)	買数	単価(円)	金額(千円)
乾燥機				2	900,000	1,800
モーター	1	45,000 (x97%)	44	3	46,000	138
飲料水ポンプ	1	450,000 (x97%)	437	2	450,000	900
フレン	1	150,000 (x97%)	146			0
測量器具	2	300,000 (x97%)	582			0
機械運送費			0			500
5. 機械整備所費			0			9,030
工場施設			0	150m ² x1棟	5,000	750
整備機械			0			8,280
小直具			0	1	500,000	500
旋盤			0	1	1,500,000	1,500
47 電気溶接機			0	1	3,100,000	3,100
圧搾機			0	1	1,100,000	1,100
電気ドリル			0	1	600,000	1,200
電気マスリ			0	2	100,000	200
電気ノギソ			0	1	200,000	200
電気フレール			0	1	100,000	100
サーブスプレス			0	1	350,000	350
充電機			0	1	30,000	30
6. 修理費			0	12	300,000	3,600

備 考

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	員数	単価(円)	金額(千円)	員数	単価(円)	金額(千円)
(夫) 自営開拓移住地 に対する補助			0			17,946 227,488
1. プラタバ事業費			0			36,370 77,523
(1) 人件費			0			7,650
俸給			0	5	95,766	5,746
期末手当			0	5	95,766	479
家族手当			0	5	19,150	1,149
社会保険料			0	5	4,600	276
(2) 診療所費			0			2,150
初度設備費			0	1	108,000	108
機械器具購入費			0			1,377
医療器具一式			0	1	1,377,000	1,377
施設費			0			665
診療所			0	60m ² ×1棟	11,083	665
(3) 子弟教育費			0			1,500 6,000
諸謝金			0	2	16,000	384
初度設備費			0	50	7,200	360
校舎建設費			0	150m ² ×2棟	15,000	4,500
教員宿舍			0	30m ² ×2棟	12,600	756
(4) 施設費			0			6,932
収容所			0	150m ² ×2棟	10,857	3,257

備 考

区 分	昭和35年度予算額			昭和36年度要求額		
	員数	単価(円)	金額(千円)	員数	単価(円)	金額(千円)
駐在員事務所			0	30㎡ ×2棟	7,920	475
倉 庫			0	150㎡ ×1棟	6,333	950
精 米 所			0			500
共同作業場			0	150㎡ ×1棟	6,333	950
電気導入施設			0			400
発 電 機			0	1	400,000	400
飲料井戸施設			0	20	20,000	400
(5) 機械器具購入費			0			5,561 15,197
シ - フ			0	1	1,116,000	1,116
トラック			0	1	2,500,000	2,500
トラクター			0	1	3,000,000	3,000
排 土 板			0	1	875,000	875
レ - キ			0	1	750,000	750
ホット・プラウ			0	1	625,000	625
ハ ロ -			0	1	375,000	375
雑 作 業 機			0	1	250,000	250
乾 燥 機			0	1	4,000,000	4,000
井 戸 掘 機			0	1	1,700,000	1,700
(6) そ の 他			0			12,600 39,600
排水ポンプ			0	2	1,300,000 3,700,000	2,600 7,400
ディーゼルエンジン			0	4	1,500,000 6,000,000	6,000 24,000

備 考

区 分	昭和 35 年度予算額			昭和 36 年度要求額		
	数量	単価 (円)	金額 (千円)	数量	単価 (円)	金額 (千円)
揚水ポンプ			0	2	4,100,000	8,200
2. 移住振興会社購入 入移住地への補助			0			11,548 149,985
道 路 費			0	283.6 ^{KM}	13,250	37,576
橋 梁 費			0	44 ^T	263,000	11,572
仮 設 費			0	400 ^{m²}	90,000	3,600
用 登 費			0	345 ^{ha}	16,812	5,800
トイレ排水費			0	6052.3 ^{m²}	102.3	6,600
現場経費			0	14	1,640,500	22,967
機械器具費			0	7	8,935,744	61,850

備 考

支 部 名	項 目	前 年 度 予 算 額	三 十 六 年 度 要 求 額	事 務 費	人 件 費	諸 謝 金	旅 費	庁 費	事 業 費	管 農 信 尊 強 化 対 策 費
アマゾン		54,875	108,811 110,631	86,771 87,855	38,460	3,328 4,492	6,111	8,892	52,026 52,976	16,367
リ オ		23,638	51,976 52,408	33,429 32,867	21,577	2,266 2,698	3,352	6,234	18,547	2,307
駐在理事室		-	13,741	13,741	1,559	-	2,351	4,831	-	-
サンパウロ		58,572	83,316 174,573	51,733 52,165	29,125	6,642 7,044	6,122	9,844	81,583 122,108	95
ホルトアレグレ		-	15,435 15,857	14,571 15,003	6,894	1,722 2,154	2,435	3,520	864	0
パラグアイ		56,800	246,484 339,069	45,702 45,534	31,912	2,183 2,665	3,724	7,333	201,382 222,535	11,306
ホリビジャ		37,264	110,703 112,835	36,072 36,524	22,829	1,850 2,282	4,044	7,569	74,811 76,711	6,290
アルゼンチン		59,085	60,583 64,947	28,661	21,411	665	1,840	4,745	31,722 36,286	8,346
コロンビア		5,693	17,541	7,815	3,922	426	784	2,683	9,726	95
ドミニカ		10,193	18,598	15,007	9,390	973	1,044	3,600	3,591	189
サンフランシスコ		4,696	9,548	9,548	4,530	306	659	4,053	-	-
計		311,815	786,942 930,058	312,490 315,514	196,409	20,311 22,775	32,466	63,304	474,452 614,544	44,544

診 療 所 費	子 弟 教 育 費	機 械 器 具 購 入 費	施 設 費	道 路 橋 梁 補 修 費	排 水 溝 道 費	整 地 住 宅 費	実 習 生 実 習 費	サ ン ワ ー ナ 野 地 管 理 費	青 年 訓 練 所 費	自 管 開 拓 移 住 地 に 対 する 補 助 金	地 に 対 する 補 助 金 移 住 振 興 会 社 贈 入 土
414	10,152	7,537	7,689	1,735 1,385	0	7,500 8,000	432	-	-	0	0
-	1,992	8,512	4,872	-	-	-	864	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,191	384	2,915	6,480	-	-	-	1,080	-	32,040	36,372 99,523	-
-	-	-	-	-	-	-	864	-	-	-	-
4,959	24,756	13,732	51,340	-	-	45,700 48,600	432	3,209	-	48,748 133,201	133,201
6,545	8,274	42,383	3,387	-	-	2,500 9,000	432	-	-	0	0
3,670	762	3,663	1,629	-	-	-	1,512	-	-	12,400 16,764	16,764
-	5,784	1,116	1,867	-	-	-	864	-	-	-	-
-	-	3,402	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19,779	52,104	83,200	97,264	1,735 1,385	0	50,500 66,600	6,480	3,209	32,040	97,746 229,688	149,966

§3. 人件費の説明

1. 増資理由の説明

昭和36年度の要求人員は116名で、そのうち新規要求人員は35名である。

この35名の増員を必要とする主な理由は次の通りである。

(1) 現地駐在理事の配置

(駐在理事1名、事務職員1名、計2名)

現在、在ブラジルのアマゾン、リオ・デ・ジセネイロ、サンパウロの3支部はJAMIC移住あっせん部と存っており、また36年度にはホルト・アレグレ支部も独立するので、これら4支部の統轄責任者を配置することが必要であり、かつまた中南米各国にある10支部の統轄をすべて本部から行なうと迅速かつ十分な指導を欠くおそれもあるので、ブラジリアに現地駐在理事を配置し、業務の円滑な遂行を期する。なお1名の事務職員を加える。

(2) 衛生指導員の配置(2名)

移住地の診療所の医師の手当は、35年度までは診療所の謝金から支給していたが、この謝金は月額150ドルという少額であり、かつ診療所の囑託では身分的にも不安定であるので、これを衛生指導員として海協連支部職員として身分を安定させる。

なお、衛生指導員の給与については、現在は月額150ドルであるが、移住地における医師につき、次のような問題が

あるとして注意を喚起したい。

(イ) まず医師の人格の面では、移住地の開拓初期における苦しい生活の実態をよく認識し、移住者のために献身的に努力できる人でなければならず、技術的には内科、外科、産婦人科は勿論、疾病、傷害全般にわたり診療のできる技術の持主であることを必要とし、また医師自身の体力、健康の面でも、馬にのり移住地の中を回診するだけの体力、意欲の所有者でなければならぬ。

(ロ) 診療所運営の面からみれば、診療所設立の目的からいっても苦しい生活を送っている入植初期の開拓者から営利を目的とした診療費をとることはできない。従って実費徴収を原則とするが、これでは医師の生活は成立しないため、医師の生活費はすべて衛生指導員としての給与でまかなわなければならぬ。

医師の社会的地位というものは日本でと低いものではないが、特に中南米諸国では非常に高いものであり、かつ医師の数は日本のように多くはない。

上記(イ)、(ロ)にのべたような条件および状況を考えると、月額150ドルの手当で立派な医師を移住地に配置することは、ほとんど不可能である。したがって36年度予算においては、医師が経済的に不安定な生活し、移住者の診療に専念できるように衛生指導員として月額350ドルの給与を要求した。この結果、医師の生活が安定し、治療に専念すれば移住

者と医療の面に不安なく、開拓管農に専念でき、移住者の定着、自立、安定と促進されることとなり、移住者保護の契があがるものと思われる。

(3) 中小企業技術移住関係職員 (5名)

戦後より今日までのわか国の移住者は、そのほとんどすべてが農業移住者であり、ようやく34年度頃より石川島、豊和工業等大企業と関連して技術移住者が進出するようになったが、まだまだ農業移住者に比較してその数は少ない。

しかし次表にしめすごとく、中南米諸国の受入れる農業以外の移住者は、農業移住者の数を上まわっていることから判断しても、この種移住の可能性の大きいことは認められる。

職 業	ポルトガル 移住者	イタリア 移住者	スペイン 移住者
農 業	1,735 (23.0%)	567 (19.9%)	578 (17.5%)
技 術 工	2,335 (30.9)	1,938 (68.0)	2,672 (78.5)
技 術 者	29 (0.4)	168 (5.9)	42 (1.2)
商 人	3,456 (45.7)	176 (6.2)	94 (2.8)
家事および 婦人子供	10,214	3,666	3,842
そ の 他	1,702	682	430
計	19,471	7,197	7,680

当会としてもこの種の移住を開拓するために34年度末にサンパウロ支部に中小企業技術移住担当専任職員を派遣したが、36年度には更に、サンパウロ2名、リオ・デ・ジャネイロ、ブエノスアイレス、およびボリビアに各1名の専門職員を配置し、中小企業に関しては、市場調査、提携者のあわせん、および信用調査、関連産業の調査等を行ない、また技術者の移住に関しては、現地樹企業の希望する転職の調査、スポンサーの信用調査と就転職のあわせん等を行ない、この種移住の促進をはかる。

(4) 試験農場の拡充と新設(5名)

現在試験農場はアマゾン支部(在モンテ・アレグレ)、パラグアイ支部(在フラム)およびアルゼンチン支部(在カルアペー)の3支部にあり、それぞれの移住地における適作物の発見、農法の研究、種子、種苗、種畜の配付、移住者に対する営農指導等を行なっているが、36年度にはボリビアのサンファン移住地にも試験農場を新設し、諸般の実験栽培等を行なうこととした。

既存の3試験農場は、いかにも各種の研究、営農指導に努力を傾けてはいるが、責任をもって業務に専念する職員がモンテ・アレグレ、フラムの両試験農場とも僅かに1名に過ぎず、これでは農場としての充分な成果を上げるには、あまりにも手不足である。

このため36年度においては、これら3つの試験農場にそ

れぞれノ名の農場員を増員し、現在の職員とともに永年作物、短期作物、畜産、畜産加工および農産加工等諸般の研究を行なわせると共に、営農指導も強力に行なうこととする。なお、ホリビアのサンファン移住地には、これまで試験農場がなく、支部の営農指導員が独力で試験的栽培を行なったりしていたが、これでは自づから限度があり、充分なる効果は期し難いので、アマゾン、パラグアイ、アルゼンチンの各地同様、試験農場を設置し、場長ほかノ名の職員を配置し、各種研究を行なわせ、適作物の発見、営農法の確立、営農指導の強化をはかり、移住者の早期安定、定着を促進する。

(5) 新移住地の増加等による指導員の配置(6名)

昭和36年度において新規に受入れの行なわれる移住地、および従来より入植していたが、指導員の配置されていなかった移住地に新たに指導員を配置し、また従来指導員が配置されていたが、さらに昭和36年度において大量の移住者が入植するのでこれにともない指導員を増員し、移住者の定着指導、あっせんをはかるために必要とする人員である。

昭和36年度入植予定地一覧表

支部	移住地	既入植者数	36年度入植予定	所在地	主要作物	備考	配置予定取組数
アマゾン支部	タイパーノ	68	50	ボア・ビズタ市の北々東 90 km	コーヒー、ヒメメンタ、バナナ、ハイナップル、マンジオカ、トモロコシ	リホブランコ直轄州政府	/
	バカバール	0	100	マラニオン州サンルイス南方国道沿い 24 km	養豚を主体とする	マラニオン州政府	
	エイジェニオサレス (旧マタオス郊外)	890	100	マナオス～イタコア4アラ国道沿い	ゴム、コーヒー、グアラナー、米、ヒメメンタ、トモロコシ	アマゾン州政府	
	トマス・ニ	0	440	ベレン市より水路 250 km	胡椒、アサイザール、野菜、マンジオカ	JAMIC	
	アリアウ	0	50	アマゾン州マナオス郡、ベラ・ビズタ植民地エリアウ区	ゴム、グアラナー、コーヒー、果樹、米、雑作	アマゾン州政府	

支部	移住地	既入植者数	36年度 入植予定	所在地	主要作物	備考	配置予定 取組数
リオ、デ、ジャネイロ 支部	ジ、ク (ジゼリ・ノ・グロ チエック)	408	150	サルバドール市 北面 75 Km.	蔬菜、雑作	INIC	
	フナウー	78	85	リオ、グランデ、ド、 ノルテ州、ナタル市 北方 86 Km.	米、蔬菜	州政府	
	マシマラン カッパ	0	75	リオ、グランデ、ド、 ノルテ州			
	リオ・ホニト	102	45	ペルナンブーコ州 ホニト郡	米、蔬菜	INIC	
	ピオ 12 世	48	45	セアラ州フォルタレザ 市 48 Km.	蔬菜、果樹	INIC	
	マセオ	0	50	アラゴアス州	蔬菜、雑作		
	レシーフェ	85	100	レシーフェ近郊	蔬菜、雑作、分益器	海協連支部	
	バルゼア アレグレ	300	150	カンポ・グランデ 西方 50 Km.	米、トモロコシ コーヒ	JAMIC	

支部	移住地	既入植者数	36年度 入植予定	所在地	主要作物	備考	配置予定 取組数
ワロ支部	グアタバラ	0	1500		(低地) 米作	全拓連	
	アルト・パラナ	600	2300	エンカルナシオンより 陸路 120 Km.	(高地) 雑作、果樹	海協連支部	
ボロ支部	国際直路	0	200	アスンシオン～パラナ グアの国際直路をい	米、トモロコシ、大豆 油桐、マテ茶、ホメロ	海協連支部	
	サンファン	770	250	サンタ・クルス市より 約 130 Km.	米、トモロコシ 甘藷	海協連支部	
ルゼニ支部	キモリー	0	250			海協連支部	
	カルアペー	276	100	ミシオネス州	ホメロ、茶、煙草	海協連支部	
コロロ支部	アンデス	200	200	メンドーサ州	米、トモロコシ	海協連支部	
	コダツシ	0	100	マダグレーナ県コダツシ 町より南西 50 Km.		海協連支部	
ケリ	アララマンカ	0	50	サンタンデール県 アララマンカ北西 100 Km.	バナナ、カカオ、ココア パームヤシ、米	海協連支部	
	サンアゴ近郊		70	サンアゴ近郊	蔬菜、雑作		

(6) 地方事務所増員 (3名)

現在地方事務所はアマゾン支部のマナオス、リオ支部のシェーフエ、サンパウロ支部のホルトアレグレ、ロンドリーナの計4事務所があるが、36年度にはホルトアレグレ事務所が支部に昇格するのに対し、サンパウロ支部管内にカンホ・グランデ、リベロン・ブレットの2事務所を開設するため、事務所数は全部で5となる。

(イ) マナオスはアマゾン與地邦人の中心である關係上、諸般の業務が多端で事務も多忙化しているため事務専任の職員1名を配置する。

(ロ) ロンドリーナ事務所員設の根拠

現在ロンドリーナ事務所ではパラナ州地域の呼寄啓蒙、移住者導入および指導等を1名の職員で行なっているため、現状では充分な活動を期待できない。しかし職員を増員することにより事務所の機能を充分に發揮させることができる。

すなわち

- (a) パラナ州與地では潜在呼寄希望者が相当ありながら、手続方法の無知により呼寄が實現できないものを呼寄人として開拓できる。
- (b) 緊急突発事項、業務の迅速なる処置ができる。
- (c) 36年度においては、現在駐在している職員を調査、啓蒙と營農指導に専念させ、総務、会計その他事務的業

務については新規増員により事務所の拡充を期すること
ができる。

(六) カンホ・グランデ事務所

カンホ・グランデ事務所については、近年マツト・グロ
ッソ州が急激に進展しつつあり、かつまた州政府は、マッ
ト・グロッソの開発のために州有地を払下げたり、或は比較
的安価に分譲したりしている利点もある。また最近日本
より直接移住者を受入れたい希望をもつ地主も多く存っ
ているので、カンホ・グランデに事務所を開設し、販買を常
駐させ、呼寄啓蒙等を行なわしめる。

(七) リベロン・フレット事務所

モジアナ線およびアララクアラ線地域はこれまでのとこ
ろ比較的新移住者が少ないが、今後はこの地域への入植を
促進するためリベロン・フレットに事務所を開設し、移住
業務を遂行することとする。

(八) 支部の中心的事務所の強化 (5名)

各支部のセンターと与る事務所(たとえばアマゾン支部に
おけるベレン、アルゼンチン支部のフエノス・アイレス等)
における渉外業務、一般庶務、上陸港における移住者の受入れ
業務、移住者の営農資金の経理、呼寄手続の取扱い、さらに
在伯支那のJAMIC統合にともない生じた業務は受入れ
移住者の増大と入植地、駐在員事務所の増加につれて著しく
多忙となり、ほとんど現在の陣容をとつては業務の円滑

る送行は、ほとんど期し難い状態にある。

次にサンパウロ支部における業務の現況を例としてあげてみよう。

現在サンパウロ事務所には、支部長をふくむ7名の職員が常駐しているが、この7名の業務分担内容をしめすと次のとおりになる。

支部長（大沢大作）

業務統轄ならびに対外接衝

総務、平野重利（坂本、熊野兼任）

企画調査、資料、熊野浩行（平野兼任）

会計、平出孝治（坂本兼任）

公募指名呼寄、藤田 繁（熊野、赤尾兼任）

中小企業技術移住、坂本 茂郎、鎌方多茂男（赤尾兼任）

営農指導調査（平野、平出、赤尾、藤田兼任）

移住者陸上輸送、赤尾文吉（平野、熊野、藤田兼任）

渡航費回収（平野、赤尾、藤田兼任）

巡回衛生指導関係（坂本兼任）

移住者受入（熊本、藤田兼任）

サントス収容所（平出兼任）

農拓協関係（熊野兼任）

コサア関係（藤田兼任）

養蚕関係（平野兼任）

移民援護協会関係（平野、平出、書記および会計代理）

と存っており、現在の陣容をとってしては、とてと業務の円滑な遂行が期しがたいことは明らかであろう。このよう存職員の仕事過剰は他の支部においてと大同小異である。

特に支部経理は急速に複雑化しているので、36年度においては、特に会計、経理担当者を中心に増員をはかり、支部業務の円滑化を期したい。

なお、支部の中心的事務所増員の内訳は次の通りである。

ベレン	1名	(会計庶務補助員)
リオ	1名	()
サンパウロ	1名	()
ホルト・アレグレ	1名	(支部長)
サンタクルス	1名	(会計庶務補助員)

支部別増員数一覧表

支部名	昭和35年度 定員	昭和36年度 要求人員	前年度に対する 増員数
アマゾン支部	19	24	5
リホデ・メネイロ支部	10	14	4
駐在 理 事 室	0	2	2
サンパウロ支部 (訓練所)	9 } (2) } 11	16 } (2) } 18	7
ホルト・アレグレ支部	(3)	4	1
パラグアイ支部	14	19	5
ボリチア支部	8	14	6
アルゼンチン支部	7	12	5
コロンビア支部	2	2	0
ドミニカ支部	5	5	0
サンフランシスコ支部	2	2	0
合 計	81	116	35

2. 支部職員に対する給与改善の必要性について.

昭和35年度の当会支部職員の内平均給与は231ドルであるが、36年度においては平均60ドル(26.1%)の昇給を要求し、更に1人平均20%の家族手当を要求した。

この60ドル昇給の根拠は、定期昇給20ドル(平均給与の8.7%)の他、海協連支部職員は次に示すごとく、他の官庁、諸団体と比較した場合、著しく低給与であることにかんがみ、物価上昇等の要因をもふくめ40ドル(平均給与の17.4%)昇給させることと致したい。

(1) 他の官庁、諸団体の職員との給与の比較(単位:ドル)

海協連		総領事館		日商社		移住振興	
階級又は氏名	給与額	階級又は氏名	給与額	階級又は氏名	給与額	階級又は氏名	給与額
支部長	430	総領事 1級	570.83	支店長	730	代表	575
		領事 2級	697.50			支店長	430
		領事 3級	610				
		領事 4級	522.50				
支主任	300	副領事 5級	457.50	次席	650	次席	400
		副領事 6級	375				

海協連		総領事館		日商社		移住振興	
階級又は氏名	給与額	階級又は氏名	給与額	階級又は氏名	給与額	階級又は氏名	給与額
H 職員	210	副領事 7 級	326.50	中堅職員	450	中堅職員	294
		理事官 8 級	283.50				
		理事官 9 級	237.50				
		理事官 10 級	217.50				
K 職員	160	理事官 11 級	190	K 職員と大学 時代の同級生	300	K 職員と大学 時代の同級生	190
		留学生 12 級	180	最低の派遣 員	250	最低の派 遣員	170
現地最高	260	現地最高	280	現地最高	300	現地最高	250

(註 1) 上掲表は職務責任、職務内容、学厂がよむ取丁からみて同格と思われるものを対比した。

(註 2) 総領事館の場合、上掲表記載の給与額以外に再加俸として給与の 4 割が支給されており、他の会社、団体についても同様、諸手当として給与以外に給与の 3 割乃至 4 割が追加支給されている。したがって実際に支給される額は海協連職員と比較し、1.5 倍乃至 2 倍となっている。

この表から判断しても容易に理解できることであるが、海協連支員は他に比して著しく恵まれていない。しかも海協連支員の場合は本俸だけで家族手当等は一切支給されていないため、実質給与の差は更に大きい。

なる程海協連は補助金団体であり、国家機関たる在外公館等と同列に存らべて比較することは出来ない、という議論もあるかもしれない。

しかし海協連支員は移住事業の促進という国家的使命を現地の第一線において果しているものであり、その公益的な役割というものは存らぬ国家機関と異なるものでは無い。この観点に立って見た場合、単に補助団体の職員であるという理由によつて、他の公的機関の職員と区別されてよいものであろうか。

移住事業という特殊な報われることの少ない困難な事業に当る職員は、専心たゞ移住者の成功だけを願つて誠心仕事に當るものでなければならず、移住事業推進のためには特に優秀な人材が要求される。しかし現状のごとく、あらゆる意味で他より恵まれない状態が続くとすれば、今後優秀な人材を求めることは、ほとんど不可能となるであらう。勿論現在においても、海協連支員は、その心構え、仕事に対する熱意等にしては外務省の在外公館員、内地一流会社の高級職員と比較しても決して劣るものではない。

もとより現在直ちに、これら高級職員と同等の待遇を求めるものではないが、少しずつでもこれを改善して行くのは当然で

は存かろうか。

どんなに真剣な心構えをもつていても、またどんなに優秀な能力をそ存えていても、エンジン、機械にたとえていうならば、その機動力を充分に發揮させるカンリンの量および質を欠いていればその機能を果すことはできない。

(2) 次に物価の値上りと為替レートの動きをみてみよう。

(1) 次表は最近のベレン市内の小売物価表である。

なお、日常生活物資主要30品目についてみると1960年4月現在の消費者物価は、2年前の1958年1月に比して145%の値上りを示している。

ベレン市場物価は年々上昇しているが、その騰貴は最近に至って急に上昇のテンポを早めた。1960年初頭と、4月の物価を比較すると、その値上りは40%に達する。

ベレン市小売物価表

商品名	単位	1958年 (1月)	1959年 (1月)	1960年 (1月)	1960年 (4月)
砂糖	Kg	16	16	16	30 (60 ^円)
白米	〃	14	20	25	27 (54 ^円)
ラード	〃	70	80	120	200 (400 ^円)
さつま落	〃	12	12	12	30 (60 ^円)
じゃが落	〃	22	60	60	70 (140 ^円)
コーヒー粉	〃	68	70	70	100 (200 ^円)

商品名	単位	1958年 (1月)	1959年 (1月)	1960年 (1月)	1960年 (4月)
牛 肉	Kg	Ct# 32	Ct# 100	Ct# 180	Ct# 200 (400 ^円)
牛肉(骨付)	"	32	50	70	100 (200 ^円)
豚 肉	"	35	60	85	120 (240 ^円)
干 肉	"	66	80	120	150 (300 ^円)
ファミニヤ	"	10	10	17	17 (34 ^円)
豆	"	24	26	65	70 (140 ^円)
鶏	羽	140	180	200	300 (600 ^円)
牛 乳	立	12	16	20	30 (60 ^円)
卵	打	60	72	96	120 (240 ^円)
バ タ ー	Kg	180	200	320	400 (800 ^円)
パ ン	"	20	26	24	30 (60 ^円)
鮮 魚	"	30	60	60	80 (160 ^円)
塩 魚	"	35	70	100	150 (300 ^円)
ア ヒ ル	羽	180	350	350	450 (900 ^円)
アルコール	立	30	30	30	45 (90 ^円)
電 気 料	KWh	2.7	3.1	3.6	3.8 (76 ^円)
石 油	立	7	8	8	10 (20 ^円)
炭	Kg	6	6	6	7 (14 ^円)
燃 料 油	立	5	5.5	5.5	9.8 (19.6 ^円)
ト マ ト	Kg	55	55	40	100 (200 ^円)
キ ャ ベ ツ	"	15	20	30	80 (160 ^円)

商品名	単位	1958年 (1月)	1959年 (1月)	1960年 (1月)	1960年 (4月)
		Cr\$	Cr\$	Cr\$	Cr\$
バス代	1人	3	4	4	5 (10 ^円)
ビール	1本	35	40	45	50 (100 ^円)
タバコ	1箱	7.5	10	13	15 (30 ^円)
計		Cr\$ 1,224.20	Cr\$ 1,739.60	Cr\$ 2,195.10	Cr\$ 2,999.60
指数		(100)	(142)	(177)	(245)

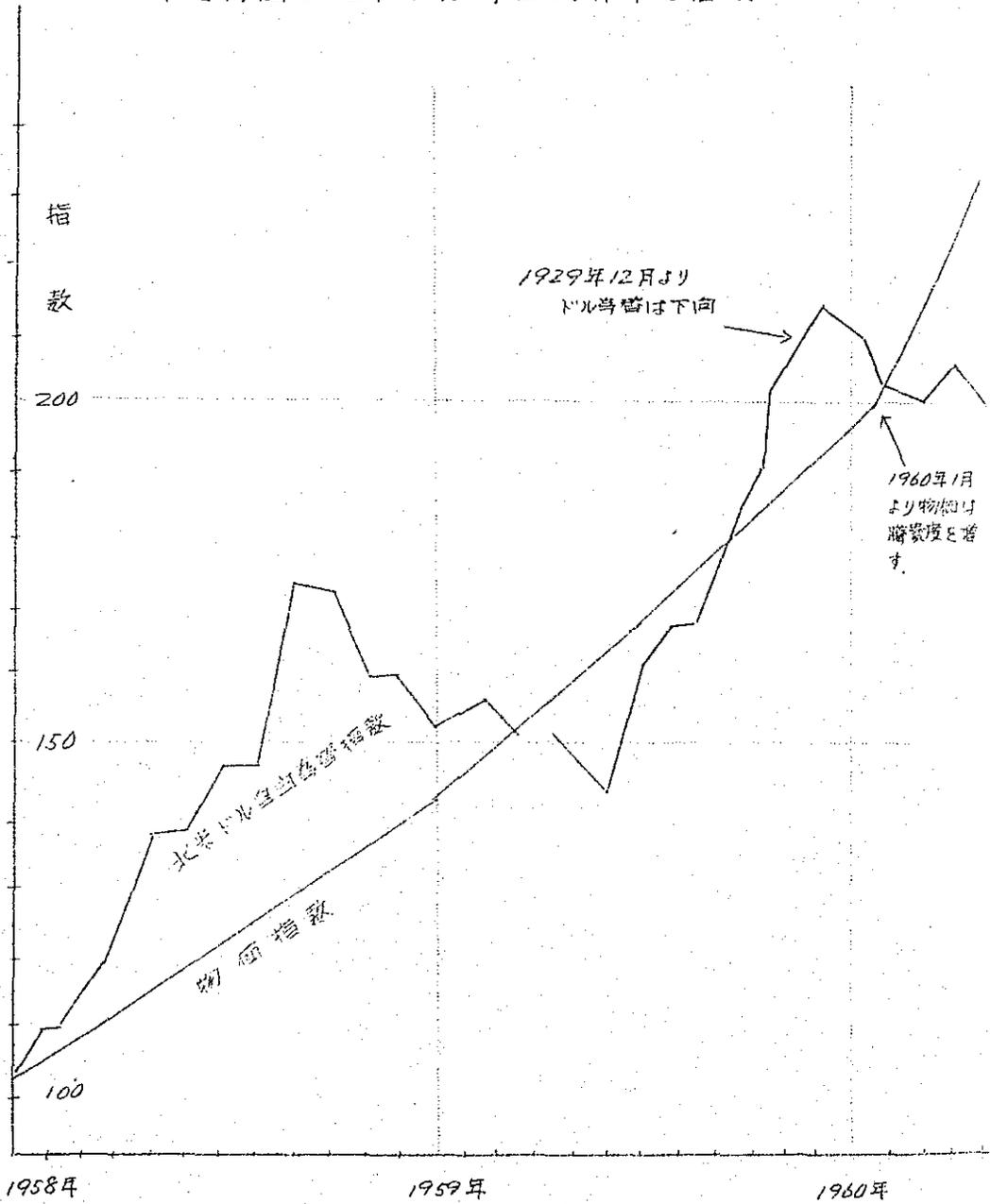
(ロ) 次にウルゼイロの対ドルレートをみると、ベレン市のドル市場は1958年はじめより1960年4月までに約200%の騰貴をみせているが、1960年に入ってからには下落の傾向を示し、最近では1米ドル180クルゼイロスの線で横ばい状態である。

このレートの動きを物価の動きと対比させてみると、1958年は、物価の上昇率はドル自由為替に追随してきて、ドル為替の騰貴の方が物価の騰貴より急激であった。しかし1960年に入ってからには、物価は4ヶ月間に約40%高騰したに対し、ドル相場は逆に5%の下落となっており、ドル建給与者にとっては2重の悪条件となっている。

北米ドル自由為替相場 (ベルン市銀行買)

	1958年	1959年	1960年
	1 U.S.ドル為替	1 U.S.ドル為替	1 U.S.ドル為替
1月	Cr# 90.00	Cr# 136.50	Cr# 190.00
2月	96.50	141.50	181.00
3月	98.50	136.50	182.00
4月	106.50	137.00	187.50
5月	121.00	133.50	183.00
6月	123.00	129.00	
7月	130.50	144.50	
8月	132.00	150.00	
9月	157.00	153.00	
10月	155.00	163.50	
11月	138.00	182.50	
12月	139.50	192.50	

小売物価と北米ドル為替換算率の指数



(ハ) 次に物価の動きを示めオサンパウロの新聞の記事を抜粋して見よう。

『 9,500 クルゼイロ が最低
市公務員の給与あがる

サンパウロ市会では、25日退職者もかくむ3万人の市公務員および市議会職員500名に対する現行給与の30%ベースアップを公布した。この公布会によれば、公務員および臨時雇員 月給者は4月17日以後、臨時雇員の日給者は4月26日から、この新給与表が適用される。いままで月10,000クルゼイロ以下であった。公務員には、最低3,000クルゼイロを増し、またすでに死亡している恩給者に対しては現行の50%を増し、さらに30%の賞与を附加することになった。公報配達人の最高給与は月19,500クルゼイロ、18才以下が9,800クルゼイロに決められた。家族手当は1人につき100クルゼイロから300クルゼイロになった。

市では、この昇給費用に充てるため88,500コントのクレジットを設定する。なお、この新給与表によると一般公務員は最低9,500クルゼイロ、最高39,000クルゼイロとなっており、臨時雇の場合には最低9,500クルゼイロ、最高23,400クルゼイロ、臨時日給者は、時間当り38クルゼイロから65クルゼイロとなっている』
(5月17日付パウリス9新聞)

(註)

上記記事の通り諸物価の高騰から市公務員の給与が
30% ベース・アップされたので、これを契機にサン
パウロ州の最低給与は5,900クルゼイロから9,500
クルゼイロに上るものと予測されている。

『最低給料では生活維持困難』

相変わらず騰勢をつづけている物価に給料生活者は、赤字家
計に悩んでいるが、全労組統計、社会、経済調査局の調査に
よると、1959年1月1日から実施されているサンパウロ
前における最低賃銀5,900クルゼイロは現在の物価の値上
りと比較すると、3,700クルゼイロにしか相当せず、最低
9,165⁸⁰ なければたべま行けないという。

中級階級の最低生活費ノアコント

なお、同調査によると、中級階級の3月における生活費は
17,054クルゼイロがかかっており、これの内訳をみると、
食糧費が7,420クルゼイロ、次が住宅費4,684⁶⁰クル
ゼイロ、衣服費1,948⁵⁰クルゼイロ、その他は清掃、家
具、交通、衛生、教育、娯楽費などに分けられている。』

(6月14日、サンパウロ新聞)

(3) 支部取員の家計

ここにアマゾン支部取員A氏の家計を示めして参考に供した

い。家族は妻と子供2人(16才、13才)中学校、小学校に
 学んでいる。

	1960年5月	1959年5月
主食費	C # 2,560	C # 1,371
副食費	10,974	4,397
野菜、果物	1,938	1,931
調味料	195	356
	(小計) 15,667	(小計) 8,055
医療費	3,031	1,424
	(小計) 3,031	(小計) 1,424
学費	5,000	6,511
家賃	10,000	8,000
光熱費	857	468
	(小計) 10,857	(小計) 8,468
嗜好費	851	1,425
同食	793	1,010
文化費	600	1,380
交通費	115	410
交際費	875	370
雑費	2%	2,149
	(小計) 5,244	(小計) 6,744

衣料費	0	2645
	(小計) 0	(小計) 2645
計	32799	33.847

1960年5月と1年前の1959年5月の家計であるが、1ヶ年の間に生活費は約6,000クルゼイロの膨張をみせている。食費は約2倍になっており、いかに物価の騰貴が激しいかが明瞭である。同上家計簿で嗜好費、文化費、雑費等は逆に前年度より減少しているが物価はあがっているのであり、それだけ給料生活者の生活設計において文化生活面が圧迫されていることに他ならない。

(4) 成人に必要なカロリー、およびこれに要する経費

ベレン市を例にとってみると、ベレン市の年間平均気温は28°Cである。この条件下で成人1人(60kgの体重)が中程度の労働に従事する場合、医師の計算によれば3,240カロリーの栄養を摂取しなければならない。これだけのカロリーを摂取するため、日本では動物性食品で10%、植物性食品で90%の比率が適当とされているが、ベレンでは動物性食品30%、植物性食品70%の割合で摂取する必要がある。すなわち動物性食品で972カロリーを、植物性食品で2,268カロリーを摂取することが保健上必要である。

日本人は野菜なくしては生活できないが、ベレンは伯國でも野菜の最も高価な地であり、現在トマト1kg 100クルゼイロ(200円)キャベツも同じく100クルゼイロ(200円)している。

上記の割合によって保健上必要な食生活をするには、1人当り1日300クルゼイロ(600円)の食費がかかる計算にな

る。

今4人家族の場合、上記計算による食費は1ヵ月36,000ク
ルゼイロスとなり、日本円で72,000円である。すなわち
72,000円の金額でベレン市で保健上最適の食生活を営む
ならば、エンゲル系数は100となり極食生活を意味する。

当会支部取員の35年度の平均給与は83,101円であり、
辛うじて食生活を営むことができるに過ぎない。

(5) 次に当会支部取員の給与を論ずる場合、他と比し特に問題と
しなければならない点がある。それは次のような点である。

(他社との比較表別添)

(1) 派遣員手当

公務員、移住振興会社、その他日系商社等においても、本
邦からの派遣者に対しては在勤俸の他に内地給与として内地
在勤に見合う本俸が支給される。しかし当会の本部派遣取員
の場合には、現地事情・家族の赴任旅費等の関係で家族を同
様できない場合が非常に多いのにも拘らず、内地給与は派遣
員手当という形で最高本俸の75%、最低本俸の30%

(残留家族数による)に相当する額が支給されているに過ぎ
ない。このため残留家族はこの派遣員手当だけでは生活する
ことが出来ないのも外地から送金して貰うケースが非常に多
い。次に、パラグアイ圏在勤の主任クラス取員の事例をとる
と、家族の妻、子供3人はいづれも内地に残留しており、派
遣員手当は本俸の75%で月額12,590円に過ぎない。

このノ2,590円の派遣員手当で、妻および3人の子供が生活して行くことはどうしても困難であるため、やむをえず現地から送金しているが、このため同職員の給与は実質的に一層低くなっている状態である。

(ロ) 家族手当

移住振興会社はいじめ日系商社等では、本邦からの派遣者に対しては本俸の他に家族手当が支給される。振興会社を例にあげると、配偶者がある場合在勤俸の30%、子供がある場合には更に10%が支給される。しかし当会の本邦派遣職員は、本俸、年末手当以外には、手当等は全然支給されないで、移住振興会社の職員と同額の本俸を支給されたとしても、実質給与は振興会社職員より3〜4割方低いこととなる。

これを是正し、当会支部職員の給与を一般の水準に近づけるために、昭和36年度要求予算には、他の会社、諸機関の家族手当と比較すると、その半分にしか過ぎないものではあるが、1人平均20%の家族手当を計上した。

(ハ) 期末手当、時間外手当

現在の給与制度では年末手当ノカ月分が支給されるだけである。他国では通例3〜6カ月の期末手当が常識で又時間外手当の支給は法律で定められている。

(ニ) 社会保険料等の負担金

ブラジルの社会保険料負担金に関しては、移住あっせん部

を除く J A M / C では、雇用主負担分は勿論、本人負担分をも会社側で肩代りして取員の負担を軽減させているのが現状である。

しかし補助金で経理される当会支部たる J A M / C 移住あつせん部取員は本人負担分はすべて本人が支出しなければならないので、J A M / C の他部取員と比較した場合、移住あつせん部取員の負担は著しく大きくなっている。

(ホ) 医療扶助

公務員、日系商社等においては本人等の疾病に対しては程度の差こそあれ、医療扶助が行われるのが通例であるが、当会在外支部取員の場合にはすべて本人の負担にまかせられ、雇用者側による何等の援助手段も請じられていない。ただ、ブラジルの J A M / C の移住あつせん部取員の場合には社会保険に加入しているが、伯国におけるこの種制度は一種の貧民救済事業であり、一般人は診療を受けることができないため実際には一種の税金のようなものであり、実質的な恩恵は何等受けられない。このため当会取員は乏しい給与から不慮の傷病等における費用を負担している。しかも南米諸国における医師の治療費は日本と異り、医師の技術を高く評価するため、非常に高価である。

今、日本、ブラジル両国の初診料を比較すると次のようになる。

日本 ¥100 (100^円) ブラジル Cr\$ 500 (1,000^円)

即ち、日本の場合、労働者の1日の平均収入を350円とみて、初診料はその収入の29%にしか当たらないが、ブラジルの労働者の日給は160クルゼイロ位であり、初診料はその収入の30%に当る。又盲腸炎の手術料は日本においては7,000円乃至10,000円程度であるが、ブラジルでは25,000～30,000クルゼイロであつて、邦貨に換算すると50,000円乃至60,000円となる。即ち、日本の約6倍となる。これらの例をみても南米における医療費の負担が如何に大きいかかわかる。

公務中の傷害等については、当然雇用者側において負担すべきものであるが、海協連支部には何等予算的裏付けがなく、事実上本人負担となつており、如何に支部取員の生活に脅威を与えているかは容易に想像される。

(4) 住宅の問題

日系会社等では本邦からの派遣者に対しては、住宅の面でも、社宅の貸与、住宅手当の支給等の世話をするのが普通であるが、当会の都市勤務者の場合にはこの面での援助も皆無であり、すべて自己負担を余儀なくされている。一方南米諸国においてもホテル代、借家料等は極めて高い。サンパウロ支部を幸例にとるとホテル代(バス付中流)ノカ月30,000クルゼイロ(邦貨75,000円)又中級程度の家族用の借家は月8,000.00～10,000クルゼイロス(邦貨20,000～25,000円)で取員に少なからぬ負担を与えている。

(1) 退職金制度・労災保険制度

当会支部の現在の給与制度にはいずれも認められていない。当会支部の移住者受入という困難な仕事の性質から、たとえば樹木による事故(この種事故による死者は入植者中にも多く入植者戸数32家族のアマゾンのベラビスタ植民地でも既に3名の死者を出している) 風土病への罹病(入植戸数24家族のアマゾン・トレービデ・セテンプゴ植民地では入植以来マラリヤ病後の衰弱および余病の併発で入植者9名が死亡している) 等の危険が著しく高く、当会支部職員がこうした危険をおかして後のうれいなく働くことができるためには、こうした制度を設けることがどうしても必要となる。

昨年昭和33年10月、困難をきわめたマナオス地区入植者の指導に心身ともに消耗し自殺したアマゾン支部の原田指導員の場合にも、一毫の退職金も出すことができず、残された遺族のために当会支部職員がとぼしい財布の中から若干の香典を集めて贈った事例等は支部職員に大きなショックを与えた。

上述のように当会支部職員の給与は、各種の制度が著しく缺けているため、月々の給与が支給される額より実質的には著しく下まわっている事實は隠逃がすことができない。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and compliance with regulatory requirements. The text highlights the need for a robust system to capture, store, and retrieve data efficiently, ensuring that all relevant information is available when needed for analysis and decision-making.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in enhancing data management and security. It explores various digital tools and platforms that can streamline processes, reduce manual errors, and provide real-time insights into organizational performance. The text also addresses the challenges associated with data security, such as protecting sensitive information from unauthorized access and ensuring data integrity in the face of evolving cyber threats.

3. The third part of the document discusses the importance of data governance and the establishment of clear policies and procedures. It outlines the key elements of a successful data governance framework, including the identification of data owners, the definition of data quality standards, and the implementation of controls to ensure compliance with applicable laws and regulations. The text stresses the need for ongoing monitoring and review to adapt to changing data landscapes and regulatory requirements.

4. The fourth part of the document explores the benefits of data-driven decision-making and the role of analytics in identifying trends and opportunities. It discusses how advanced analytics techniques, such as predictive modeling and data mining, can be used to uncover hidden patterns in data and inform strategic planning. The text also highlights the importance of data literacy and the need for organizations to invest in training and development to ensure that employees are equipped to effectively utilize data in their roles.

5. The fifth part of the document discusses the importance of data privacy and the implementation of measures to protect personal information. It outlines the key principles of data privacy, such as transparency, consent, and the right to be forgotten, and provides guidance on how to implement these principles in practice. The text also addresses the challenges of data privacy in a global context, where different jurisdictions may have conflicting laws and regulations.

6. The sixth part of the document discusses the importance of data integration and the role of data lakes and data warehouses in consolidating information from multiple sources. It explores the benefits of a unified data environment, such as improved data consistency and the ability to perform cross-functional analysis. The text also addresses the challenges of data integration, such as ensuring data quality and security during the transfer and storage of data.

7. The seventh part of the document discusses the importance of data collaboration and the role of data sharing in driving innovation and growth. It explores the benefits of data sharing, such as the ability to leverage external data sources and the potential for new business models. The text also addresses the challenges of data sharing, such as ensuring data security and the protection of intellectual property.

8. The eighth part of the document discusses the importance of data ethics and the role of data in shaping the future of society. It explores the ethical implications of data collection, storage, and use, and provides guidance on how to ensure that data is used in a responsible and transparent manner. The text also addresses the challenges of data ethics, such as the potential for bias and discrimination in data-driven decision-making.

9. The ninth part of the document discusses the importance of data sustainability and the role of data in addressing global challenges. It explores the benefits of data sustainability, such as the ability to optimize resource use and reduce environmental impact. The text also addresses the challenges of data sustainability, such as the need for secure and resilient data storage and the potential for data to be used in ways that are not in the best interests of society.

10. The tenth part of the document discusses the importance of data innovation and the role of data in driving the development of new technologies and services. It explores the benefits of data innovation, such as the ability to create new products and services that meet the needs of customers. The text also addresses the challenges of data innovation, such as the need for a strong data infrastructure and the potential for data to be used in ways that are not in the best interests of society.

海外給与における家族帯同等規定要約一覧表

	移住振興KK	公務員	海協連	大阪商船	オ一物産	伊藤忠	住友	三菱商事	江商
家族帯同の資格条件				派遣員の身分、勤続年数、年齢に關係なく、本人の申出により呼寄せ認める。	現地在勤ノ年以上内地の給与月25,000円以上の条件による。	三井社員以上ノ年駐在後更に2年以上駐在見込を条件とする。	ノ年駐在後更にノ年以上駐在の見込あるもの。	ノ年以上の者に全員に帯同を認める。但し三四年以上勤務者以外は海外に出さない。	特に許可した場合
帯同家族の家族手当	妻 30% 子 10% 最高 40%	妻 40% その他の家族については扶養手当(妻については除く)	なし	妻、子を含め一率 40%	最高 40% 妻 30% 扶養者1名につき 5% 支店設置委の基準変更前に出向した者の中には最高50%のもの多し	妻 30% 子女(人数に拘らず) 10%	40% 子1人 5%増 最高 40%	妻 30% 子1人 5%増 最高 40%	妻 40% 子女1人 10% 2人以上 20%
主管者手当(責任者)		加棒あり	なし	支給する (日銀査定額)	別途に考慮されている。 現地法人等では内地同様の役員手当等も出ている。	\$ 50~300	¥ 50以上		支給している。
別給	妻帯同	40%+残留者の扶養家族		生活の本拠、家族の状態により5段階に分つ	妻以外が残りときは50%	20%以上	80%~50%	ノ年間は全額支給ノ年以上海外在勤の場合帯同	30%
	家族帯同	30%	いずれの場合にも本率扶養手当の100%期末手当、勤労手当も支給される	本率のみの50%	最低(残留者ノ人でもあるとき及び独身者)25%	20%	残員あれば50%	合帯同 家族手当を除いた税引手取額全額支給	6%
	単身赴任者	80%+扶養手当		最高100% 妻を呼寄せても生活の基礎が内地あれば100%支給される。	全額	100%	100%		75%
	独身者	25%			20%	20%	50~70%		40%
	医療費		共済制度による	なし				事情により会社負担(一般には会社負担現地法人等)	全額会社負担
社宅		官舎あり	なし	貸与する場合あり、一般にはなし	貸与する場合多し	規定 本人負担	貸与		ある所もある。
避地手当			なし		30%支給する場合あり				支給している。

§4 諸謝金、旅費および庁費の説明

1. 諸謝金

(1) 弁護士謝金

各支部における受入関係機関との接渉、機械施設の組合との貸借契約、協同組合の定款、税法、購入契約、工事契約等の法的書類の作成、移住者と現地人との民事、刑事事件の解決等の業務については、現地の事情、法律等につき、専門的知識を必要とする場合が少なくない、従ってこの面の業務については弁護士への援助なしには円滑な業務の遂行は期し難い、このため35年度の要求予算においては、この顧問弁護士を依頼する謝金として年々回平均ノ回52,000円、計276,000円を計上した。

(2) 巡回保健医謝金

昭和35年度より巡回医制度が実施され、各地で非常に好評を博している。

しかし現在は医師ノ名が単独で巡回しているために、その効率は必ずしも充分であるとは云い難い、もしこれに看護婦を同伴させればその診察能率は倍加し、真にこの制度の意義を發揮させるものと思われる、この見地より35年度要求予算には看護婦謝金を医師謝金と共に計上した。

次にこの巡回診療制度が如何に各地で好評を博しているかを、各地からのサンパウロ支部長宛の手紙でみてみよう。

これはサンパウロ支部の実施した中ノ次の巡回に対する反響で

ある。

サンパウロ支部のオー次巡回は、細江医師の熱意ある協力を得、同氏の保有する多量の医薬品の寄贈を受け、夕月27日から2週向　オーソンニョス　～　ブーグレ耕地　～　ロンドリーナ　～　ウライ　～　アサイ　～　ウムアラマ　～　青年訓練所　～　パラナバイ　～　ドラードス　～　松原連邦植民地　～　和歌山不動産移住地　～　カンボ・グランデ　～　バルゼア・アレグレ等の各地を巡回した。巡回コースは戦後移住者の多数入植している地帯に重点をおいたものである。

『

オーリンニョス市　1960年5月2日

海協連サンパウロ支部

支部長　大沢大作殿

拜啓　秋冷の候と相成りまして貴台には色々とお清祥の事と存じます。

扱而、今回突然貴合の御計らいにて、同仁会細江ドクター米組の報に接しまして、早速当地日本人コロニアの人達に通知を致しました処、当日は早朝より多数の出席にて細江ドクターも一寸驚いて居られました。

貴合の此の度の催については、誠に当を得た事であり、当地コロニア300の家族の人達は大沢氏に対して心から感謝の意を表しております。

これによつてコロニアは益々海協連の信頼感の度を増すこ

と思われます。

そして細江ドクターの講話にあった日本病院の件についても
当地日本人コロニアは全面的に協力をおしまない意向であり
ます。

尚今後も地方コロニアとの交を深める意味において巡回診
療を継続していただく様希望致します。

先はヨッ 家族を代表して御礼申し上げます。

オーリンニョス産組主事

石 川 様
』

大 沢 大 作 殿

オーリンニョス中央日本人会

夕月ヨの日

謹啓 秋冷の候御清祥の段大慶に存じます。

此の度は特別の御計いをもちて細江ドクターを御巡回下され
急激午後夕時よりの通知に残念乍御知らせの届がぬ点もありま
した。早朝より午後五時迄に二十分の病人の診療出来ず取
残した程の大盛況にて当日日会および産組共一般大衆の大喜び
の段により嬉しく存じ居ります。凡そ三分のノ以上の病人の
診病を残し暗くなつてブーグし耕地へ送り届けた次第です。

又方振りの温情のこもった御計画に対し、実に大好評も大
好評決の出る種の大喜びには御世話申上げし私等として只々
大沢氏の御処置を御礼申上げる次第であります。

これを御縁に出来得れば日本語の解る名医の居らない当地方

に是非この様な計画を御組下さるよう御願い申し上げます。
戦前あった検微鏡も没収され、種々不安の生活を送りつづあ
ります。今回細江ドクターが御持参の検微鏡が時間の都合で
使用出来ず、残念に存じまず。

次回には検便ごときに自信のある青年を利用して、ドクター
の診察の向に実施致したく、少なくとも3日程の日取りで御
差向け下さるよう一般邦人を代表して御願い申し上げます。

先生は略儀ながら御礼の言葉を今後の御計画御取組の段御願
い申し上げます。

オーリンニョス中央日会長 沼 秀 尚

レ

(3) 委託調査謝金

(イ) 農家実態調査謝金

移住地が着実に進展しているか、その移住地の将来の見通
し、および今後の営農の進め方等を知るためには、定期的
に農家の営農の実態を把握しなければならない。

正確な営農の実態を把握するためには、支部職員の一方的
な調査のみでは不十分であり、一定数の農家に日々、月々
の営農状況等を詳細に記録するよう依頼し、これを定期的
に集計する必要がある。

したがって農家に営農実態調査を委託するための謝金を計
上した。

(ロ) 中小企業技術移住調査謝金

中小企業、技術関係移住については、当会としても昭和
34年度よりこれを本格的にとり上げ、サンパワロ支部に
中小企業、技術移住担当の専門職員を派遣したが、36年
度においては更にこの種の移住を促進するために、5
名の専門職員を増員することとした。

しかし僅か5～6人のスタッフでは、この大きな業務を
十分に遂行することは期し難くかつまた各種技術の専門分
野にまで手を広げることは困難とと思われるので、これを補
う意味で特殊な専門的な調査については、その道の専門
家に調査を委託し、充分なる手配をすることとし、このた
めの委託謝金を計上した。

2. 旅 費

(1) 旅費の拡充

昭和36年度における受入移住者数が11,000名になると、
および昭和36年度には、戦後の移住再開以来昭和35年度ま
でに入植した移住者を指導することとなり、指導の対象となる
移住者数が増加したため、調査、指導、連絡旅費、移住者入植
引率旅費、渡航費回収旅費等につきそれぞれ増額を要求した。

特に調査および指導連絡旅費については、指導員の配置とと
もに農業専門職員を巡回指導を強化し早期定着安定をはかるこ
ととした。

(2) 嘱託医巡回旅費

巡回保健医制度の効果については、前項に述べた通りである

が、36年度においては、看護婦を医師に随伴させて巡回させることとして旅費を要求した。

(3) 支部長一時帰任旅費の要求

日本の移住関係者が現地を知る必要があると同様に、現地支部職員は日本における募集選考の移住業務は勿論、日本の農村状態等をよく知る必要がある。

また現在本部支部間の連絡は専ら文書により行なわれているが、文書の往復には大体1ヶ月の日時を要し、電報を打つにしても意をつくした電報を打てるほどの通信費もなく、また文書の往復も一度ですむ場合だけとは限らない。

したがって突発的な向題とか、移住政策の根本向題等については支部長が本部に帰り、本部と意をつくした話し合いを行なわない限り、業務の円滑な遂行は期し難い。

又特に重要な向題がなくとも一年に一度は各支部長が本部にもどり、その支部の現状移住地の当面の向題等につき、本部関係者と意思の疎通をはかることは極めて重要なことと思われる。36年度予算には取り敢えず、サンパウロ、パラグアイ、ボリビアの3支部に一時帰任旅費を要求した。

(4) 中南米移住事務連絡会議

昭和36年度の連絡会議は、パラグアイ国アスンシオン市で行なわれる予定であるので、同市までの旅費を計上した。

3. 庁 費

(1) 備 品 費

(1) 8ミリ撮影機

8ミリ撮影機は内地における現地事情紹介、啓蒙宣伝に作用するために、支部に撮影機を常時配置しておき移住地を撮影させ、このフィルムを内地に送り返させ、適宜編集し、内地での広報宣伝に役立たせようとするものである。

(2) 消耗器材費

これは昭和35年度予算までは認められなかった経費であるが、36年度要求予算においては新聞雑誌購読料、救急薬品、写真フィルム等を内容としてこの費目を計上した。

新聞雑誌等の必要性については、日本と離れた支部、移住地においては、新聞雑誌、又ニュースに対する要望は真に強いものであり、娯楽用、教育用共に極めて重要なものがある。

その他移住地に常備すべき救急薬品箱、現地の実態を詳細かつ具体的に伝えるための写真フィルム等いづれも欠くべからざるものである。

(3) 通信費

通信費は34年度予算2,727千円に対し、35年度要求予算では6,728千円と大巾な増額をみているが、その原因は次の点にある。

(イ) 34年度までは、通信費には殆んど電報を使用する余裕がなかったが、支部と出張所および海協連本部との連絡を密接迅速に行い、業務を円滑に遂行するためには、電報は不可欠のものであるため、36年度要求予算において外国電報料4,268,887円、国内電報料567,600円、総額4,836,487円

電報料を計上した。

(ロ) 移住者の増加と共に、支部の業務も多忙を極め、且、レシーフエ、ポルト、アレグレ、ロンドリーナ、マナオス等の出張所が開設されたため、連絡文書も増加し、通信費の不足は甚しいものがある。

サンパロ支部においては、本邦宛通信は、多く総領事館の本省宛郵便に便乗しているが、なお通信費に不足を来している現状である。

なおサンパロ支部の場合は上記の一般文書の他に呼寄移住者に関する呼寄状が大量にあるため、郵便料の不足は支部の業務を円滑に遂行することを著しく粗害している。また、各支部ともこれら本部宛文書のほかに在外公館、受入国関係機関、支部の地方事務所宛文書もあるため、文書の量は膨大なものである。

(4) 会議費

海協連支部の業務は、単に移住者を受入れるという事務的な業務が主ではなく、新移住者の導入および植民地の設定など、すべて受入国官憲、その他との折衝が主である。また移住者入植後の営農の向上と福祉はすべて対外折衝の如何によって決えられることが多い。しかし、ラテンアメリカ諸国においては、受入国政府、関係機関との折衝は、正面からの理論だけではじても順調に行くものではなく、最も必要なことは平素の社交を緊密にして始めて具体的な成果を達成出来るものであること明かである。

しかし海協連支部予算には、機差費、または予備費といった費目がなく、僅かに会議費としてノ支部平均年間々2万円が計上されているに過ぎず、これでは受入業務の円滑な遂行は期し難いので、36年度要求予算では、これを大巾に拡えし総額ノ36々万々千円を計上した。

(5) ラジオ通信費(サンパウロ支部)

① 移住者の到着日を引受人に連絡する場合、これまでは約ノヶ月前に航空便または速達便で連絡していたが、ブラジルの奥地では郵便が確実につくことは保証できず、移住者が着伯早々にして立任生した例は屢々見られるところである。

最近ワントスの宿泊所に宿泊できるようとなったが、船の到着日は致度にわたり変更されるのが常であり、滞左期間が長びくにつれそれだけ移住者の支出もかさむので、ラジオ通信により到着日を確実に引受人に知らせることが出来る。

② ラジオ通信と同時にノ日ノ5分 ~ ヲク分間放送時間を買切り、引受人に対する呼寄、啓蒙、宣伝および移住者に対する文化報道、漁農指導、衛生知識の普及ならびに渡航費国庫返還の義務があることについて、常時啓蒙宣伝を行なうことが出来る。

(6) 自動車損害保険料

どこの国においても自動車をもつかぎり、自動車保険には加入しなければならないが、補助金により運営され、補助金以外には殆んど収入源のない非営利団体である海協連の在外支部においては、補助金予算にこの保険料が計上されないかぎり、こ

の保険料を負担することが出来ない。このため34年度までは自動車維持費として燃料費が計上されていたに過ぎないが、36年度要求予算においては自動車をもつことに対する一つの裏づけとして自動車損害保険料、総額1,005,800円を計上した。

(7) 運搬費

これも35年度要求予算において新規に計上した費目の一つであるが、これは市内交通費と送料に分れる。

市内交通費は、支部職員が業務上在外公館、受入機関係機関に連絡、接渉に行く際の交通費で支部が有機的に活動するために必要欠くべからざるものであり、他方送料は支部の出張所、試験農場、移住地の駐在員事務所等に器材その他を運搬する場合の経費で、郵便料とは性格を異にするものである。

この市内交通費、送料とも34年度までは全然計上されておらず、止むを得ない場合には、雑役務費から支出されて来たがその雑役務費も予算的に限られているため、36年度には、市内交通費、送料として運搬費総額98万円を計上した。

(8) 事務所借料

事務所借料は34年度においては、地方事務所の分として7ヶ所分が計上されていたが、36年度においては、従来在外公館内に事務を置いていた所も独立した事務所を設置出来るよう事務所借料として15ヶ所分、総額993,500円を計上した。これは移住者を対象とする業務であるため、早朝から深更まで移住者の陳情、相談に応じなければならない関係上在外公館とは独立した事務所をもつ必要があるからである。又これは在外

公館の要望でもある。

また従来の事務所には事務所とは名ばかりの倉庫のようなものもあったが、海協連は、現地側では日本人の代表としての公的機関と受けとられることもあり、又現地側政府機関、銀行、その他現地の一流人士も当会事務所に顔を出すので現在の事務所では日本人移住者の体面を保つことは出来ず、業務にも支障を来し勝ちである。

(9) 雑 役 務 費

雑役務費は35年度の30万7千円に対し、36年度要求予算においては、48万6千円と大巾な増加をみているが、これは次の理由による。

35年度までは雑役務費の中で最も大きな比重を占めていたのは新聞雑誌購読料であったため、本来の雑役務費としての機能を殆んど果たことが出来なかった。そこで36年度においては、新聞雑誌購読料は、消耗品材費に計上し、雑役務費には、印紙代、送金手数料及び人夫賃を主な内容として計上した。

(イ) 印紙代、送金手数料

各支部においては、受入関係機関との接渉過程、物品器材等の購入契約、施設道路等の工事契約等においては、書類に印紙を貼布しなければならない場合が往々にしてある。

(ロ) また送金手数料は、パラグアイ支部を事例にとると、支部の主たる事務所のあるエンカルナシオンには外為銀行がないため、補助金はアスンシオンの外為銀行よりエンカルナシオンに送金して貰わなければならない。

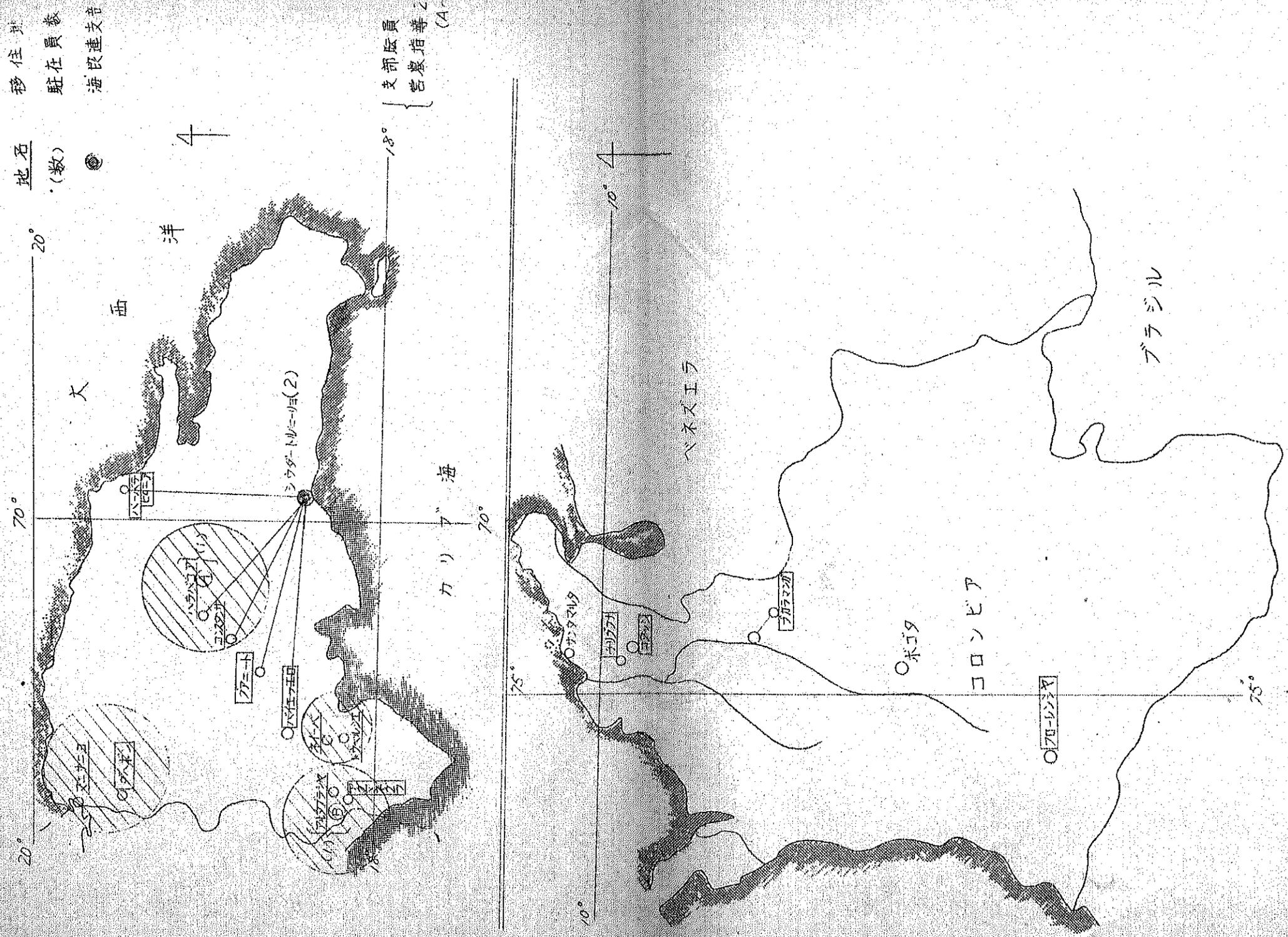
これは他の支部においても見られることであるので、印紙代、送金手数料を雑役務費にふくめて要求した。

い) 人 夫 賃

入植地内道路の簡単な補修等を行う際には支部側で行わなければならないことが多いので、人夫を雇用して補修を行わなければならない。

又アマゾン、ボリビア支部の如くブルトーザーのような特殊車輛が配置されている場合には、専門の運転手がいなければ車を活動させることは出来ないので臨時に雇用する必要が生じる。このため、36年度要求予算において、これら人夫賃として240万8千円を計上した。

6. ドミニカ共和国移住地分布図



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights how detailed records can help identify inefficiencies, prevent fraud, and ensure that resources are used effectively.

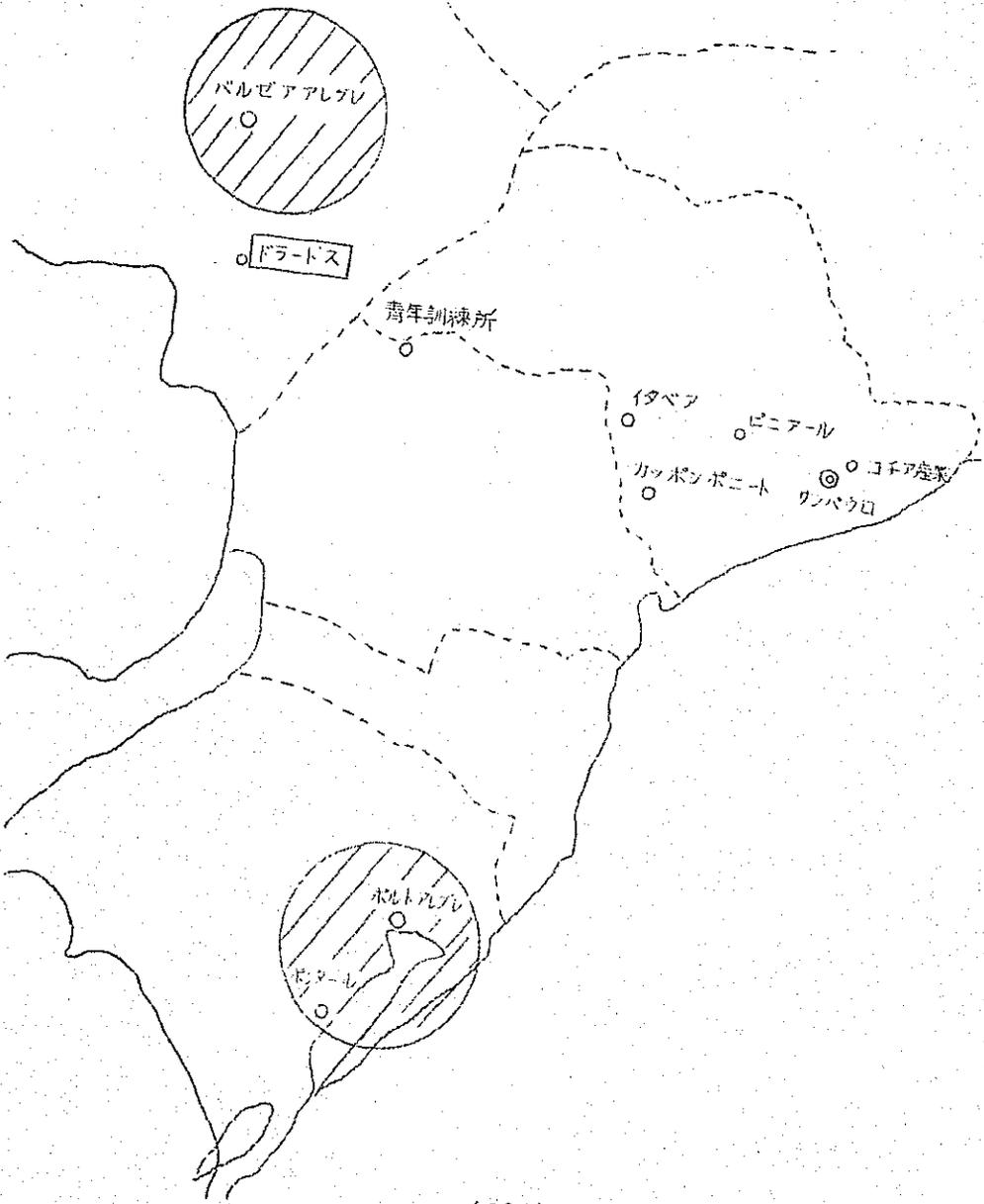
2. The second part of the document focuses on the role of technology in modern record-keeping. It explores how digital systems and software solutions can streamline the process of data collection, storage, and retrieval. The author notes that while technology offers significant advantages, it also presents challenges such as data security, system integration, and the need for staff training. The document suggests that a balanced approach, combining traditional methods with modern technology, is often the most effective.

3. The third part of the document addresses the legal and ethical considerations surrounding record-keeping. It discusses the importance of ensuring that records are maintained in accordance with applicable laws and regulations. The text also touches on the ethical implications of data collection and storage, particularly regarding privacy and the potential for misuse of information. The author argues that organizations must have clear policies and procedures in place to address these concerns.

4. The fourth part of the document provides practical advice for implementing a robust record-keeping system. It suggests that organizations should start by conducting a thorough audit of their current records to identify gaps and areas for improvement. The text also recommends that organizations should invest in high-quality hardware and software, and that they should regularly update their systems to reflect changes in technology and regulations. Finally, the author stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the record-keeping system remains effective and efficient over time.

5. The fifth and final part of the document concludes by reiterating the key points discussed throughout the text. It emphasizes that while record-keeping may seem like a mundane task, it is in fact a critical component of any organization's success. The author encourages readers to take the time to carefully consider the issues discussed in the document and to implement the recommended practices in their own organizations. The document ends with a call to action, urging readers to work together to improve the way we collect, store, and use information in the public sector.

サンパウロ支部
指導員なし



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights how detailed records can help identify inefficiencies, prevent fraud, and ensure that resources are used effectively.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in modern record-keeping. It explores how digital systems and software solutions can streamline the process of data collection, storage, and retrieval. The text notes that while technology offers significant advantages, it also requires careful implementation and ongoing maintenance to ensure data integrity and security.

3. The third part of the document addresses the challenges of data management and privacy. It discusses the need for robust security protocols to protect sensitive information from unauthorized access and cyber threats. Additionally, it touches upon the importance of data governance and the need to comply with various regulations and standards that govern the handling of personal and organizational data.

4. The fourth part of the document discusses the importance of training and education for staff involved in record-keeping. It emphasizes that even the most advanced technology is only as good as the people using it. The text suggests that regular training and professional development are necessary to ensure that staff are up-to-date on the latest practices and technologies in the field.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key points and reiterating the overall goal of the document: to provide a comprehensive guide to effective record-keeping practices. It encourages organizations to adopt a proactive approach to record management, one that prioritizes accuracy, security, and efficiency in all aspects of their operations.

§5 営農指導強化対策費

- 1) 移住者の早期安定定着を計るため、先づ営農指導面の強化対策を企図し、既設試験場の拡大充実に、また年度予算による委託栽培地の増設、更に指導農場（又は指導圃場）を新設し移住地の営農基盤の確立を期するものとする。
- 2) 既設試験場、指導農場、委託栽培の差違、利用の相違については、下記の如く指導したい。
 - ① 試験場 農業試験場に於ては、広い地域を試験の対象として行い、学術的にも稍々又は、可成り下げたる試験を実施する。
 - ② 指導農場（指導圃場）各移住地は、予め事前調査を行って入植せしめることが本来あるべき姿であろうが、現状では相手受入国の事情にもたされて十分な手配が困難な場合も多いので処女地における入植当初においては如何なる作物が適地適作か、又適作物の見当がつかないとしても、収量はどの位か、栽培法はこの移住地では、如何なる方法が得策か、気候、気湿、風速、日照、水利、水質、土壌等移住地内の農業経営上、必要事項の詳細なデータを要求される。従って本会の職員たる移住地駐在の営農指導員は農業経営上必要なる前記事項についての移住地調査を実施し、指導農場において、選択をかり、初期に於ては移住者の農業経営の速やかなる安定の指導、更に進んで、この改良と経営の合理化の指導に当り、移住地の成績、経済的収入の向上に努め、自立安定

を期することを目的とするものである。将来にあつては、指導農場自体、移住地の経営、採算により運営することを期待するとともに企業的農業経営方式の試作農場として運営する方針である。

- 指導農場に於ては、極めて實際的な事項について試験、指導を行うのであるが、移住地全体を対象として行うので、諸種の設備を必要とする。

又農業経営の百般にわたるも、大別すれば

① 自給作物 } の試験・調査
② 換金作物 }

③ 気象の観測

④ 水利、水質 } の調査
⑤ 土 壤 }

⑥ 其の他必要な関係事項の調査

- 移住者の、あくまで企業としての農業経営を國家の保護のない地で行うので、この点日本における農業経営の如く、國家の要請保護のあるものと、全然事情が異なる点特に注目する必要がある。

- ④ 委託栽培（地） 作物の特定の種類に就いての栽培又は育苗採種等の特定事項の調査又は作業を依頼するものとする。委託栽培は、苗木、又は種子として具体的な型で戻ってくるので其の成果の見透しは極めて短期間に明瞭となる。

営農指導強化対策費

既設農場 3ヶ所
 指導農場 6ヶ所
 委託栽培地 18ヶ所

支部名	既設試験場	指導農場	委託栽培地
アマゾン支部 16,367 ^{千円}	モンテ・アレグレ 5,753 ^{千円}	ベレーン マナウス郊外 3,857 ^{千円}	マタピー、キナリー タイアーノ、ロザリオ トレゼ・デ・セランブロ ③ ^{千所} → ⑤ ^{千所} 773 ^{千円}
リオ支部 2,307	—	レシーフェ 1,927	リオボニート、ウナ ピオノ2世、ブナウ ② → ④ 373
サンパウロ支部 75	—	—	ドラーダス ① → ① 75
ポルト・アレグレ 0	—	—	—
パラグアイ支部 11,306 11,546	フラム 2,617	アルト・パラナ 1,687 1,927	—
ボリビア支部 6,290 5,920	—	* サンファン 5,817	サンファンオ2 ビヤモンテス、キエリー マンチュリア ⑤ → ⑤ 473
ペルー支部 8,346	ガルアッペ 6,417	アンデス 1,929	—

コロンビア 75 ドミニカ 187			ユダッシュ ① → ① 95 ダハボン、アグアネグア ④ → ② 189
計 46,235 47,355	3	② → ⑤ + ① └─┬─┘ ⑥	⑩ → ⑩

※サンフラン農場

(可及的速やかな独立を必要とするため)
 本年特に要求した。

§ 6. 診療所費の説明

1. (a) 現在の移住者は大部分が農業移民であり、且つ未開地（アマゾン、パラグアイ、ボリビア等）で、密林の開拓に従事し、都市文明と隔離されており、又、気候瓦土も、日本内地とは相當な開きがある。
 - (b) 入植者にとり最も不安と危惧を覚えることは、自己又は家族が、健康を害した場合に医者がなく、近代文明の恩恵に及びえないことである。何れいつても、開拓者にとっては健康が、その最高且つ最大の資本であるので移住者の心身共に安定する診療施設を完備するは急務である。
 - (c) 近隣に当該国の病院なり、診療所があるとしても、言語が通せず、手の届く様には、診察、治療もできず又、経済的理由のため、何かと、充分な診療を受けることも困難であるのが実情である。
 - (d) 事實上、受入国側の援助を求めるとは、現状としては困難であり、送出国側でこの設備、人員を配置せねばならない。
 - (e) さればこそ、入植者僅に後顧の憂なく、後続入植者達にも安心して、応募しうるだけの準備をととのえることは、我々送出国側として万全を期せねばならない。
- 因て、36年度にあつては、下記の通り診療所新設、又医師の待遇改善、歯科診療所新設を計上した。

2. 新設診療所（一般医療3ヶ所、歯科2ヶ所）

アルト・パラナ（パラグアイ）	}	}
キモリー（ボリビア）		
アンデス（亜国）		
アルト・パラナ（パラグアイ）	}	} 歯科
サンファン（ボリビア）		

施設たる診療所、機械器具等については別表（参照）

3. 機械器具施設費

(イ) 別表の如く、機械器具一式として、4ヶ所に購入、歯科診療器具は前記2ヶ所

(ロ) とりあえず既存の建物を一部診療所として使用することとし、新設は5ヶ所（うち歯科2ヶ所）とした。一棟607M²（665坪）とする。

	医療機械器具	発電機	施設費 (建物)	歯科器具・建物・発電機
アンデス	○	○	○	
ガルアペー	—	○	—	
アルト・パラナ	○	○	○	アルト・パラナ
キモリー	○	○	○	サンファン
サントス 収容所	○	—	—	
計	4	4	3	器具・建物・発電機 2 2 2

4. 医療関係職員の待遇改善

入植地には医療機関が夫々設置される事が望ましいが、現状としては、充分な設置は、困難であり、可能な限度で、入植者に憂なく、医療の恩恵に浴せしめることとする。

(1) 入植当初では、自営独立していない入植者から営利目的の診療費は徴収しえない。実費徴収すらも困難と思われる場合も多々ある。

(2) 交通路、交通機関の不完全な為、乗馬にて回診することがあり、身体強健、気候風土に耐えうる若い人が望ましい。

(3) 南米諸国では医師は、高等技術者として、社会的地位は高く、又その対価も高い。

(4) 現状では専門医よりむしろ、外、内、婦人科等一般医が要望されている。将来、入植地が発展し、人口増加すれば、専門医を要する。かかる点から

(1) 従来診療所医師には、謝金中より手当として支出していたが、36年度より支部の狂生指導員として、身分安定する。

(2) 給与は、300[#]を350[#]とする。

更に医療施設のない入植地には、嘱託巡回医と看護婦とにより平均月一回(距離により異なるが)巡回さす。

巡回医 200[#]、看護婦 200[#]とする。

36年度新設の歯科医は、サンファン、アルト・パラナに設置する。

- 南米内陸地方では、海産類（海草）を食料にしないため、歯の障害が早く起り且つ多い。治療の性質上入植者が治療するには、交通不便な遠距離まで、度々通院することは、時間的、経済的なロスであり、集田入植地に歯科診療所設置を計上した。

歯科医 300名、器具一式（500千円）を要求。

- フラム診療所（野口 巖 医師 3月8日以降）の利用状況は別表の通りであるが、現在、繻帯、兼岳 *etc* は医師個人の負担として、実費で受診者より徴収している。

（フラム地区 既入植者数 2,300人である。）

	従生指導員 (350名)	嘱託巡回医 (200名)	看護婦 (100名)	歯科医 (300名)
A M	オニクス /	2	2	
リ オ		/	/	
サンパウロ	サントス収容所 /	/	/	
パラグアイ	フラム /	/	/	
	オムニ・パラナ 2	-	-	0 /
ボリビパ	サンファン /	/	/	0 /
	オキエリー /	-	-	
臣 国	ガルパヤー /	-	-	
	オランダス /	-	-	
ホルト・アグレ	-	/	/	
計	9 (新設 3)	7	7	新設 2

{ フラム診療所、利用状況 }

科目 \ 月別	3月8日以降	4 月	5 月	6 月
内 科	33	41	(含小児科)59	(含小児科)63
外 科	22	28	22	19
産 婦 人	11	9	10	10
眼 科	3	3	3	2
小 児 科	6	-	(内科)	(内科)
歯 科	1	-	-	5
耳 鼻 科	-	-	3	2
そ の 他	-	6	6	6
計	76件	87	103	107

支部名	項目 移住地名	初年度設備費	医療器具購入費		施設費
		(冷蔵庫机棚等)	医療器具一式	発電機	
A M	第二トラス	414	0	0	0
ORJ	-	-	-	-	-
S P	トラス	414	-	400	-
	カプセル所	-	1,377	-	-
P O					
P A	フラム	414	-	-	-
	アルト・パラ	(註) 828	1,377	400	665
B O	サンファン	414	-	-	-
	フェリ	414	1,377	400	665
A R	ガルアパー	414	-	400	-
	アンス	414	1,377	400	665
合計	13,229	3,726	5,508 (44件)	2,000 (51735/14件) (トラス)	1,995 (31件)

(註) 増員(衛生指導員) 2名に付、冷蔵庫、机、棚、スチール
キャビネット 2cc 2組とする。

	項名 移住地名	初年度 設備費	機械器具購入費		施設費
			器具一式	発電機	
歯科 診療所 費	アルト・パラナ	414	500	400	665
	サンファン	414	500	400	665
	計	828	1,000	800	1,330

57 子弟教育費の説明

44,640千円

1. (1) 教育関係の施設、教師の給与、教材等については、一般に受入国側の負担である。しかし、受入側の負担能力にも限度があり、又中南米諸国では急速に実施できない例が少なくない。
- (2) 伯国州政府等の公的機関の経営する植民地やドミニカの各植民地では、受入国側でかなり充分な設備及び教員の配置をしているが、ホリビア、アルゼンチン、パラグアイ、コロンビア、アマゾン地域では特に設備も不十分である。又教員配置も満足すべきものではなく一部又は全部の補助をなし子弟教育に遺憾なきを期するの要がある。
- (3) 特に日本人はその国民性からしても、教育には非常に熱心であり、教育こそ次の世代を担ひ、当該国に融和し社会、経済的発展の契機たる原動力となるので早急に適切な措置を講ぜねばならない。
- (4) 移植者にとって入植当初は教育費の負担は大であるので教員の給与、教員宿舍、又教材費まで負担することは不可能であるので初期の入植目的に邁進するためには子弟の教育が放棄されることにもなりかねない。
- (5) 36年度は、移住地、移住者数も、子弟数も増加する。少くとも、日本における義務教育程度は、移住地の子弟にもこれを施し、有為なる人材としての礎地を作るべき

ものと思料する。

2. 36年度計上内容；

4) 校舎建設	150 m^2	11校	8,640千円
設備費充実	460組		3,312
5) 教員宿舎	30 m^2 × 21ヶ所		7,938

受入国側で教師を派遣してくれる場合であっても、住居の面倒はみなければならぬ現状であるので優秀な教師を招致するためにも、学校運営のため、教師の宿舎は不可欠の要素である。

6) 教師謝金 $52名 \times 16,000円 = 8,640千円$

受入国側の派遣教師であっても、給与の一部を父兄の援助によらなければ、教師は他に転向し又は、他地に転勤しがらである。

父兄に援助を求めても、入植後未だ安定、定着していない移住者にとっては酷である。

良き教師の確保は、この点より、補助により収入の一部をみることにある。

前述の宿舎と相俟って、初めて教育目的を達成しうるものである。

(別表参照)

子弟教育費

1,6000 円 机椅子 2人用 7,200 円

{ 校舎 150²¹² x 15,000 円
 捨舎 30²¹² x 12,600 円

支部名	経費種別	諸謝金人数	初度設備費	施設費
A M アマゾン	6,320 円	モンテ・アレグレ 2 タイアノ・トレゼ デセンプロ ベラビスタ、エフ セニホサレス 16名 グアマ、マタヒー マザン、キナリー ファセンジニア オ22 国道、ロザリオ マルアイ、バカバール オニトマス 3,072 円	オニトマス バカバール 720 円	⑧ オニトマス 2,250 円 ⑧ オニトマス 378 円
リオ R.J	1,992 円	J.K. 3 ビオ12世 ブナウ、ピウソ ボニト、ウナ、イバラ マセオ 10名 1,920 円	マセオ 72 円	—
サンパウロ S.P	384 円	ハルセ・アレグレ トラードス 2名 384 円	—	—
パラグアイ P.A	21,024 円	フラム 7 キマス 2 } 15名 アル・バラナ 5 国際道路 1 } 1,800 円	アル・バラナ 250 } 270名 国際道路 20 } 1,944 円	⑧ アル・バラナ 5 } 6名 国際道路 1 } 13,500 ⑧ フラム 3 アル・バラナ 5 } 10名 キマス 1 } 国際道路 1 } 3,780 円

ボリビア	8,274 冊	サンファン 5 メモリー 1 サンファン #2 / 7名 840 千円	サンファン #2 メモリー 40組 288 千円	⑧ サンファン #2 / } 2枚 メモリー / } 4,500 千円 ⑨ サンファン 5 } サンファン #2 / } 7冊 メモリー / } 2,646 千円
亜 国	762 冊	カレパ- アンデス 名 1 2名 (1,10,000冊) 240 千円	アンデス 20組 144 千円	⑩ アンデス 1冊 378 千円
コロンビア	5,784 千円	ゴダッシ, グカラマンガ 名 1 2名 384 千円	ゴダッシ } 名 / グカラマンガ } 2名 144	⑪ ゴダッシ / } 2冊 グカラマンガ / } 4,500 千円 ⑫ ゴダッシ / } 2冊 グカラマンガ / } 756 千円
計	44,640 千円	8,640 千円	3,312 千円	⑬ 24,750 千円 ⑭ 7,938 千円 計 32,688 千円

§ 子弟教育費

○ 移住地青年講習会の説明

2,464千円

言うまでもなく、移住者が移住地に於て早期に自立安定し、社会、経済上寄与しうることは、究極の目的ではあるが、この目的達成のためには

- 1) 該移住地の営農法の早期確立実施
 - 2) 協同組合の保護育成
 - 3) 移住地内の交通、運搬路の造成
 - 4) 将来の中堅人物の養成
- 等である。

当予算は、移住地の将来を双肩に担ふ青年の中から、有為な人材を選考し、モンテ・アレグレ農場（アマゾン支部）フラム農場（パラグアイ支部）にて、36年度テスト・ケースとして、実施することとした。

各支部30名程度を3回に分け、期間は10日～2週間、各移住地より3～5名選考する。

講習会の内容は、有為の人材養成の意味より、会計、簿記、協同組合、農産物市場、販売等の学科は勿論、機械使用法、農産物加工、熱帯農業に関する知識も育成したい。

各支部 3,732千円×2 を計上した。

§ 8. 機械器具購入費の説明

1. ブルドーザー 入植地における道路が想像以上に悪路であることは、いづこの入植地でも大なり小なり共通の問題である。こうした悪路の根本的な解決が、振興会社の融資による道路の建設に俟たねばならないとしても、入植地内外の道路の小補修、改修等は、当会支部が、ブルドーザを所有し、直接且つ、速やかに機動的に実施することが、最も能率的で経済的な方法だと考えられる。

サンファンカニ植民地にブルドーザーノ台購入し、35年度購入分2台と共に、3台とし、支部が一括運営し、入植地の造成に当る。

サンファン地区の樹木は大きいのでD-8型でないとな率が悪い

ホリビア支部 21,600千円 計上。

2. グレイダー ブルドーザーで整地したあとを、グレイダーで、固め、仕上げる。スルドーザーで、これをするのは、充分な整地固定、仕上げはできない。

ホリビア支部 ノ台購入 9,485千円

3. チェン鋸 伐枝に使用、能率増大のため。

ホリビア支部 (キモリー) / } 806千円
アルゼンチン (アンデス) / }

4. 無線通信機 ホリビア・パラグアイ移住地は、電話、交

通 etc の通信機関は着しく不備で、各種機関は夫々自己の無線有線通信機によっている。サンタ・クルスと入植地間では雨が降るとノの日以上に亘り全く音信不通となりことが屢々起り、業務を著しく阻害している。

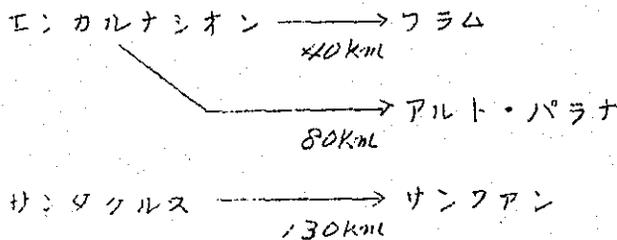
かかる事情は、パラグアイについても、同じく言える事であり、両支部に無線通信機を施設し、業務の円滑、迅速な遂行を期したい。

5. オートバイ 入植地間といつても20〜30K以上高れている所では、交通上の不便は兎角急病人その他緊急の必要があるときには、連絡、運搬、採肉としての文明の利器といえよう。

各支部共、その必要を痛感している。

地区名	項目	無線機	オートバイ
サンファン		3	3
モモリー		1	1
サンタクルス		1	—
アルト・パラナ		2	2
エンガル		1	
フラム		1	1
計		9台	7台

○ 距離



○ 無線機 5400千円

○ オートバイ 1225千円

6. 乾燥機 邦人移住者の換金作物としての大豆の乾燥を完全にし、販売、運送途上事故のないことを期するため、又移住地自給用として、保存を全うかためる為穀物乾燥設備をなし、迅速に乾燥をして、最良品売出しは、移住者の至済安定上急務である。

(4) 3.5年度産大豆が、外務、農林両省の努力で、1000トンの移入契約が成立したが、契約上又、損害保険料適用上、水分含有率14%以下で且つ、6月末迄に積立予定の迄、水分含有率は大部分が、16%以上であり、天日で5日間干して漸く、15%程度である。

(5) 乾燥用の穀物もなく、能率が悪く、特にシートによる天日乾燥は効果がない。

14%以下(国際水分規格)に干すためには、少くとも15日は必要であり、1000トンの量では2ヶ月以上の月

日が必要であり、現地では兩期に入る。

6. 現在内地の状況は、大豆輸入は近くA A 制に移行させるものと見られているのに対し、本邦の海上保険会社は、昨年度輸入のブラジル産大豆の爰瘻により、5億円にのぼる損害を受けた処から、本年6月/日以降積出しの南米産大豆には、一率に従来の保険料率のノノ倍の保険料が課せられ、水分ノ4%以上は付保の対象にならないことになり、南米産大豆輸入に肉しては、各社とも悲觀的な見通しをたてている。

7. パラグアイ大豆の輸入の実績がないので、本件取引をテスト・ケースとして、6月以降も旧レート適用になるかどうかは、大豆の良質、水分率等による事となる。

乾燥機一式設置 4,500千円計上。

8. 来年度は苗質の選汰、播種期、刈取時期等諸般の点を再検討せねばならないが、特に乾燥については、設備を具備し、これの利用により農家の手間簡略、経費の節減を計ることが大豆輸出の前提条件となる。(下記参照)

記

1. 早生大豆の収穫は大体完了し、現在天日による乾燥中である。

2. 水分検定器をアスンシオン STICA より借用し、天日乾燥の程度を検査中であるが、当初ノ週間位の乾燥で事足りると判断したものが、殆んどのものかノ6%前後である。

3. 本年は湿潤期の到来がノケ月遅く3~4月にかけて好天が続いたが、その下で収穫し且つ、2週間以上天日乾燥したものが漸く14%以下となつている。
4. 5月中旬より雨期入りの天候であり現在晩生大豆は収穫期に入つているので晩生大豆の状況は悲観的である。
5. 現在1期マيسの出荷中であるが、約700トンの出荷をもつて一応中止し、大豆乾燥に全力を挙げる様手配した。(5月16日現在)
6. 1町歩当り40俵の収穫を当初予定したが、乾燥により30俵をさける事情にあり、総収量の相当減が見込まれる。
7. 5月20日オノ一回出荷200トンの予定は見通しがつくまでアスンシオン商店代理店に延期方につき農協連が連絡した。
8. 以上の次がであり乾燥設備を是非共必要とするので格別の配慮を煩したい。爾後の事情については至遅の推移をみて報告する。
9. 搾油機 油は、直接食料用に供するばかりでなく、その粕は家畜の飼料となり、肥料に用いられ、更に工業用化学用など、特に南米各地では、植物性油が、多く生産されると共に土着人も油を多量に利用する食料を好む傾向が強い。又、反面競争の多い企業でもあるから、生産費をできるだけ安くし、優良な品質の油を生産するようになければならない。

ゴマ、落花生、油桐 アマゾン（エッセニオサーレス）

1 台

油桐、大豆油

アルト・バラナ

3 台

1,016 計上。

8. 排水ポンプ（トベルベ 2 台）

水道ポンプ（アグアネグラ 1 台）

(ウ) 当国トベルベ移住地には未だに約 1500 タレアの未耕地が用水不足のため放置されている。本カナル川を流れる水量は、年中豊富であり、ここにカナル用水を約 2 ヶ〜3 ヶ掘水して使用のため揚水ポンプを貸与する事により 1 台の灌漑能力 300 タレアとして、計 600 タレアの未耕地を更に耕作しうる事となる。現在用水不足のため、当コロニアに絶望、他地へ出稼ぎ又は転住希望の家族に対して生計の道を与えるばかりでなく、人口稠密で耕地狭隘のため問題の絶えない他コロニアから若干の家族を転住せしめうる。

8 馬力モートル付

口径 5 吋

605 千円 計上

(ロ) アグアネグラは、ハイチ国境の極度に交通不便の地に位置し、耕地は、住居より約 3K ヶ〜8K ヶも険阻な山奥に存在し、甚だ入植又は耕作条件が不利のため、移住者中には外国再移住を望む者もあり、特に 34 年未より水道ポンプが破損ために移住者は、農業を中止しても約 6K ヶ高れ

た水源地向飲料用水を汲みに行かざるをえない状況である。

原則として、水道ポンプは、ド国政府が当然速やかに修理又は補給すべきものであるが、当国政府の現状よりすれば、この期待は困難であり、現に政府筋より今後は、移住者より各種陳情又は要求はなされる様申し入れがあった。

而るに該移住地は、電灯もなく、更に不可欠な用水もなくしては、到底農業面における効果は期待できず、衛生上も憂慮されるので、これを放置することは、人道上の問題に等しく、速かに水道用ポンプ一台貸与することが望ましい。

口径	3インチ	8馬力エンジン付
ノ台	242 千円	計上

9. コーヒー脱皮機 アグアネグラ及びアルタグラシャの主要作物たるコーヒーは、伯国サンパウロ近辺の平地大農園式栽培法と異なり、険阻な山腹に野生状態に生育したコーヒー樹より採集するため、前述のサンパウロあたりとは、雲泥の労力又は、耕作条件下にあるが、この採集したコーヒー実を乾燥し表皮を去った後、ドミニカ国商人に売却される。この際コーヒー豆は、滋皮付のまま売却しているので、46% 当り、2% or 3% も買いたたかれ移住者全体の年間における損失は多額に上っている。

コーヒー脱皮機は極めて高価であり、移住者個人は、もとより協同組合でも到底購入し難い実情であり、これが、援助を求める声強い。

当該移住地の極度に不利な地理的生活条件及び将来における
当地の生活安定・発展を考慮して、これが購入貨与の予算計
上。

アグアネクラ、アルタ・グラシヤ 各ノ台
4馬力 ガソリンエンジン付 576千円

10 発電機 ド国内の邦人コロニアの中電灯の施設のある
のは、僅かに2ヶ所に過ぎず、其他、無灯コロニアにおけ
る会合、各種夜間事業に当り、極めて不便を痛感しおるのみ
ならず、慰問映画等は実施不能である。

発電機(携帯用)をノ台購入により、夜間業務の遂行上の不
便排除と共に想像以上の山間僻地にあつて慰安娯楽を渴望し
た邦人移住者にせめて、映画による慰安も与ふる事を是非必
要となる。

10 KWH /台 180千円

§9. 施設費の説明

1) 収容所 150[㎡] × 9ヶ所 14,659千円

(イ) 移住者が入植地到着しても、予め住宅の建設してあるドミニカ等一部の移住地を除き、直ちに自己のロッテに入ることは不可能である。従つて入植当初は、一度移住地の施設した収容所に入り、そこから3km乃至ノの数km離れたロッテに通ひ、そこで先づ住宅建設、伐採、開墾をはじめめる。自営用開拓移住では、こうした収容所に入っている期間が1〜3月位にわたるのが通常である。移住者の宿泊及び手荷物を収容することが、可能な建設は不可欠である。

(ロ) 収容所が入植者のロッテから、着しくはなれている場合には、利用価値が少ないので、収容所近くのロッテが満植になつた場合は、倉庫又は集会所、学校、収納舎等に転用するのであり、それに耐えうる堅固なものであることが要求される。

(ハ) 36年度要求予算で、アマゾン、パラグアイ、ボリビア各入植地予定地に伐採、山焼、住宅建設費を計上し、兩期にあつても入植開墾をなしうべく予定しているが、(整地住宅費の項参照)一度収容所に入り、既に山焼、伐採されたロッテにて、補助された建設材料を使用して、住宅建設をする。かくて、この住宅に移ることとなり、常時自己のロッテ内に開墾に従事し、目的を実行しうることとなる。本収容所は、これに至るまでの期間を先例の場合の1〜3

月の長期間ではなく、短期間収容するためである。

次期移住者、他への転換利用に収容所を価値めらしめる事ができることになる。

2) 駐在員事務所 $3074^2 \times 9$ ヶ所 2,139千円

一般に、移住地は都市近郊の交通便利な処にあるとは言えず、僻地にあるのが普通で、原始林を伐採し、開拓を行う処が大部分である。

配置された指導員は宿舍を求められず、収容所に同居したり、組合事務所に着泊して業務に従事しているが、長期間に亘り入植者の指導業務を行うことは困難で、とくに何の娯楽もない僻地に赴任する指導員は、家族の同行が必要であり、駐在員事務所を必要とする。

駐在員事務所は、駐在員の宿舍としてのみならず、各種指導や相談をうけるセンターとしての役割を果たしているが、かかる事務所のない地区では、この種活動に著しく不自由を感じている実情であり、新入植地及拡大された入植地に設置することが必要である。

3) 共同販売所 $9074^2 \times 6$ ヶ所 3,420千円

単に入植地における物資の共同購入・販売を行うのみならず、こうした事業を中心に入植地の組合の育成強化活動を活発にし、成長して行くために大きな役割を果たすことになる。

又一部の地区では、共同販売所は、又組合事務所としても活用され、組合活動の中心となっている。入植者の自立安定持

に社会的経済的安定への一つのステップとして、協組の結成発展の推進にあることは屢々述べたことである。

4) 倉庫 150^坪 × 2^ヶ所 1,900^{千円}

入植地内の生産物の集荷所又は、保管所として果す役割は大きいことは言うまでもない。倉庫のないため、折曲苦勞して生産した収穫物をさらして了つたり、保存場所のないため商人に所謂産先価格で、廉価にたたかれる事例もある。

又、将来は、組合が強化され、共同車路（共同集荷、出荷）が可能になれば、倉庫はより重要度を増すことになる。

又、収容所を収容倉兼用としうるが、雨期中や一時保存の爲には雨霧をしのぐだけでは足らず、湿度、温度の変化にたえる施設も要求せられる。

組合がある限度以上に自立した場合には、組合の自力により建設しうることを期待し、それ迄の一時的施設であるとして、最小限の予算を要求した。（別表ノ参照）

5) サントス収容所隣接家屋購入費

(1) 従来よりサントス港にて下船する移住者数は、年間5,000名を越えて、大阪商船及びローヤル汽船会社の船は毎月1回サントス港に入港、その都度100~800名の移住者を同港に上陸させているが、上陸直后移住者の荷物の通関がある。大体一家族について、2時間程度の通関時間を要し、又バラグアイ地区への移住者は勿論、伯国與地、南

街への移住者は、陸上輸送による目的地への出発迄の必要時間を宿泊のため、現在の収容力を増加する必要がある。その為追加購入家屋の敷地内に最小限300㎡を有する建物の増築を要するものと思料していたが、折良く、隣接家屋を購入しうることとなったので、施設費、備品を併せて予算を要求する。滞在期間中移住者の出資をも最小限にすることにもなる。

(ロ) 現在の建物の面積は393㎡で休憩のための収容力約450名、宿泊収容力約225名である。

宿泊収容人員のための増築を必要とするため隣接家屋購入を必要とする所以である。

(イ) (隣接家屋概要)

(所在位置) サントス市カンボス・サーレス街
60番地

(総建坪) 約367㎡

(敷地面積) 8㎡×50㎡ = 約400㎡

(収容力) 休憩のための収容力 約250名

宿泊 約125名

(ウ) 現在所有家屋に購入分を加えた場合、収容力の増加しうるのか、合算すれば

休憩用収容力 約670名

宿泊用 約350名

36年度予算要求分は 6,480千円であり36年

で一応打切ることになる。

6) エンカルナシオン収容所

48,666 千円

(1) フェノスアイレスと陸后、陸路鉄道にてホサードス → 渡河 → エンカルナシオンに至る。

芭国入植者は、エンカルナシオンにて、入国通関手続をなし、各移住地に向け出発する。

この地にて、一時収容することが必要となる。まして、荷物の到着が遅延することが、現状である場合には、収容所での宿泊をせざればならなくなる。

芭国入国者が益々増大しつつある現在、受入側として、考慮しなくてはならなくなつた。

(2) 収容人員 300人として、新設を予定し、36年度予算要求する

(別表 2)

(別表1)

		収容所	駐在員事務所	共同販売所	倉庫
アマゾン	ネットマス	/	ダイヤノ /	キナリー /	サンリス /
	ロザリオ	/	マルアイ /	マルアイ /	
	バカバール	/	バカバール /		
	計 7,689 ^{千円}	4,886 ^{千円}	1,140 ^{千円}	713 ^{千円}	950 ^{千円}
リオ		マシランガッパ /	マシランガッパ /	マシランガッパ /	
	4,872 ^{千円}	マセオ / 3,257	マセオ / 475	マセオ / 1,140	-
パラグアイ		国際道路 /	国際道路 /	国際道路 /	
	2,674 ^{千円}	1,629	アルト・パラナ / 475	570	-
ホリビア		メモリー /	メモリー /	サンファン /	メモリー /
	3,387 ^{千円}	1,629	238	570	950
アルゼンチン		カパペー /	-	-	-
	1,629 ^{千円}	1,629			
コロンビア		コダツシ /	コダツシ /	-	-
	1,867 ^{千円}	1,629	238		

サントマス収容所 } 6,480 }
 エンカル収容所 } 48,666 }

(別紙2)

(エンカルナシオン収容所建設費)

収容所建設費	1. 敷地面積	22,500 [㎡]
	2. 建物面積	2,848 [㎡]
	3. 建物構造	煉瓦造平家建
	4. 土地取得造成費	2,002,500 ^円
		89 [㎡] × 22,500 [㎡]
	5. 建築工事費 (主体工事費)	32,093,050 ^円
	6. 共通仮設費 (準備工事費)	296,500 ^円
	7. 階層設備工事費	2,690,400 ^円
	8. 諸橋梁工事費	221,250 ^円
	9. 諸経費 (工事費の20%)	35,801,200 ^円 × 20% = 7,160,240 ^円
	10. 設計管理費 (建築工事費の約3%)	42,961,440 ^円 × 3% = 1,288,843 ^円
	11. 備品費	2,413,100 ^円
	合計	48,666 ^{千円}

§ 10. 道路橋梁費の説明

植民地の早期発展如何を決定する要素は

1. 営農指導による適地適作の決定
2. 校同組合組織の育成發化
3. 交通・通信機関の發展促進
4. 医療保護による健康管理
5. 有能な人材養成等である。

36年度予算に、アマゾン支部管轄内の移住地の道路橋梁費を計上した理由は、交通・通信機関の便利如何は、入植地發展の一つの重要な *factor* であるということにある。

とりわけ、集団移住地として、広大なロッテ割(25ha~50ha)日本国の最小倍致8倍以上)の行われている地では勿論、アマソンの如き広大な密林地域では、交通の不便即ち道路橋梁の不存在、沢壞、破毀等による交通途絶は、“陸の孤島”となる可能性が大である。

さらに、交通は文明にとりのこされた地では通信機関ともなり且つ、市場への通路ともなる。

1) 原則として、当地区では、道路は伯國側の所有に属する。

(2.1取極10条L)

2) 両國側の取極で、伯國側が修理、補修する立場にあるに拘らず、事實上何等修理かはかどらぬ事情もあり、特に移住地内における幹線道路及び橋梁の建設は移住地の動脈ともなるのでこれが建設は是非共國の補助によつて当初は貫

遂をはかりたい。

- 3) 被害者は、日本人入植者であり、毎年各家族約30~40日これに無償奉仕している。
- 4) 入植者の経済的負担は大きい。特に入植初期の自立安定していない場合には、尚更である。

上述の点より、1) 入植者も、農繁期にも農業労力を無償奉仕に当てなくて済む。(労力調達不要) 2) 入植初期もない場合には、少額の経済的負担でも苛酷な条件となる。(経済的負担軽減)

移住地名	補修距離	橋梁個所	経 費
トレゼ・デ・セ テンプロ	2.1 2 KM (108,000円/km) (労賃 3,200円×20人×18日)	1ヶ所 (1,900円/m ²)	262 252 千円
マサゴン	3	3	552
マクピー	4	-	864 324
モンテ・アレグレ	-	5	257
	12.1 8 KM	9ヶ所	1,735 1,735 千円

§ 1. 整地・住宅費の説明

入植時期及び開拓期間が、雨期直前か雨期にさしかかると入植地における開拓(山焼、伐採、抜根等)は、南米特有の雨期中の湿度、水はけの悪さによる土地柄のため、仕事そのものだけでなく、自己のロツテに通う事すら、不可能又は困難で、不必要な労力の浪費、消耗になり、早期の開拓、耕作は望み甚となるのが実情である。

自営開拓者は、雨期々間中は何らなすことなく、自己の携行生活資金の食いつぶしによる以外はない。更に後続移住者の利用しうべき収容所も、2〜3ヶ月にわたり占有することになり、他への迷惑も計り知れない。

例えば、パラグアイは未だ舗装路少なく、土地もテラ・ロツシマ地帯で一度雨が降ると路面は最悪の状況となり一切 *Stop* する。場合によっては4〜5日全く通行止になり、又馬や人のみしか、通行のなしえない(但し、泥海をゆくことになる)こともある。

1) 雨期中に拘らず、自営耕作を可能ならしめる。

雨期のため自己のロツテに行けず又不必要な労力浪費により悪路を3K_m〜10K_mまで歩きロツテに行ったとしても水はけの悪い低湿地、密林の場合は、乾期の如く、山焼、伐採等も充分なしえないのが実情である。及に雨路をしのご簡単な住居でも、自己のロツテ内にあるならば、雨期中の自営開拓の可能性も大となる。

日伯協定は、移植民院管轄の土地は（クノ取極ノ糸E）
「各地区内の住宅建設に対し、諸材料を補助供給する」と
あるが実際にはなされていない。

簡易住宅が存在すれば、入植可能性を増す。両期中でも可
能、1戸当り4.5万円補助することとし、住宅材料費のみ
で建設費（その他の材料費、人夫賃）は、移住者の負担と
する。

2) 自己調達資金の軽減

自営開拓者は、土地代、営農資金、生活資金、荷物運賃
etc 多額の入植資金が必要であり、渡航前もしくは現地
融資はあるとしても、自己調達資金は多額を要する。

ちなみに入植予定地別の自己調達資金の最小額を示すと、
別表の通りである。

3) 現地収容所の利用価値増大

後続移住者のため、又所によつては、学校、収納舎とし
て利用する。入植者が、両期中2~3ヶ月間宿泊すると、
他への転換利用を不可能にすると共に後継者へも影響する。

4) 国内募集送出期間延長・相展

移住者送出を現地の入植適期に限定して行うことは、月
別の配船事務及び現地受入能力の関係より一定の制約を免
れない。

	雨 期	入植可能期間	出港より現地到着迄
アマゾン	1~6	6	35日
ポリビア	11~5	5	70日
パラグアイ	10~5	4	60日

移住者は、雨期終了期又は乾期初期に入植する事が必要であり、入植時期、募集、送出期間が時間的に限定されるので、伐採、山焼、があらかじめ役入側において行われ、又入植予定者のロッテ配分に依り、あらかじめ応急住宅を準備しておく一年中常時乗集送出が可能となる。

36年度要求予算には、各移住地一戸当り2haの土地の山焼、伐採、抜根をなし、整地又は種播は、有償、更に住宅材料費以外は移住者負担とする。

(別表)

項 目	移住地 入植戸数	オニトメアス	アルト・バラナ	サンファン	
		100戸	1540戸 _{II}	100戸	
1 土地代頭金		5(万円)	0(万円) 0(万円)	無償(万円)	
2 営農資金		10	現地融資可能 12	現地融資可能 9	
3 住宅費		-	6 渡航前融資 6	6	
4 生活資金		渡航前/向メアス移住に必要となる資金を指す	9 9	9	
5 荷物運賃		-	3 3	3.6	入港より移住地迄の分
6 農器員費		5	5.5 5.5	5	
7 渡航雑費		7.7	7.7 7.7	7.7	
自己調査資金		27.7	41.2 35.2	31.3	

(註) (II) (営農資金+住宅費)は、渡航前融資がなされるか、条件厳格なるため(I)による場合が多い。

○別紙 パラグアイ国移住者必要経費明細書参照

移住予定地	山焼、伐採、板根(整地費有償)	住宅建設材料費	計
オートハウス (100戸)	4,500 千円 (300 ^坪 × 15 ^坪 × 5 ^坪 × 2 ^回)	100 ^戸 × ^{39,000} 千円 / 45,000 = 4,500 2,000	9,000 千円 7,500
アルトパラチ 540戸	24,300	540 ^戸 × ⁴⁵ 千円 = 24,300 16,200	48,600 千円 40,500
サンファン	4,500	100 ^戸 × ³⁰⁰⁰ 千円 / 45 = 4,500	9,000 千円
計	33,300	33,300 -33,300	66,600 千円

- 1. 土地代償金 7 千円 (前割)
- 2. 住居資金 2 (携行)
- 3. 生活資金 9 ()
- 4. 荷物運賃 3 ()
- 5. 旅旅雑費 7.7 千円 ()

最小必要資金 → 8.7

- 移居費金 1.2 千円
- 移居費 5.5

FEU
30 千円以内 現地長期融資可能

(S.35. 9.2 訂正)

パラグアイ国計画移住者ノ世帯当リ

所要経費

(5人ノ世帯ヒシ
12人以上3人ノ家族)

I 申込段階ノ諸経費 4,300^円

1.	戸籍謄本下附料	100 ^円 × 2通	200 ^円
2.	農業従事証明料	30 ^円 × 1	30 ^円
3.	健康診断書		2,500 ^円
	(診察料	500 ^円 × 5	
	証明料		
4.	写 真	190 × 3 =	570 ^円
5.	県庁(地協)へ ノ連絡旅費	500 ^円 × 2 × 1回	1,000 ^円

II 合格後ノ諸経費 7,050^円

1.	戸籍抄本下附料	30 ^円 × 5	150 ^円
2.	健康証明		1,750 ^円
	診断書	50 ^円 × 5	
	通訳料(スペイン語)	300 ^円 × 5	
3.	万国種痘証明	150 ^円 × 5	750 ^円
4.	旅巻下附料	500 ^円 × 3	1,500 ^円
5.	写 真	1 ^円 × 3 ^枚	400 ^円
6.	県庁(地協)へ ノ連絡旅費	(1) 500 ^円 × 4 (2) 500 ^円 × 1	2,500 ^円

III あつせ所関係経費 2,650^円

1. 御里よりあつせん所までの汽車賃

長野～横浜	$\left. \begin{array}{l} 900^{\text{円}} \times 3^{\text{人}} \\ 450^{\text{円}} \times 2^{\text{人}} \end{array} \right\} = 3,600$	} 平均 4,500 円
福岡～神戸	$\left. \begin{array}{l} 1,300^{\text{円}} \times 3^{\text{人}} \\ 650^{\text{円}} \times 2^{\text{人}} \end{array} \right\} = 5,400$	

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|---------|
| 2. おつせん所迄
の荷物運賃
(平均20ヶ増行) | $400^{\text{円}} \times 20^{\text{ヶ}}$ | 8,000 円 |
| 3. 副食料(主食費除外) | $60^{\text{円}} \times 5 \times 8$ | 2,400 円 |
| 4. 荷物梱包料 | $200^{\text{円}} \times 10^{\text{ヶ}}$ | 2,000 円 |
| 5. 荷物運搬料(船内へ) | $160^{\text{円}} \times 20^{\text{ヶ}}$ | 3,200 円 |
| 6. 査証料(アルゼンチン) | $200^{\text{円}} \times 5$ | 1,000 円 |
| 7. 共済積立金 | $50^{\text{円}} \times 5$ | 250 円 |
| 8. 渡航費貸付契約印
紙代 | | 300 円 |

IV 船中経費 15,000 円

- | | | |
|----------------|------------------|----------|
| 1. 船中雑費(約50日間) | $3,000 \times 5$ | 15,000 円 |
|----------------|------------------|----------|

V 土地代頭金 100,000 円

VI 簿行資金(募集要領) 300,000 円

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ○1 営農資金 | 120,000 円 |
| ○2 家屋等建設資金 | 30,000 円 |
| ○3 生計費(1年分) | 90,000 円 |
| ○4 現地荷物運賃
(フエノクスプレス～インガルナシオ) | 60,000 円 |

(注) ○印は振興会社の融資対象

Ⅶ 携行農具 62,700 円

- | | | | |
|------|---------------------------------------|-----------------------|----------|
| ○ 1. | 動力脱穀機
(3馬力エンジン付) | 5世帯ノ台の共同
120,000 円 | 24,000 円 |
| ○ 2 | 脱粒機 | " | 6,000 " |
| ○ 3 | 噴霧器 (手動) | 30,000
10,000 × 1 | 10,000 " |
| ○ 4 | シート
(厚手、大小2枚) | | 15,000 " |
| 5. | 伐さい鋸
(炭鋸、二人引鋸) | | 3,700 " |
| 6. | その他の手農具
(剪定バサミ、接ぎナイフ
鋸、磁石、マスリ等) | | 4,000 " |

⑤ ○印は振興会社の融資対象

Ⅷ 設営工具、材料 5,300 円

- | | | | |
|----|-----------------------------------|--|---------|
| 1. | 大工道具 一式 | | 2,000 円 |
| 2. | 家屋建築材料 (10坪)
(釘、カスガイ、チヨウソノガイ等) | | 3,300 " |

Ⅸ 携行種畜費 2,000 円

- | | | | |
|---|--|---|---------|
| (| ヒョーマン、大根、カンラン、西瓜、人参
玉葱、胡瓜、マクワ瓜類、トマト、等 |) | 2,000 " |
|---|--|---|---------|

X 携行生活物資 14,000 円

- | | | | |
|----|---------------------------------|--|----------|
| 1. | 作業用品
(作業衣、地下足袋)
ゴム靴、雨合羽等) | | 10,000 " |
| 2. | 身廻り品
(衣料、日用品)
(家庭常備薬等) | | 4,000 " |

合 計 532,000 円

- ② 1 振興会社の融資対象…… 学費資金 12 万、家屋建設
6 万、農機具 5.5 万円、計 23.5 万円
2. 支度金約 2.1 万円補助

世界的未開発地開拓問題の重要性にかんがみ、日本人の優秀な素質とその過剰エネルギーを広く海外に送出し、世界人類の福祉向上と平和の確保の基盤に寄与せしめ、ひいては、外国貿易の振興、産業の発展、人口問題の解決に資する海外移住を促進する必要を痛感し、重要な国家政策の一環となっている。現在までは主として農業移住によつていたが、今後は、商業工業方面の技術者をも送出する必要に迫られている。

前途ある有為な抱負に燃えた青年を送り、その国の住民と融和し産業至済社会の中核となつて活躍する人材の養成を目的として、戦前の海外実習生制度の復活更に拡充を企図した。

戦前の外務省海外実習生制度は、名実共に有意義な制度として、高く評価され、実施も円滑になされていた。そして、当時の実習生は現在各地で、中心人物として働いている。

国家より経済的援助をうけ、実習期間中充分勉学の機会に恵まれ、よりよき引受人、素質とが一体となつて成果をあげたのである。

前記に、戦後の実習生は、この意義を充分生かすえないのみならず、成果もあがつていないウリスがある。更に、今後は、農業、商業、工業にまで拡充せられる必要が痛感せられるので

- ① 有能な人材の送考——研修制度の確立
- ② 現地引受人(受託者)の厳選、委託——引受、見習条件
- ③ 経済的補助——渡航費も補助等により、三位一体となって、将来有為な人材を育成を強力に推進し、後続部隊の吸引力の支柱たらしむべきものとする。
- ④ なお、現在、海外移住研修所次ノ回研修生として23名(農業9名、工業4名、商業10名)が入所しており、36年4月以降実習生として、前記の要件の下に送出する予定である。
- 研修所(ノ年)→実習生(2年) 3年間の教育・勉強の機会を与える。

各支部委託生予定数

A M.	2
リオ	4
サンパウロ	5
Part A	44
パラグアイ	2
ボリビア	2
亜 国	7
コロンビア	4

30

(註) Columbia は既に2名の工業関係技術者の申込

を受けている。

○ 1名 18,000円/月 を補助する。

○ $18,000\text{円} \times 30\text{人} \times 12\text{月} = 6,480\text{千円}$

§13. サンターナ整地管理費の説明

3,209 千円

1. 芭国より日本政府に対して、賠償給付された土地である芭国の現状は未だ充分な近代的法治国家の域になく、土地の所有権その他の権利を公示する登記制度も完備していない実情であり、可及的速やかに、その他の客観的具体的方法によつて、自己の権限を公示する区画をなす必要がある。
2. 給付された面積は約4000町歩(4000ha)で、周囲に最も簡単にして、現地入手の自然材料を利用して柵を

ほどこすこと 2,240 千円

管理人賃金 $2人 \times 18,000 円 \times 12月 = 432 千円$

その他で 3,209 千円を計上した。

3.

猟銃	2丁	40,000 円	80,000 円
弾薬		$1,000 円 \times 12月$	24,000 円
管理人宿舍		60 m^2	432,000 円
柵	$< 80\% \times 28,000$		2,240,000 円
		計	2,776 千円
賃金			432 千円
		合計	3,209 千円

§ 14. 諸謝金の説明

4. 移住者保護費

(7,243千円)

移住地にあつては、内地とは凡土も異なり、又作業も文字通り開拓であり、負傷、疾病その他の災害が多く、而も本国と異なり、これら罹災者を保護すべき親戚、地方自治体もなく、又これらを相互援助すべき隣人には、未だ他人のことに手をさし延べるだけの経済的余裕も充分ではない。

被災者は勿論このような状態に拱手傍觀せざればならない入植者達にとつて、明日は我が身にふりかかるこの争災を危惧の念をいだきフロンチヤーの意義も、抱負も喪失する事由ともなる。

- 1) 当該国又は州の社会保険制度に加入扶助をうける場合
- 2) 診療所の設置せられた移住地(実費支払)の場合には、この点は、或程度緩和せられる可能性はあるが、かかる条件の整わない移住地や呼寄移住者にとつては、多額の医療費を要する。
- 3) 35年度は全支部を通じて921千円計上を認められたが、充分とはいえない。

36年度に於ては

- ① 家長死亡による一時(弔慰)金として、支部よりの報告実績件数 19件 684千円
- ② 家長もしくは単身者(含呼寄被雇用者)又は家長死

亡による生活困窮者に対する生活保護費として 121件
3,920千円 計上。

例えば家長の死亡等により、妻が子供を連れて帰国する
とき即ち同援法適用がある迄の生活費援助である。

- ③ 重病人、重傷の場合には、都会の病院において、診
療する必要がある。全額費用を負担しうる迄には、入
植後3~4年かかるのが通常である。かかる意味より、
医療費の一部負担をなす。

383件

2,637千円

特にサンパウロ支部にあつては、雇用移住者は組合、
呼寄者に負担をさせている現状である。

(別紙 Copy) 参照) コチア産組は3年間に800ゴン
ト(1,600,000円)をコチア呼寄青年の入院、治療、手
術費に支出したといっている。

移住者保護費

(7,243千円)

	一時金	医療費	生活保護費	計
アマゾン	108	405	421	934
リオ	72	340	324	736
サンパウロ	36	(702) (180)	1,944	2,862
ポルトアレ	72	108	162	342
パラグアイ	144	400	389	933
ボリビア	36	202	292	530
アルゼンチン	36	108	65	209
ドミニカ	144	144	259	547

X.S.P 456

昭和35年5月24日

財団法人 日本海外協会連合会

理事長 森 重 子 夫 殿

和歌山不動産植民地入植移住者に対する
保護費の交付方申請に関する件

5月2日付貴信総発オノク号に基づき標記移住者中交通事故による下記死亡者2名及び負傷者6名について和歌山不動産会社に向合したところ、別添の通り事故状況の報告ならびに保護費の交付願書を提出越したので、貴本部において、御斟酌の上、然るべく御取計らい願いたい。

記

死亡者	田 中 豊 次	(39才)	家長
、	向 上 保 子	(4才)	
負傷者	久 保 高 雄	(35才)	家長
、	西 川 七 郎	(34才)	、
、	芝 田 盛 夫	(43才)	、
、	向 上 睦 己	(37才)	
、	向 上 敏 子	(10才)	
、	花 岡 峯 生	(19才)	

農拓協第136号

1960年5月3日

サンパウロ川農業拓植協同組合中央会

専務理事 久万 浩

日本海外協会連合会

サンパウロ支部長

大 沢 大 作 殿

罹病移住者治療費補助申請に関する件

標記に關し、左記移住者達は治療費支弁困難につき状況詳細を陳べ補助金下附の御取計い下されるよう申請致します。

記

1. 野見山 一 見 1909年3月23日生 51才
本 籍 福岡県鞍手郡若富町大字金生 2259
着 伯 1959年9月28日サントス着アメリカ元
家 族 7名
稼働者 25名なるも家長が病氣となり、妻と長男
15才となる。
紀刺先 神 信 = 郎

ミナソ州フルセイロ・ト・エステ郡セーラ・トス・ドラ
ードス地区

発病以来の経過

- 3月 3日 野上青年隊員に付き添われ岩瀬のためサンパウロ市に来る。
- 4 4日 取り敢えずコチア産業組合病院にて診察を受けレントゲン写真を撮る。
- 7日 下元医師の指示、紹介にて肺専門の久保、平田両医師の診断を受ける。レントゲン写真参照による診察の結果、肺炎且つ癌の疑い濃厚なることを注意され先づ肺炎の治療を言い渡されると同時に10日後の再診察を要請される。
- 19日 久保医師の診察を受け要請により再度レントゲン写真を撮る。
- 21日 久保、平田の診断、肺癌と確定する。
- 22日 久保、平田両医師の紹介によりサンパウロ医科大学付属病院ルレアール・フラッタ教授を訪問その了解を得る。
- 23日 フラッタ博士の診察を受け更に厳密なる診察と検査を要することを言い渡され施療患者として入院することを許される。そして最小限度6人の血液提供を要求される。26日6人の協力者を得て血液の提供を終る。
- 31日 サンパウロ病院内施療部に入院
- 4月 4、5日 今日までに、オルランド・バジーレ・エウリツ

コ・カンポス、アリツペオ・エレイアネット博士等との診察を受ける。肺癌を宣告され手術の絶対性を強要されたので即時海協連サンパウロ支部大沢支部長サンパウロ総領事館古川副領事に報告、両氏の承諾を得る。

4月 6日 切開手術執行 アリツペオ・エレイア・ネット博士執刀

4月 7日、10日、14日 手術後の経過良好

4月 18日 病院より経過極めて良好なる故退院する様言い渡され全日退院する。

4月 20日 } コチア病院にて下元医師の要望により診察をう
4月 25日 } ける。経過良好

4月 28日 サンパウロ病院に経過報告、レントゲン写真を撮る。その他の検査を受ける。

来る5月5日サンパウロ病院の要請により診察を受けることとなっているが、その後旅館に投宿療養を続けている。今後も医師の指示通りの養生を指示する期間続行しなければならない状態にあるので、これに対する月額救助費として5,000,000クルセイロス宛御下付される様請願致します。

2. 末岡 一也 1921年8月20日生 38才

本籍 長崎県大村市西本町541

着伯 1960年2月10日 サントス着あめりか丸

家族 7名

稼働 3名なるも本人病歿となったため妻と老父母だけとなる。

配耕先 平田利夫

パラナ州サンタカタリーナ線ロンドリーナ駅中央区植民地

発病以来の経過

2月23日 自覚症状あり戸田医師の診察の結果、肺結核と宣せられ、診断書持参、平田耕主同道してサンパウロに出る。

2月25日 救済会渡辺マルガリーダ夫人の援助を得てサンパウロ市サナトーリス、クレメンテ・フェレイラ療養所に入所を許可される。

その後3月3日、10日、13日、27日、4月7日と見舞い箋通報告を受ける。良好。

4月14日 療養所主筆ゼネローザの説明を受ける。

その後の経過は極めて良好である。本月9日の検査によれば血液は殆んどネガチーフであり体重も入院当時に比し10キロ余の増加を見ている。暹隄は完全に治癒したものでなければ許可しないが、彼の場合、今後4ヶ月もすれば大体許可されると思うが、移住地が異地である場合更に2ヶ月即ち今後6ヶ月位の見直しである。以前の如き状態であり、その後も21日、27日

と毎週見舞っているが、引き続き経過は良好であるが、治療速着の場合種々の謝礼金等必要とするので特別補助費として月額4000円をロスカッポ交付下さるよう請願します。

XSP 409

昭和35年5月9日

歌田法人 日本海外協会連合会

理事長 森 重 干 夫 殿

農拓協扱い移住者に対する保護費交付 申請
に関する件

今般、聖州農拓協より同組合扱い公募呼寄移住者として、客年9月28日着伯の野見山一見家族中、家長一見及び今年2月10日着伯の末岡一也家族中、家長一也に対する保護費の交付方を別添の通り、申請越したので、下記御参考の上、同保護費の適用方につき、折返し御指示願いたい。

記

1. 実情調査の結果

(1) 野見山一見について、本年3月日米医の診断の結果、肺癌であることが判明し、サンパウロ大学病院にて切開手術を

(280)

行なった。

その後の経過は良好。但し、今後1年間は療養の要あり、

- (四) 末岡一也について、今年2月診断の結果、肺結核であることが判明し、サンパウロ市サナトリーリオ、クレメンテ、フェレイラ療養所に入所。その後の経過は良好。但し、今後、引き続き6ヶ月間は安静治療に努める要あり。

2. 農拓協からは

野見山一見について

$$12ヶ月 \times 5 \text{ コント (医薬代)} = 60 \text{ コント}$$

末岡一也について

$$6ヶ月 \times 4 \text{ コント (医薬代)} = 24 \text{ コント}$$

計 84 コントの交付方申請趣している。

3. 然しながら、病状好転に伴い医薬代等、減少していくものであり、且つ両者家族の収入も漸次増加していくものと思われるので取敢えず

野見山一見に対し

$$6ヶ月 \times 5 \text{ コント} = 30 \text{ コント}$$

末岡一也に対しては

$$4ヶ月 \times 4 \text{ コント} = 16 \text{ コント}$$

計 46,000.00 の交付実現方御配慮願いたい。

なお前述の期間経過後、更に両名に対して、保護費の適用の要ありと認めた場合、病院側も相談の上、引籠き追加申請で行うことと致したいので御了知置き願ひ度い。

和歌山不動産会社
社長 竹中儀助

1960年5月21日

日本海外協会連合会リンパウロ支部

支部長 大沢大作殿

和歌山不動産植民者自動車事故報告並びに
負傷者治療費補助申請の件

弊和歌山不動産植民地へ昨年9月を2回移民として入植せる向上
弘氏長男(12)賢治君去る3月15日午後より頭痛を訴えて居り
ました処、16日朝より頭痛甚だしく正午死去(脳膜炎と推定さる)
同人をドウラウドス墓地に埋葬のため16日午後1時より同期入植
移民20人貨物自動車に便乗植民地を出発16日夜はドウラウドス
市にて御通夜を行い翌17日埋葬をすまし午後8時ドウラウドス発
帰植の途中全市より50キロメートルの地点にて悪路のため便乗者
振り落しを喰い田中重次(36)並に向上保子(4)は頭部に強打
をうけ2時間後に死去、その他

向上睦己(37)向上敏子(10)久保高雄(35)西川七郎(34)
芝田盛夫(43)花岡筆生(19)は打撲傷を受けドウラウドスの
病院に入院せり。

事故の原因は前述の如く悪路のためでありますかもう少し注意され
夜分の帰植をさけていたならば何んとかこの惨事を事前に喰い止め
られたのではないかと存じられますが之も植民者一同に於かれて

は開拓の意気に燃え寸暇を惜み痛植を急がれた善意の行動の結果の不幸にて充分今後の行動については注意を与えましたが、之を咎めようもなく会社としては真に遺憾と存じます。

特に向土氏には御子様をお二人も失なわれその上妻と息女を入院させ又死去された田中豊次氏は家長の事にて一家の支柱を失なつた遺族の方並びに向土氏には誠に御気の毒に堪えない次第でありますと共に入院されました方々には後述の如く多大の入院治療費を償しました上尚且当分の間の治療と静養が必要なため就勢不可能にては新来者のこととて蓄いもなく真に御気の毒な状態であります。

就いては弊社としても何程かの援助は致したいと存じますがとても充分なる援助は致し兼ねますれば貴会よりも格別の御高配を以つて治療費の御援助並びに不幸なる遺族に対し慰籍料の御援助願いたいと存じ左記入院者並びに負傷状態及治療に必要な費用、死去者遺族の奥情を御報告申し上げ補助金申請申し上げます。

何卒御事情御斟酌の上可然御取計ひ下さいます様御願い申し上げます。

記

入院者

1. 久保高雄(38) 1959年8月13日サントス入港あるせんらん丸にて渡伯

家長 6人家族、子供ノ文頭 4人

胸部打撲傷、ドウラードス病院入院ノ5日間、退院後2ヶ月間の治療と静養必要

病院にレントゲン、医薬代、治療費支払

C2 \$ 25,000.00

其後の治療費予算 1ヶ月当り

C2 \$ 5,000.00 X 2 10,000.00

計 C2 \$ 35,000.00

2. 西川七郎 (34) 1959年8月13日サントス入港あるせん
ちん丸にて渡伯

家長、4人家族、子供1人(2) 養子1人(21)

胸部打撲傷、トウロードス病院入院、5日間、退院後2
ヶ月の治療静養必要

病院にレントゲン、医薬代、治療費支払

C2 \$ 25,000.00

其後の治療費予算 1ヶ月当り

C2 \$ 5,000.00 X 2 10,000.00

計 C2 \$ 35,000.00

3. 芝田盛夫 (43) 1959年8月13日サントス入港あるせん
ちん丸にて渡伯

胸部打撲傷、トウロードス病院入院、5日間、退院後2
ヶ月間の治療と静養必要

病院にレントゲン、医薬代、治療費支払

C2 \$ 25,000.00

其後の治療費予算 1ヶ月当り

C2 \$ 5,000.00 X 2 10,000.00

計 Cr \$ 35,000.00

4. 向上睦己 (37) / 1959年8月13日サントス入港あるせん
ちゃん丸にて渡伯

胸部打撲傷、ドウラードス病院入院15日間、退院後2
ヶ月間の治療と静養必要

病院にレントゲン、医薬代、治療費支払

Cr \$ 25,000.00

其後の治療費予算 / 1ヶ月当り

Cr \$ 5,000.00 x 2 10,000.00

計 Cr \$ 35,000.00

5. 向上敏子 (10) 向上睦己 二女

大腿部打撲折骨、ドウラードス病院入院15日間退院後
2ヶ月間の治療と静養必要

病院にレントゲン、医薬代、治療費支払

Cr \$ 30,000.00

其後の治療費予算 / 1ヶ月当り

Cr \$ 5,000.00 x 2 10,000.00

計 Cr \$ 40,000.00

6. 花岡峯生 (19) / 1959年8月13日サントス入港あるせん
ちゃん丸にて渡伯

右腕骨打撲傷、ドウラードス病院入院7日間、退院後1
ヶ月の治療と静養必要

病院にレントゲン、医薬代、治療費支払

(285)

C2\$ 15,000.00

其後の治療費予算 1ヶ月間 C2\$ 5,000.00

計 C2\$ 20,000.00

- ク. 田中きぬ (36) / 1959年8月13日セントス入港あるせん
ちん丸にて渡伯

夫豊次死亡のためノコオ頭に4人の幼児を抱き今後の生活に不安を痛感し強度の神経衰弱に患りドウラウドス病院に入院加療中なるも早急の恢復の見込なし、医者の診断にては最少ノケ年の治療が必要、其の費用

C2\$ 120,000.00

右合計 C2\$ 320,000.00

死亡者

1. 田中豊次 (39) 家長、6人家族

1959年8月13日セントス入港あるせん

ちん丸渡伯

頭部強打にて死亡、ノコオ頭に4人の幼児を置し死去したるため妻きぬは今後の生活の途方に迷い強度の神経衰弱に患りドウロードス病院に入院加療中なり。

2. 向上保子 (4) 向上 姪 三女

頭部強打にて死亡

XBO 22号
海発才 86号
昭和34年12月9日

会長 坪上 貞二 殿

ボリビア支部長
若 槻 泰 雄

移住者保護費適用に関する件

企発才 237号の標記の件に関し下記の通り申請致します。

記

浜 崎 松五郎

一、保護を必要とする理由

1. 家族 10名(男1名、女9名)の大世帯で、2年不作続き
2. 今年のみ米の出荷皆無
3. 妻の長期の病気(心臓性高血圧)のため出費かさむ

二、生活状況

1. 組合より生活保護費約50ドル借入
2. その他個人よりの借財も多大
3. 妻の病気も費用なきため治療していない
4. 営農は真面目に行っている

三、必要と認められる交付額

250ドル

四、緊急度の順位 1

藤 川 昌

一、保護を必要とする理由

1. 家族8名の大世帯で2年不作続き
2. 飯米もなく米を購入している
3. 長男の骨折のため治療費かさむ

ニ. 生活状況

1. 組合より生活保護費50ドル借入
2. 個人よりも借財大
3. 菅農は真面目に行っている

三. 必要と認められる交付額

200ドル

四. 緊急度の順位 2

川 波 徳 安

一. 保護を必要とする理由

1. 二年不作続き
2. 妻の病気(子宮腫瘍)のため出費多大
3. 米の出荷殆んどなし

ニ. 生活状況

1. 組合より生活保護費50ドル借入
2. 個人よりも借財大
3. 菅農は真面目に行っている(3区区長)

三. 必要と認められる交付額

170ドル

四. 緊急度の順位 3

久 家 弘 実

一. 保護を必要とする理由

1. 去年は不作、米の出荷殆んどなし
2. 妻の病気が(妊娠後、心臓性高血圧)で入院し出費多大

二、生活状況

1. 組合より生活保護費50ドル借入
2. 個人よりも相当の借金あり
3. 菅農は真面目に行っている

三、必要と認められる交付額

150ドル

四、緊急度の順位 4

松本行春

一、保護を必要とする理由

1. 妻の長期の病気のため(多発性高血圧)出費多大
2. 今なお入院中

二、生活状況

1. 組合より生活保護費50ドル借入
2. 個人より相当の借財あり
3. 菅農は看護のため充分とはいかぬが真面目な人物

三、必要と認められる交付額

150ドル

四、緊急度の順位 5

長谷春夫

一、保護を必要とする理由

1. 次男が測量中に大腿骨折でサンタクルス市に入院1ヶ月以上になり治療し、多大の出費となった。

2. 然るに当市病院の医師能力の低さにより不具となる恐れが
生じたので、更にラパスに赴き治療をよぎなくされ、その出
費は膨大となり、各方面より借財を行っているが更に出費を
必要となる見込

二、生活状況

1. 組合より生活保護費50ドル借入
2. 他よりも借入金大
3. 看護、病等のため本年営農は遅滞

三、必要と認められる交付額

120ドル

四、緊急度の順位 6

(本信写送付先 公使館)

XBO 25号
海発オ89号
昭和34年12月11日

会長 坪上貞二 殿

ホリビア支部長

若槻 恭 雄

移住者保護費追加申請

標記に因し、下記の通り追加申請申し上げます。

記

1. 戸田 忠 都

一、保護を必要とする理由

(290)

1. 倒木により鎖骨骨折し、サンタクルスの病院で治療せず、
そのためラパスに治療に赴き入院し、出費多大

二. 生活状況

1. 治療費はすべて同県人より借財
2. 家族の労働力は、本人のみなので、今年の菅農もさしつか
えている。
3. 昨年末入植し、未だ1作もとっていない。
4. 本人は鍛冶屋の経験あり、来年はコロニアの機械工場で働
く予定で又、真面目な人物である。

三. 必要と認められる交付額

150ドル

四. 緊急度の順位

さきに報告した4と5の間

(本信写送付先 公使館)

X R. J. 26号
海発オ46号
昭和34年10月9日

日本海外協会連合会
理事長 殿

移住者保護費適用に関する件(貴信全発オ237号)

本年4月3日神戸出帆のさんとす丸移住者川口恭一は当初より言
動常態でなかったが今回発狂した。小職は別添写の通りレシップエ

駐在員に処理せしめておるが、下記の理由により移住者保護費の適用につき申請する。

記

(イ) 保護費の交付を必要とする理由

家長の発狂

(ロ) 交付の対象となる家族の生活状況

未だ道義確立せず、当初の携行金 \$ 155.00 は家長の酒代としてレシップエに頻繁に出て来る費用に消費された。

(ハ) 必要と認められる交付額

発狂者は無料病院に入れ家族が自活出来る方法をレシップエ駐在員に指導せしめているが、とりあえずの生活費として、

Cx \$ 4,000 × 4ヶ月 = Cx \$ 16,000.- を交付されたい。

レ発オ 22 号

昭和 34 年 10 月 5 日

レシップエ駐在員

大 浜 伸 三 殿

川口恭一(47オ) 本年 5 月 20 日 さんどす丸

レシップエ上陸、移住者の発狂に関する件

本件に対し貴電 2 通接受したので、次の通り返電申上げた。

「川口の件、無料気遣い病院に入れること、家族と本人との連絡は止めること、家族の生計の方法につき指導すること。」

理 由

何時解決するか分らない病人は無料収容されなければ、経済的に成立たない。

残酷の様ではあるか、家族と本人の連絡を止めなければ家族は何時迄もぐずぐずしていることとなる。爾余のものの破滅を来す、早急に家族の生計（現地で農業を続けるか、町で家庭奉公をするか）を立てる様指導しなければならない。

我方としても救済の方法を考えなければならぬかこれか実現するとしてモ日月を要し、早急な又多大な援助は期待出来ない、自立指導が肝要である。

川口については大体以下の様に承知してるか、更に最近の事情、その後の動向、将来の見透しにつき報告されたい。

川 口 恭 一	47才
妻 堀	43才
長男 龍 一	14才
二男 勤 次	10才
三男 清 数	7才
長女 君 江	4才

恭一は満蒙浪人、山口県か本拠であるか大阪で応募し、妻及び家族には、サンパウロ郊外のレシップエに行くのだと語りたまして来た。上陸早々酒を呑みつけ、鉾山か希望だと駄々をこねた。誰にも交渉されたくないとてアンジゴ農場に入ったか腰か落つた最近カナン農場に移った。

言動は当初より分裂的であり又、暴君的であった。

妻様はおどなくしっかりしているので夫をよく管理する様指導して来た。

(本信写送付先 大使館)

自営開拓移住地に対する特別補助 97,946 7円

1. グアタバラ耕地争業費

グアタバラ耕地は、36年度に300家族1,500名の集団移住が計画されているので、これを受入れ準備に要する経費として36,398 7円 7円を計上した。この要求の内訳は人件費(人員4名)、診療所費、子弟教育費、施設費、機械器具購入費等であり、いずれも300家族受入れに最低限度必要とされる経費である。

2. 移住振興会社購入土地に対する補助金

移住振興会社が購入して分譲する移住地の測量、ロツテ割、道路、橋梁建設等、いわゆる移住地の造成工事はすべて振興会社が行なうが、この造成費は結局その他諸経費と共に土地代に含められ、最終的には移住者の負担に帰せられるものである。このため土地代は極めて高額なものとなり、土地代の頭金、その他初年度に要する営農経費等を加えると、移住者が応募するために必要な経費は数十万円に達するのが普通である。

したがって振興会社の購入した移住地に入植出来る移住者は、渡航前に要する諸経費以外に尚数十万円の携行資金を要することとなり、これかなければ応募する資格が事実上ないため、応募階層は極めて限られたものとなる。この結果この種の移住地に対する入植状況は不振を極めていいる。

この現状を打開し、振興会社の移住地に入植する移住者を増大させるためには、移住地の造成工事を補助金で行ない、この造成

費を土地代の要索から取り除き、土地代をより安価なものとする
ことな肝要であろう。土地代が安くなれば、移住者の必要とする
資金も軽減され、移住者の応募階層は拡大されることとなろう。

この意味において36年度要求予算には、36年度に入植の予
定されている振興会社の購入移住地、パラグアイのアルト・パラ
ナ、ブリオネスグエ（国際道路）、アルゼンチンのアンデスの各
移住地について道路、橋梁、灌漑、排水工事に要する経費として
総額 ~~41,296万円~~ を要求した。

61,548万円

—

4

11

12

13

